

電子請求受付システムにおける
平成27年度報酬改定等への対応について

この資料は、システム開発における、現段階での検討内容を整理したものであり、今後の検討等により変更することがありえる。

目次

1. 変更点について
2. 簡易入力システム
 - 2.1. 共通
 - 2.2. 障害福祉サービス
 - 2.2.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について
 - 2.2.2. 機能改善について
 - 2.3. 障害児支援
 - 2.3.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について
 - 2.3.2. 機能改善について
3. 電子請求受付システム
 - 3.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について
 - 3.2. 機能改善について
4. 取込送信システム
 - 4.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について
 - 4.2. 機能改善について
5. サポートソフトウェア
 - 5.1. 機能改善について

このページは空白です。

電子請求受付システムにおける平成 27 年度報酬改定等への対応について

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定(以下、「平成 27 年度報酬改定」という。)等に対応するため、電子請求受付システムについて、以下の変更を行います。

1. 変更点について

電子請求受付システムにおける変更点は、以下の表の通りです。

▼表 1.1_1 電子請求受付システムにおける変更点

No.	システム名	機能名	変更内容
1	簡易入力システム (障害福祉サービス)	ログイン	Ver2.18 へのバージョンアップ後の初回ログイン時に平成 27 年度の地域区分における更新の要否について、点検を追加します。
		事業所情報保守	<ul style="list-style-type: none"> ・【地域区分設定】画面において、地域区分に関する点検を行います。 ・【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、算定項目を追加及び変更します。
		受給者情報保守	<ul style="list-style-type: none"> ・【受給者情報(支給決定)】画面において、《サービス内容》欄に平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを入力できるよう変更します。 ・【決定サービスコード検索】画面において、平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを選択できるよう変更します。
		処遇改善情報保守	【処遇改善情報(明細)】画面において、《キャリアパス区分》欄の入力項目の内容を変更します。
		単位数表標準マスク表示	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度報酬改定により項目を追加します。 ・《就労定着実績区分》欄の名称を《就労移行・定着実績区分》欄に変更します。
		基本情報入力内容確認	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、平成 27 年度報酬改定により追加された事業所情報(明細)の算定項目が表示されるよう変更します。
		行動援護サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《ヘルパー資格》欄を入力できないよう変更します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《個別支援計画作成の有無》欄を入力できるよう変更します。 ・明細情報の入力内容について、点検を追加及び変更します。
		重度障害者等包括支援サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に関する点検を行います。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で処遇改善情報に有効な情報が存在する場合、かつ処遇改善情報(明細)の《キャリアパス区分》欄が[I]の場合、実績単位数(単位)に福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数を算出するよう変更します。 ・福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数を算出する場合、画面に「福祉・介護職員処遇改善加算(I)を含む」が表示されるよう変更します。

No.	システム名	機能名	変更内容
1	簡易入力システム (障害福祉サービス)	生活介護サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。 ・《送迎加算》欄及び《開所時間減算》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。
		施設入所支援提供実績記録入力	《備考》欄の入力内容について、点検を変更します。
		自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> ・《送迎加算》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。 ・《提供形態》欄の入力内容について、点検を変更します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。
		自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> ・《送迎加算》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。 ・《提供形態》欄の入力内容について、点検を変更します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。
		宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄の名称を《夜間支援等体制加算》欄に変更します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、夜間支援等体制加算に関する説明を変更します。 ・提供年月に関わらず、《障害児氏名》欄が表示されないよう変更します。 ・《夜間支援等体制加算》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。
		就労移行支援提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> ・《送迎加算》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。
		就労継続支援提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> ・《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、《短時間利用》欄の名称を《平均利用時間》欄に変更します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、《平均利用時間》欄に[3]、[4]、または[5]を入力できるよう変更します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、平均利用時間に関する説明を変更します。 ・《送迎加算》欄及び《平均利用時間》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。

No.	システム名	機能名	変更内容
1	簡易入力システム (障害福祉サービス)	就労継続支援提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。
		共同生活援助サービス提供実績記録入力 (様式18-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《夜間支援等体制加算》欄及び《サービス利用区分》欄の入力内容について、点検を追加します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《夜間支援等体制加算》欄、《日中支援加算》欄及び《サービス利用区分》欄の入力内容について、点検を変更します。
		介護給付費・訓練等給付費等明細書入力 (様式第二)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に関する点検を行います。 ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。 ・特定事業所加算Ⅳのサービスコードを入力した場合、特定事業所加算Ⅳの単位数を自動で算出するよう変更します。 ・《特定障害者特別給付費》欄の入力内容について、点検を追加します。 ・サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。
		介護給付費・訓練等給付費等明細書入力 (様式第三)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に関する点検を行います。 ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。 ・サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。
		地域相談支援給付費明細書入力 (様式第五)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に関する点検を行います。 ・初回加算の算定について、点検を追加します。 ・サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。
		特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書入力 (様式第六)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に関する点検を行います。 ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。 ・特定事業所加算Ⅳのサービスコードを入力した場合、特定事業所加算Ⅳの単位数を自動で算出するよう変更します。 ・サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。
		計画相談支援給付費請求書入力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に関する点検を行います。 ・事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込むよう変更します。
		特例計画相談支援給付費請求書入力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に関する点検を行います。 ・事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込むよう変更します。

No.	システム名	機能名	変更内容
1	簡易入力システム (障害福祉サービス)	請求明細書自動作成	以下のサービスの請求明細書自動作成において、平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス ・重度訪問介護サービス ・同行援護サービス ・行動援護サービス ・生活介護サービス ・短期入所サービス ・施設入所支援 ・自立訓練(機能訓練)サービス ・自立訓練(生活訓練)サービス ・宿泊型自立訓練サービス ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・共同生活援助サービス(様式18-1)
		行動援護サービス提供実績記録票(確認リスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合、《ヘルパー資格》欄及び《内訳(適用単価別)》欄に斜線が出力されるよう変更します。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《個別支援計画作成の有無》欄が出力されるよう変更します。
		宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票(確認リスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄の名称を《夜間支援等体制加算》欄に変更します。 ・提供年月に関わらず、《障害児氏名》欄が出力されないよう変更します。
		就労継続支援提供実績記録票(確認リスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、《短時間利用》欄の名称を《平均利用時間》欄に変更します。
		メニュー	簡易入力システム(障害福祉サービス)からマニュアルビューア及び問い合わせ票入力起動できるよう、メニューバーにメニューを追加します。
2	簡易入力システム (障害児支援)	ログイン	Ver2.18 へのバージョンアップ後の初回ログイン時に平成 27 年度の地域区分における更新の要否について、点検を追加します。
		事業所情報保守	<ul style="list-style-type: none"> ・【地域区分設定】画面において、地域区分に関する点検を行います。 ・【地域区分設定】画面において、《適用開始年月》欄が平成27年4月以降の場合、《経過措置(旧児童デイ)の有無》欄について、入力不可となるよう変更します。 ・【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、算定項目を追加及び変更します。
		受給者情報保守	<ul style="list-style-type: none"> ・【受給者情報(支給決定)】画面において、《サービス内容》欄に平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを入力できるよう変更します。 ・【決定サービスコード検索】画面において、平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを選択できるよう変更します。
		契約内容情報保守	<ul style="list-style-type: none"> ・【契約内容情報保守】画面において、《サービス内容》欄に平成 27 年度報酬改定により追加される支給決定サービスコードを入力できるよう変更します。 ・【支給決定サービスコード検索】画面において、平成 27 年度報酬改定により追加される支給決定サービスコードを選択できるよう変更します。

No.	システム名	機能名	変更内容
2	簡易入力システム (障害児支援)	処遇改善情報保守	【処遇改善情報(明細)】画面において、《キャリアパス区分》欄の入力項目の内容を変更します。
		単位数表標準マスタ表示	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度報酬改定により項目を追加します。 児童発達支援サービスにおいて、事業所情報(明細)の《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]の場合、栄養士配置加算(Ⅱ)が算定できないよう、単位数表標準マスタの設定値を変更します。
		基本情報入力内容確認	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、平成 27 年度報酬改定により追加された事業所情報(明細)の算定項目が表示されるよう変更します。
		障害児入所支援提供実績記録入力	《入所日》欄及び《入所中算定日》欄の入力内容について、点検を追加します。
		児童発達支援提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。 明細情報の入力内容について、点検を追加及び変更します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。
		医療型児童発達支援提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。 明細情報の入力内容について、点検を追加及び変更します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。
		放課後等デイサービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。 明細情報の入力内容について、点検を追加及び変更します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。
障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分に関する点検を行います。 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。 サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。 特別地域加算のサービスコードを入力した場合、特別地域加算の単位数を自動で算出するよう変更します。 		

No.	システム名	機能名	変更内容
2	簡易入力システム (障害児支援)	特例障害児通所給付費等明細書入力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に関する点検を行います。 ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。 ・サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。
		障害児相談支援給付費請求書入力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に関する点検を行います。 ・事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込むよう変更します。 ・初回加算の算定について、点検を追加します。
		特例障害児相談支援給付費請求書入力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に関する点検を行います。 ・事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込むよう変更します。 ・初回加算の算定について、点検を追加します。
		請求明細書自動作成	<p>以下のサービスの請求明細書自動作成において、平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所支援 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
		メニュー	簡易入力システム(障害児支援)からマニュアルビューア及び問い合わせ票入力起動できるよう、メニューバーにメニューを追加します。
3	電子請求受付システム	帳票出力	<p>平成 27 年度報酬改定に伴い、以下の帳票における出力内容を変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動援護サービス提供実績記録票 ・宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票
		お知らせ連携	国保連合会から事業所へ通知文書等を送付するお知らせ連携において、通知先ユーザの設定を変更します。

No.	システム名	機能名	変更内容
4	取込送信システム	点検	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度報酬改定による地域区分の見直しに伴い、地域区分のコード値の検査を追加及び変更します。 平成 27 年度報酬改定による地域区分の見直しに伴い、《エラー情報》欄に表示されるメッセージについて、表示内容を変更します。 行動援護サービスにおいて、サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合、ヘルパー資格のコード値の検査を行わないよう変更します。 行動援護サービスにおいて、ヘルパー資格のコードの設定が可能なのは、サービス提供年月が平成 27 年 3 月以前までであることを明記します。 宿泊型自立訓練サービスにおいて、サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合、夜間支援等体制加算について、新しくコード値の検査を追加します。 宿泊型自立訓練サービスにおいて、《エラー情報》欄に表示されるメッセージについて、追加及び表示内容を変更します。 取込チェックにて表示されるエラーメッセージにおいて、サービス提供年月が平成 26 年 4 月以降の場合、「障害支援区分」の点検のエラーコード:EA03 を支払等システムと同じエラーコード:EA60 に変更します。
		モード切替機能	取込送信システムのモードを「事業所」から「代理人」へ切り替えるための機能を追加します。
		自動アップデート機能	システムのレベルアップ作業を自動化する自動アップデート機能への対応を行います。
5	サポートソフトウェア	問い合わせ票入力	【問い合わせ票入力】画面において、《ご使用のブラウザ》欄を追加します。
		自動アップデート機能	システムのレベルアップ作業を自動化する自動アップデート機能への対応を行います。

このページは空白です。

2. 簡易入力システム

2.1. 共通

2.1.1. 地域区分に関する点検について

平成27年度報酬改定による地域区分の見直しに伴い、平成27年度の地域区分における更新の要否について、点検を追加します。

また、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の地域区分の見直しに伴い、平成27年度の地域区分における更新の要否について、点検を行います。

簡易入力システムにおける地域区分に関する点検についての変更点は、以下の通りです。

(1)初回ログイン時の確認メッセージについて

簡易入力システム(障害福祉サービス)及び簡易入力システム(障害児支援)において、Ver2.18バージョンアップ後の初回ログイン時に地域区分の更新が必要とチェックされた場合、確認のメッセージを表示するよう変更します。

ここでは、簡易入力システム(障害福祉サービス)を例に説明します。

○【事業所選択】画面

○【警告】画面

○【地域区分設定】画面

Ver2.18バージョンアップ後の初回ログイン時に地域区分の更新が必要とチェックされた場合、確認のメッセージを表示します。
※メッセージが表示された場合、地域区分の更新が必要と想定されます。[Point！地域区分の設定について]を参照し、地域区分を更新してください。

【地域区分設定】画面が表示されるので、地域区分を設定します。

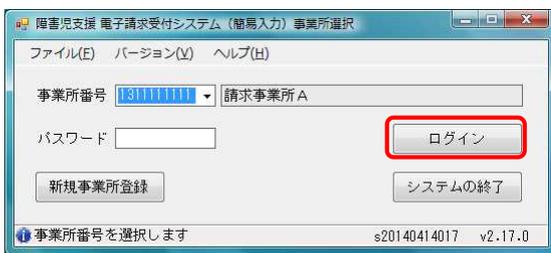


Point ! 児童デイ経過措置事業所における地域区分の登録について

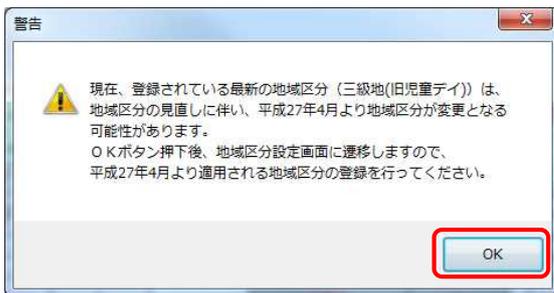
簡易入力システム(障害児支援)Ver2.15～Ver2.17において、平成27年4月15日以降の最初のログイン時に地域区分に関する点検が行われますが、当該バージョンは平成27年度報酬改定による地域区分の見直しに対応した点検ではありません。また、平成27年度報酬改定により追加される地域区分(8級地～14級地)の登録を行うことができません。

平成27年度より適用される地域区分については、簡易入力システム(障害児支援)Ver2.18にバージョンアップ後、【地域区分設定】画面より登録してください。

平成27年4月15日以降、簡易入力システム(障害児支援)Ver2.15～Ver2.17における最初のログイン時の動作は、以下の通りとなります。

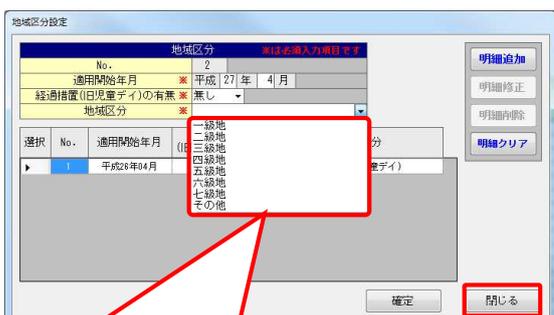


1. 【事業所選択】画面からログインします。



2. 平成24年度報酬改定による地域区分の見直しに伴う点検が行われ、【警告】画面が表示されます。(平成27年度報酬改定による地域区分の見直しに対応した点検ではありません。)

OK をクリックします。



3. 【地域区分設定】画面が表示されますが、平成27年度報酬改定による地域区分の見直しに伴う地域区分の登録ができません。

ここでは何も登録せずに、そのまま【閉じる】をクリックし、【地域区分設定】画面を終了してください。

平成27年度報酬改定による地域区分の見直しに伴う地域区分の登録ができません。

平成 27 年 4 月 20 日以降、簡易入力システム(障害児支援)Ver2.18 へバージョンアップ後の最初のログイン時に、平成 27 年度より適用される地域区分を登録します。

簡易入力システム(障害児支援) Ver2.18 事業所選択画面のスクリーンショット。事業所番号、パスワード、新規事業所登録、ログイン、システムの終了、事業所番号を選択します、s20150420015 v2.18.0

4.【事業所選択】画面からログインします。

警告
現在、登録されている最新の地域区分(三級地(旧児童デイ))は、地域区分の見直しに伴い、平成27年4月より地域区分が変更となる可能性があります。
OKボタン押下後、地域区分設定画面に遷移しますので、平成27年4月より適用される地域区分の登録を行ってください。

5.平成 27 年度報酬改定による地域区分の見直しに伴う点検が行われ、【警告】画面が表示されます。

OK をクリックします

地域区分設定画面のスクリーンショット。地域区分の登録が可能な状態。二級地、三級地、四級地、五級地、六級地、七級地、八級地、九級地、十級地、十一級地、十二級地、十三級地、十四級地、その他

6.【地域区分設定】画面が表示され、平成 27 年度より適用される地域区分の登録が可能となります。

平成 27 年度より適用される地域区分を登録してください。

平成 27 年度より適用される地域区分を登録してください。



Point ! 地域区分の設定について

地域区分の更新が必要とチェックされた場合、初回ログイン時に確認のメッセージが表示されます。メッセージが表示された場合、【地域区分設定】画面にて、地域区分の更新を行ってください。

[障害福祉サービス]

平成 26 年度の地域区分(20 区分)	平成 27 年度の地域区分(7 区分)	地域区分の更新の要否
一級地	一級地	不要
二級地	二級地	不要
三級地	二級地	必要
四級地	三級地	必要
五級地	二級地	必要
六級地	三級地	必要
七級地	四級地	必要
八級地	三級地	必要
九級地	三級地	必要
	四級地	必要
十級地	四級地	必要
十一級地	四級地	必要
十二級地	五級地	必要
十三級地	五級地	必要
十四級地	五級地	必要
十五級地	五級地	必要
十六級地	六級地	必要
十七級地	六級地	必要
十八級地	六級地	必要
十九級地	その他	必要
その他	その他	不要

[障害福祉サービス] ※児童施設経過措置事業所の場合

平成 26 年度の地域区分(8区分)	平成 27 年度の地域区分(15区分)	地域区分の更新の要否
一級地(旧障害児施設)	一級地(旧障害児施設)	不要
二級地(旧障害児施設)	二級地(旧障害児施設)	不要
三級地(旧障害児施設)	三級地(旧障害児施設)	不要
	四級地(旧障害児施設)	必要
四級地(旧障害児施設)	五級地(旧障害児施設)	必要
	六級地(旧障害児施設)	必要
五級地(旧障害児施設)	六級地(旧障害児施設)	必要
六級地(旧障害児施設)	七級地(旧障害児施設)	必要
	八級地(旧障害児施設)	必要
	九級地(旧障害児施設)	必要
七級地(旧障害児施設)	十級地(旧障害児施設)	必要
	十一級地(旧障害児施設)	必要
	十二級地(旧障害児施設)	必要
その他(旧障害児施設)	十一級地(旧障害児施設)	必要
	十三級地(旧障害児施設)	必要
	十四級地(旧障害児施設)	必要
	その他(旧障害児施設)	不要

[障害児支援]

平成 26 年度の地域区分(8区分)	平成 27 年度の地域区分(15区分)	地域区分の更新の要否
一級地	一級地	不要
二級地	二級地	不要
三級地	三級地	不要
	四級地	必要
四級地	五級地	必要
	六級地	必要
五級地	六級地	必要
六級地	七級地	必要
	八級地	必要
	九級地	必要
七級地	十級地	必要
	十一級地	必要
	十二級地	必要
その他	十一級地	必要
	十三級地	必要
	十四級地	必要
	その他	不要

[障害児支援] ※児童デイ経過措置事業所の場合

平成26年度の地域区分(21区分)	平成27年度の地域区分(15区分)	地域区分の更新の要否
一級地(旧児童デイ)	一級地	必要
二級地(旧児童デイ)	二級地	必要
三級地(旧児童デイ)	二級地	必要
四級地(旧児童デイ)	三級地	必要
	四級地	必要
五級地(旧児童デイ)	二級地	必要
六級地(旧児童デイ)	三級地	必要
	四級地	必要
七級地(旧児童デイ)	五級地	必要
	六級地	必要
八級地(旧児童デイ)	三級地	必要
	四級地	必要
九級地(旧児童デイ)	三級地	必要
	四級地	必要
	五級地	必要
	六級地	必要
十級地(旧児童デイ)	五級地	必要
	六級地	必要
十一級地(旧児童デイ)	五級地	必要
	六級地	必要
十二級地(旧児童デイ)	七級地	必要
	八級地	必要
	九級地	必要
十三級地(旧児童デイ)	六級地	必要
十四級地(旧児童デイ)	七級地	必要
	八級地	必要
	九級地	必要
十五級地(旧児童デイ)	七級地	必要
	八級地	必要
	九級地	必要
十六級地(旧児童デイ)	七級地	必要
	八級地	必要
	九級地	必要
十七級地(旧児童デイ)	十級地	必要
	十一級地	必要
	十二級地	必要
十八級地(旧児童デイ)	十級地	必要
	十一級地	必要
	十二級地	必要

平成 26 年度の地域区分(21 区分)	平成 27 年度の地域区分(15 区分)	地域区分の更新の要否
十九級地(旧児童デイ)	十級地	必要
	十一級地	必要
	十二級地	必要
二十級地(旧児童デイ)	十三級地	必要
	十四級地	必要
	その他	必要
その他(旧児童デイ)	十一級地	必要
	十三級地	必要
	十四級地	必要
	その他	必要

(2)地域区分設定

①点検の追加及び変更

簡易入力システム(障害福祉サービス)及び簡易入力システム(障害児支援)における【地域区分設定】画面において、地域区分に関する点検を行います。

ここでは、簡易入力システム(障害福祉サービス)を例に説明します。

○【地域区分設定】画面

The screenshot shows the '地域区分設定' (Regional Division Setting) window. At the top, there's a header '地域区分設定' and a note '*は必須入力項目です' (asterisk indicates required input items). Below this is a form with the following fields:

- No.: 2
- 適用開始年月: 平成 27 年 4 月
- 経過措置の有無: 無し
- 地域区分: (dropdown menu)

On the right side, there are buttons: '明細追加' (Details Add), '明細修正' (Details Edit), '明細削除' (Details Delete), and '明細クリア' (Details Clear). Below the form is a table with columns: '選択' (Select), 'No.', '適用開始年月', '経過措置の有無', and '地域区分'. The table contains one entry: No. 1, 平成24年04月, 無し, 六級地. At the bottom, there are '確定' (Confirm) and '閉じる' (Close) buttons. The version number 's20150420015 v2.18.0' is at the bottom right. Two callouts, '点検 1' and '点検 2', are present. '点検 1' points to the '明細追加' button, and '点検 2' points to the table.

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[明細追加] ボタン クリック時	以下の条件に全て一致する場合、 警告 ①適用開始年月が平成 27 年 4 月 から平成 28 年 3 月の場合 ②平成 27 年 3 月時点の有効な地 域区分が登録されている場合 ③平成 27 年 3 月時点で登録され ている地域区分が、更新対象の 地域区分の場合 ④平成 27 年 4 月以降から適用開 始年月の間で既に登録された 地域区分が存在しない場合 ⑤平成 27 年 4 月以降で登録され るべき正しい地域区分が設定さ れていない場合	入力された地域区分は平成 27 年 4 月より適用される地域 区分ではありません。 入力された内容で追加してよ ろしいですか？

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 2	[明細修正] ボタン クリック時	以下の条件に全て一致する場合、 警告 ①適用開始年月が平成 27 年 4 月 から平成 28 年 3 月の場合 ②平成 27 年 3 月時点の有効な地 域区分が登録されている場合 ③平成 27 年 3 月時点で登録され ている地域区分が、更新対象の 地域区分の場合 ④平成 27 年 4 月以降から適用開 始年月の間で既に登録された 地域区分が存在しない場合 ⑤平成 27 年 4 月以降で登録され るべき正しい地域区分が設定さ れていない場合	入力された地域区分は平成 27 年 4 月より適用される地域 区分ではありません。 入力された内容で修正してよ ろしいですか？

②画面の変更

簡易入力システム(障害児支援)における【地域区分設定】画面において、《適用開始年月》欄が平成27年4月以降の場合、《経過措置(旧児童デイ)の有無》欄について、入力不可となるよう変更します。

○【地域区分設定】画面

No	項目名	内容
1	経過措置(旧児童デイ)の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《適用開始年月》欄が平成24年3月以前の場合 入力不可となります。 ・《適用開始年月》欄が平成24年4月以降の場合 [無し][有り]のいずれかを入力します。 ・《適用開始年月》欄が平成27年4月以降の場合 入力不可となります。

(3)サービス提供実績記録票

簡易入力システム(障害福祉サービス)における【重度障害者等包括支援サービス提供実績記録入力】画面において、地域区分に関する点検を行います。

○【重度障害者等包括支援サービス提供実績記録入力】画面

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票

提供年月 平成 27 年 4 月分 事業所名 請求事業所 A

受給者証番号 9999999999 ? | 国保 太郎 障害児氏名 市町村名 国保市

実績単位数 17,078 単位 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を含む 実績割合 113.9 %

支給決定重(1月分) 15,000 単位 報酬請求額 137,700円

利用者負担上限月額 15,000円 利用者負担額 15,000円

当該月の日数 30日 サービス担当者会議開催日 月 日 特別地域加算を算定する

実績情報		サービス利用実績			合計			
No.	日付	サービス種別	開始時間	終了時間	実績時間数	共同生活援助 合計日数	短期入所 合計日数	その他サービス 合計時間数
13	日				時間			84 時間

実績単位数		加算		派遣人数	単位数
適用単価	基本単位数	加算	加算後単位数	派遣人数	単位数
円	単位		単位	1人	単位

選択	No.	日付	サービス種別	サービス利用実績			実績単位数						
				開始時間	終了時間	実績時間数	適用単価	基本単位数	加算	加算後単位数	派遣人数	単位数	1日計
▶	1	01日(水)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	2	02日(木)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	3	03日(金)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	4	04日(土)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	5	05日(日)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	6	06日(月)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	7	07日(火)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	8	08日(水)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	9	09日(木)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	10	10日(金)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	11	11日(土)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398
	12	12日(日)	重度訪問介護	10:00	17:00	7.0	799	1,398		1,398	1	1,398	1,398

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	以下の条件に全て一致する場合、 警告 ①提供年月が平成 27 年 4 月から 平成 28 年 3 月の場合 ②平成 27 年 3 月時点の有効な地 域区分が登録されている場合 ③平成 27 年 3 月時点で登録され ている地域区分が、更新対象の 地域区分の場合 ④提供年月時点で有効な地域区 分情報の適用開始年月が平成 27 年 3 月以前の場合	地域区分の見直しに伴い、 平成 27 年 4 月より地域区分 が変更となります。 地域区分の設定内容を確認 してください。

(4)請求明細書

簡易入力システム(障害福祉サービス)及び簡易入力システム(障害児支援)における【請求明細書入力】画面において、地域区分に関する点検を行います。

ここでは、【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二)】画面を例に説明します。

○【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二)】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	以下の条件に全て一致する場合、 警告 ①提供年月が平成 27 年 4 月から 平成 28 年 3 月の場合 ②平成 27 年 3 月時点の有効な地 域区分が登録されている場合 ③平成 27 年 3 月時点で登録され ている地域区分が、更新対象の 地域区分の場合 ④提供年月時点で有効な地域区 分情報の適用開始年月が平成 27 年 3 月以前の場合	地域区分の見直しに伴い、 平成 27 年 4 月より地域区分 が変更となります。 地域区分の設定内容を確認 してください。

※1 請求明細書の画面が以下の場合、点検を実施します。

[障害福祉サービス]

- ・【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二)】画面
- ・【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第三)】画面
- ・【地域相談支援給付費明細書入力】画面
- ・【特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書入力(様式第六)】画面

[障害児支援]

- ・【障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力】画面
- ・【特例障害児通所給付費等明細書入力】画面

(5)計画相談支援給付費請求書

簡易入力システム(障害福祉サービス)における【計画相談支援給付費請求書入力】画面及び【特例計画相談支援給付費請求書入力】画面において、地域区分に関する点検を行います。

また、簡易入力システム(障害児支援)における【障害児相談支援給付費請求書入力】画面及び【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面において、地域区分に関する点検を行います。

ここでは、【計画相談支援給付費請求書入力】画面を例に説明します。

○【計画相談支援給付費請求書入力】画面

The screenshot shows the '計画相談支援給付費請求書入力' (Plan Consultation Support Fee Request Form Input) screen. The '地域区分' (Regional Division) field is highlighted with a red box and labeled '点検 1'. The '登録' (Register) button is also highlighted with a red box and labeled '点検 1'. The screen displays various input fields for dates, amounts, and recipient information, along with a summary table and a list of registered items.

計画相談支援給付費請求書入力										
提供年月	平成 27 年 4 月分	事業所名	相談支援事業所 A							
請求先	国保市	単位数単価	10,000 円	地域区分	20	その他				
実績情報					合計					
No.	2				請求金額	32,120 円				
					件数	1 件				
支給決定障害者等										
受給者証番号	フリガナ	氏名	モニタリング日							
?			平成 27 年 4 月 日							
請求額計算欄										
サービス内容					単位数					
					単位					
支給決定障害者等										
選択	No.	受給者証番号	フリガナ	氏名	モニタリング日	サービスコード	単位数	請求額	登録状態	請求対象
▶	1	999999999	コト 知	国保 太郎	平成27年04月10日	521331	3,212	32,120		<input checked="" type="checkbox"/>

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	以下の条件に全て一致する場合、 警告 ①提供年月が平成 27 年 4 月から 平成 28 年 3 月の場合 ②平成 27 年 3 月時点の有効な地 域区分が登録されている場合 ③平成 27 年 3 月時点で登録され ている地域区分が、更新対象の 地域区分の場合 ④提供年月時点で有効な地域区 分情報の適用開始年月が平成 27 年 3 月以前の場合	地域区分の見直しに伴い、 平成 27 年 4 月より地域区分 が変更となります。 地域区分の設定内容を確認 してください。

2.2. 障害福祉サービス

2.2.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について

簡易入力システム(障害福祉サービス)における平成 27 年度報酬改定に伴う変更点は、以下の通りです。

(1)事業所情報保守

① 入力項目

各サービスの【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、算定項目を追加及び変更します。

○【事業所情報(明細)】画面 《算定項目》タブ

No.	区分	サービス提供単位番号	変更年月日	平成 27 年 1 月 1 日
1	新規・変更	01	平成27年04月01日	I型(1.7:1以上)

[追加項目]

No	項目名	内容	該当サービス
1	相談支援特定事業所加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> 《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 	計画相談支援
2	開所時間減算の有無	<ul style="list-style-type: none"> 《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 	生活介護

No	項目名	内容	該当サービス
3	開所時間減算区分	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降、かつ《開所時間減算の有無》欄が[有り]の場合 [4 時間未満] [4 時間以上 6 時間未満]のいずれかを選択します。 	生活介護
4	重度障害者(児)支援加算(強度行動障害)の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し] [有り]のいずれかを選択します。 	短期入所
5	就労定着支援体制加算区分(6 月以上 12 月未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し] [前年度の定着率が 5 分以上 1 割 5 分未満] [前年度の定着率が 1 割 5 分以上 2 割 5 分未満] [前年度の定着率が 2 割 5 分以上 3 割 5 分未満] [前年度の定着率が 3 割 5 分以上 4 割 5 分未満] [前年度の定着率が 4 割 5 分以上]のいずれかを選択します。 	就労移行支援、 就労移行支援 (養成施設)
6	就労定着支援体制加算区分(12 月以上 24 月未満)		
7	就労定着支援体制加算区分(24 月以上 36 月未満)		
8	常勤看護職員等配置加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し] [有り]のいずれかを選択します。 	生活介護

[変更項目]

No	項目名	内容	該当サービス
1	送迎加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。 	生活介護、 自立訓練(機能訓練)、 自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、 就労移行支援 (養成施設)、 就労継続支援 A 型、 就労継続支援 B 型
		<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 入力不可となります。 	宿泊型自立訓練
2	経過的居宅介護利用型区分	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 入力不可となります。 	共同生活援助
3	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 	施設入所支援、 宿泊型自立訓練、 共同生活援助
4	目標工賃達成加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]のいずれかを選択します。 	就労継続支援 B 型
5	福祉専門職員配置等加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]のいずれかを選択します。 	療養介護、 生活介護、 共同生活援助、 宿泊型自立訓練、 自立訓練(機能訓練)、 自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、 就労移行支援 (養成施設)、 就労継続支援 A 型、 就労継続支援 B 型

No	項目名	内容	該当サービス
6	特定事業所加算区分	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ][Ⅳ]のいずれかを選択します。 	居宅介護、 行動援護、 同行援護
7	就労移行支援体制加算区分	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][前年度の定着率が 5 分以上 1 割 5 分未満][前年度の定着率が 1 割 5 分以上 2 割 5 分未満][前年度の定着率が 2 割 5 分以上 3 割 5 分未満][前年度の定着率が 3 割 5 分以上 4 割 5 分未満][前年度の定着率が 4 割 5 分以上]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 入力不可となります。 	就労移行支援、 就労移行支援 (養成施設)
8	重度者支援体制加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ]のいずれかを選択します。 	就労継続支援 A 型、 就労継続支援 B 型
9	就労移行・定着実績区分	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名を変更します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][過去 3 年間の定着者がゼロ][過去 4 年間の定着者がゼロ]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][過去 2 年間一般就労への移行実績がゼロ][過去 3 年間の定着者がゼロ][過去 4 年間の定着者がゼロ]のいずれかを選択します。 	就労移行支援、 就労移行支援 (養成施設)
10	夜間支援等体制加算区分	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][Ⅰ][Ⅱ][Ⅲ][Ⅰ・Ⅱ][Ⅰ・Ⅲ][Ⅱ・Ⅲ][Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ]のいずれかを選択します。 	共同生活援助、 宿泊型自立訓練

No	項目名	内 容	該当サービス
11	夜間支援等体制加算対象利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [4 人以下] [5 人] [6 人] [7 人] [8 人～10 人] [11 人～13 人] [14 人～16 人] [17 人～20 人] [21 人～30 人]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [2 人以下] [3 人] [4 人] [5 人] [6 人] [7 人] [8 人～10 人] [11 人～13 人] [14 人～16 人] [17 人～20 人] [21 人～30 人]のいずれかを選択します。 	共同生活援助
		<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [3 人以下] [4 人～6 人] [7 人～9 人] [10 人～12 人] [13 人～15 人] [16 人～18 人] [19 人～21 人] [22 人～24 人] [25 人～27 人] [28 人～30 人]のいずれかを選択します。 ※ 《夜間支援等体制加算区分》欄が[無し] [Ⅲ] 以外の場合、入力可となります。 	宿泊型自立訓練
12	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し] [有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 入力不可となります。 	宿泊型自立訓練
13	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し] [有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 入力不可となります。 	宿泊型自立訓練

(2)受給者情報保守

①入力項目

【受給者情報(支給決定)】画面において、《サービス内容》欄に平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを入力できるよう変更します。

また、【決定サービスコード検索】画面において、平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを選択できるよう変更します。

さらに、平成 27 年度報酬改定により重度訪問介護の決定サービスコードの名称を変更します。

○【受給者情報(支給決定)】画面

受給者情報(支給決定)

受給者証番号 999999999 国保 太郎 障害児氏名

No.	サービス内容 *	決定支給量 *	最大提供量(1回) *
2	27		

支給決定開始日 * 支給決定終了日 * 旧障害程度区分

選択	No.	サービス	決定支給量	最大提供量	支給決定	支給決定終了日	旧障害程度区分
▶	1	生活介護				平成28年03月31日	

登録 戻る 明細追加 明細修正 明細削除 明細クリア

s20150420015 v2.18.0

○【決定サービスコード検索】画面

決定サービスコード検索

基準日 平成 27 年 4 月 30 日 検索

コード	名称
220921	生活介護児童移行者加算重度障害児支援 (知的障害児 (Ⅱ))
220922	生活介護児童移行者加算重度障害児支援 (盲ろうあ児 (Ⅰ))
220923	生活介護児童移行者加算重度障害児支援 (盲ろうあ児 (Ⅱ))
220924	生活介護児童移行者加算重度障害児支援 (肢体不自由児)
220927	生活介護児童移行者加算重度障害児支援 (強度行動障害)
221000	生活介護基本決定
222000	生活介護 経過的措置対象者決定
224000	生活介護児童移行者対象者決定 (知的障害児)
225000	生活介護児童移行者対象者決定 (自閉症児)
226000	生活介護児童移行者対象者決定 (盲児)
227000	生活介護児童移行者対象者決定 (ろうあ児)
228000	生活介護児童移行者対象者決定 (肢体不自由児)
240902	短期入所加算重度障害者支援加算対象者
240928	短期入所加算重度障害者支援加算 (強度行動障害) 対象者
241000	短期入所障害者決定

確定 閉じる

s20150420015 v2.18.0

平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードが選択できます。

[入力可能となる決定サービスコード]

No	サービスコード	サービス内容
1	220927	生活介護児童移行者加算重度障害児支援(強度行動障害)
2	240928	短期入所加算重度障害者支援加算(強度行動障害)対象者
3	320927	施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(強度行動障害)

[名称が変更となる決定サービスコード]

No	サービスコード	サービス内容
1	121000	重度訪問介護重度障害者等包括支援対象者決定
2	122000	重度訪問介護障害支援区分6該当者決定

(3) 処遇改善情報保守

① 入力項目

【処遇改善情報(明細)】画面において、《キャリアパス区分》欄の入力項目の内容を変更します。

○【処遇改善情報(明細)】画面

[変更項目]

No	項目名	内容
1	キャリアパス区分	<ul style="list-style-type: none"> 《適用開始年月》欄が平成 24 年 3 月以前の場合 《処遇改善加算の有無》欄が[有り]の場合、[減算なし] [20%減算(キャリアパス要件、定量的要件)] [10%減算(キャリアパス要件)] [10%減算(定量的要件)]のいずれかを選択します。 《適用開始年月》欄が平成 24 年 4 月以降の場合 《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]の場合、[I] [II (キャリアパス要件)] [II (定量的要件)] [III (キャリアパス要件、定量的要件)]のいずれかを選択します。 《適用開始年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]の場合、[I] [II] [III (キャリアパス要件)] [III (定量的要件)] [IV (キャリアパス要件、定量的要件)]のいずれかを選択します。

(4) 単位数表標準マスタ表示

【単位数表標準マスタ表示】画面において、平成 27 年度報酬改定により項目を追加します。また、《就労定着実績区分》欄の名称を《就労移行・定着実績区分》欄に変更します。

○【単位数表標準マスタ表示】画面

平成 27 年度報酬改定により項目を追加及び変更します。

[追加項目]

No	項目名
1	福祉専門職員等連携加算
2	行動障害支援連携加算
3	行動障害支援指導連携加算
4	重度障害者支援加算(強度行動障害)
5	単独型加算(長時間)
6	就労定着支援体制加算区分(6 月以上 12 月未満)
7	就労定着支援体制加算区分(12 月以上 24 月未満)
8	就労定着支援体制加算区分(24 月以上 36 月未満)
9	平均利用時間減算区分
10	重度障害児支援加算(強度行動障害)
11	常勤看護職員等配置加算

(5)基本情報入力内容確認

【基本情報入力内容確認】画面において、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、平成 27 年度報酬改定により追加された事業所情報(明細)の算定項目が表示されるよう変更します。

○【基本情報入力内容確認】画面

基本情報入力内容確認

提供年月 | 平成 | 27 | 年 | 4 | 月 | 分

基本情報は正常に登録されています。

サービス種類	種別	基本情報名	項目名	値	有効期間/エラー内容
共通	事業所情報(基本)	地域区分		一級地	平成25年04月～
共通	事業所情報(基本)	市町村情報	市町村名	国保市	平成18年10月01日～
共通	受給者情報(明細)	利用者負担上限月額		15,000円	平成24年04月01日～平成30年12月31日
共通	受給者情報(明細)	利用者負担上限額管理事業所		(登録なし)	
生活介護	事業所情報(基本)	法人等種別		社会福祉法人(社協以外)	
生活介護	事業所情報(明細)	人員配置区分		1型(1.7:1以上)	平成24年04月01日～
生活介護	事業所情報(明細)	定員区分		21人～40人	平成24年04月01日～
生活介護	事業所情報(明細)	視覚・聴覚言語障害者支援体制...		無し	平成24年04月01日～
生活介護	事業所情報(明細)	食事提供体制加算の有無		無し	平成24年04月01日～
生活介護	事業所情報(明細)	利用定員超過による減算の有無		無し	平成24年04月01日～
生活介護	事業所情報(明細)	職員欠加による減算の有無		無し	平成24年04月01日～
生活介護	事業所情報(明細)	リハビリテーション加算の有無		無し	平成24年04月01日～
生活介護	事業所情報(明細)	福祉専門配置加算の有無		無し	平成24年04月01日～
生活介護	事業所情報(明細)	人員配置加算の有無		無し	平成24年04月01日～

《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、平成 27 年度報酬改定により追加された事業所情報(明細)の算定項目が表示されます。

[追加項目]

No	項目名
1	相談支援特定事業所加算の有無
2	開所時間減算の有無
3	開所時間減算区分
4	重度障害者(児)支援加算(強度行動障害)の有無
5	就労定着支援体制加算区分(6月以上12月未満)
6	就労定着支援体制加算区分(12月以上24月未満)
7	就労定着支援体制加算区分(24月以上36月未満)
8	常勤看護職員等配置加算の有無

(6)サービス提供実績記録入力

①居宅介護サービス提供実績記録入力

(i)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	特定事業所加算Ⅳ	事業所情報(明細)で《特定事業所加算区分》欄が[Ⅳ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[Ⅰ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3	入力	福祉専門職員等連携加算	提供年月が【請求明細書自動作成】画面で入力した《開始年月日》欄から 90 日の期間内である場合、加算のサービス部に常に表示されます。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、次頁の[Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。



Point ! 平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について

平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算については、以下の通り変更となります。

○処遇改善情報のキャリアパス区分と算定可能な福祉・介護職員処遇改善加算

No	平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月以前		平成 27 年 4 月以降	
	処遇改善情報の キャリアパス区分	算定可能な 福祉・介護職員 処遇改善加算	処遇改善情報の キャリアパス区分	算定可能な 福祉・介護職員 処遇改善加算
1			I	福祉・介護職員 処遇改善加算 I
2	I	福祉・介護職員 処遇改善加算 I	II	福祉・介護職員 処遇改善加算 II
3	II(キャリアパス要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 II	III(キャリアパス要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 III
4	II(定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 III	III(定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 III
5	III(キャリアパス要件、 定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 IV	IV(キャリアパス要件、 定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 IV

平成 27 年 4 月以降、キャリアパス区分に[I]が追加されます。

平成 27 年 3 月以前のキャリアパス区分については、平成 27 年 4 月以降、名称が変更となります。

※処遇改善情報の《キャリアパス区分》欄において、平成 27 年 3 月以前で登録済みであり、かつ平成 27 年 4 月以降の情報が登録されていない場合、平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算の算定において、以下の通り加算を読み替えて算定します。

- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[I]の場合
福祉・介護職員処遇改善加算 II
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[II (キャリアパス要件)]の場合
福祉・介護職員処遇改善加算 III
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[II (定量的要件)]の場合
福祉・介護職員処遇改善加算 III
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[III(キャリアパス要件、定量的要件)]の場合
福祉・介護職員処遇改善加算 IV

②重度訪問介護サービス提供実績記録入力

(i)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	福祉・介護職員処遇改善加算 I (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[I]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2	入力	行動障害支援連携加算	提供年月が【請求明細書自動作成確認】画面で入力した《開始年月日》欄から 30 日の期間内である場合、加算のサービス部に表示されます。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

③同行援護サービス提供実績記録入力

(i)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	特定事業所加算Ⅳ	事業所情報(明細)で《特定事業所加算区分》欄が[Ⅳ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[Ⅰ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

④行動援護サービス提供実績記録入力

(i)画面の変更

【行動援護サービス提供実績記録入力】画面において、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《ヘルパー資格》欄を入力できないよう変更します。

また、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《個別支援計画作成の有無》欄を入力できるよう変更します。

○【行動援護サービス提供実績記録入力】画面

No	項目名	内容
①	ヘルパー資格	<ul style="list-style-type: none"> 《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合 [初任者等] [減算]のいずれかを入力します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 入力不可(背景色は灰色)となります。
②	ヘルパー資格(明細)	<ul style="list-style-type: none"> 《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合 [初任者等] [減算]のいずれかが表示されます。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 入力不可(背景色は灰色)となります。
③	個別支援計画作成の有無	<ul style="list-style-type: none"> 《個別支援計画作成の有無》欄を追加します。 《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合 非表示となります。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 [無し] [有り]のいずれかを入力します。
④	提供通番	<ul style="list-style-type: none"> 《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合 同一の日付、回数、ヘルパー資格の明細について、提供通番に同じ番号を設定します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 同一の日付、回数の明細について、提供通番に同じ番号を設定します。

No	項目名	内容
⑤	合計	<ul style="list-style-type: none"> ・《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合 [内訳(適用単価別)100%]、[内訳(適用単価別)70%]及び[合計 算定時間数計]が表示されます。 ・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 [算定時間数計]が表示されます。

(ii)入力方法について

【行動援護サービス提供実績記録入力】画面における入力方法を説明します。

○【行動援護サービス提供実績記録入力】画面

・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、
《ヘルパー資格》欄は入力不可となります。

実績情報									
No.	日付	回数	ヘルパー資格	提供時間	提供分数	派遣人数	合計	算定	時間数計
	日	回		開始時間	終了時間	分	1人		
								5	

個別支援計画作成の有無 有り

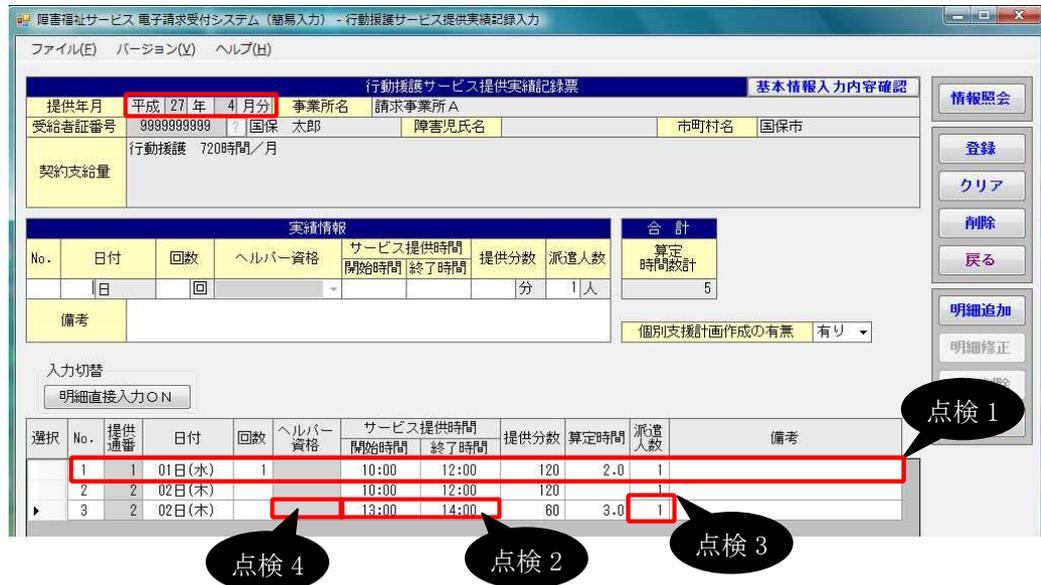
・《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、選択できません。
・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、[有り][無し]のいずれかを選択します。
行動援護計画等を作成している場合、[有り]を選択し、行動援護計画等を作成していない場合、[無し]を選択します。

※支援計画シート等が未作成の場合、《個別支援計画作成の有無》欄は[無し]を選択しますが、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、[無し]を選択した場合であっても、減算を行わず、通常の報酬を算定します。

(iii)点検の追加

【行動援護サービス提供実績記録入力】画面において、明細情報の入力内容について、点検を追加します。

○【行動援護サービス提供実績記録入力】画面

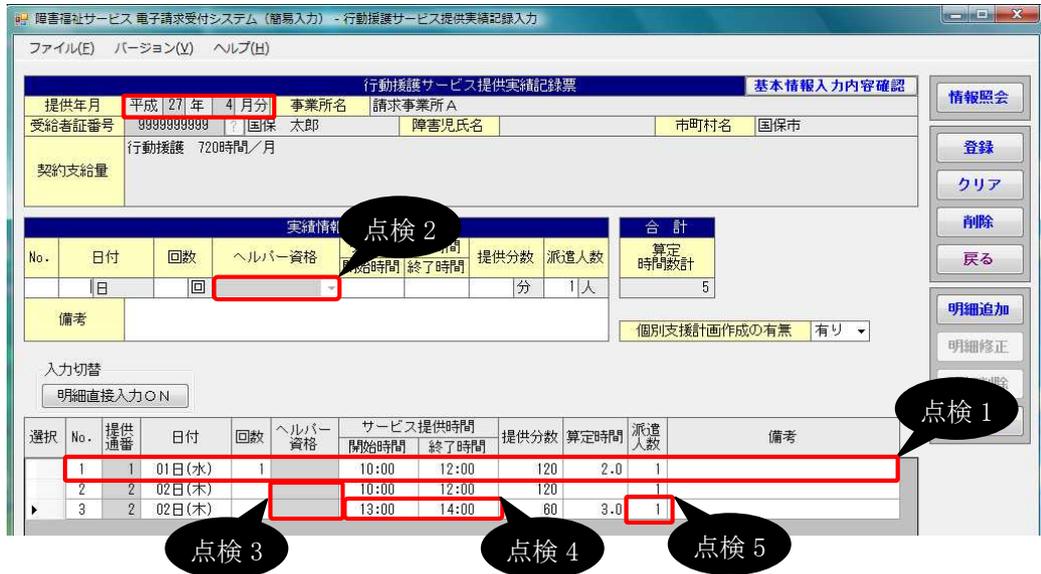


No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[明細追加] [明細修正] [入力切替] ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、明細一覧内に《日付》欄、《回数》欄、《開始時間》欄が同一の明細が存在しないこと	明細情報が重複しています。
点検 2	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、同日に複数サービスが存在する場合、《サービス提供時間》欄の時間帯が一部重複していないこと	○日の入力に誤りがあります。時間帯が一部重複しています。
点検 3		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、同一提供通番の《サービス提供時間》欄の時間帯が重複しない場合、派遣人数が同一であること	○日の入力に誤りがあります。2人派遣のサービスは回数を1回、2回に分けて入力してください。
点検 4		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、《ヘルパー資格》欄が入力されていること	○日のヘルパー資格を入力してください。

(iv)点検の変更

【行動援護サービス提供実績記録入力】画面において、明細情報の入力内容について、点検を変更します。

○【行動援護サービス提供実績記録入力】画面



No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[明細追加] [明細修正] [入力切替] ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成27年3月 以前の場合、明細一覧内に《日 付》欄、《ヘルパー資格》欄、 《回数》欄、《開始時間》欄が同 一の明細が存在しないこと	明細情報が重複していま す。
点検 2		《提供年月》欄が平成27年3月 以前の場合、選択されていること	ヘルパー資格を入力してく ださい。
点検 3	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成27年3月 以前の場合、同一提供通番で 《ヘルパー資格》欄が同一であ ること	同一提供通番内でヘルパ ー資格が複数存在します。
点検 4		《提供年月》欄が平成27年3月 以前の場合、同日に複数サー ビスが存在し、同一ヘルパー資 格の場合、《サービス提供時 間》欄の時間帯が一部重複して いないこと	○日の入力に誤りがありま す。時間帯が一部重複して います。
点検 5		《提供年月》欄が平成27年3月 以前の場合、同一提供通番(同 一ヘルパー資格)の《サービ ス提供時間》欄の時間帯が重複 しない場合、派遣人数が同一 であること	○日の入力に誤りがありま す。2人派遣のサービスは 回数を1回、2回に分けてく ださい。

(v)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名/減算名	算定の方法
1	自動作成	行動援護計画等が未作成の場合の減算	実績記録票で《個別支援計画作成の有無》欄が[無し]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		特定事業所加算Ⅳ	事業所情報(明細)で《特定事業所加算区分》欄が[Ⅳ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ(※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[Ⅰ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4	入力	初回加算	加算のサービス部に常に表示されます。 ※実績記録票で提供年月が平成 30 年 4 月以降、かつ《個別支援計画作成の有無》欄が[無し]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されません。
5		緊急時対応加算	加算のサービス部に常に表示されます。 ※実績記録票で提供年月が平成 30 年 4 月以降、かつ《個別支援計画作成の有無》欄が[無し]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されません。
6		行動障害支援指導連携加算	加算のサービス部に常に表示されます。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point ! 平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

⑤ 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録入力

(i) 画面の変更

【重度障害者等包括支援サービス提供実績記録入力】画面において、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で処遇改善情報に有効な情報が存在する場合、かつ処遇改善情報(明細)の《キャリアパス区分》欄が[I]の場合、実績単位数(単位)に福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数を含めて算出するよう変更します。

また、福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数を算出する場合、画面に「福祉・介護職員処遇改善加算(I)を含む」が表示されるよう変更します。

○【重度障害者等包括支援サービス提供実績記録入力】画面

[[《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合における福祉・介護職員処遇改善加算の表示内容]]

No	処遇改善情報			福祉・介護職員処遇改善加算の表示内容
	《適用開始年月》欄	《処遇改善加算の有無》欄	《キャリアパス区分》欄	
1	《提供年月》欄において有効期間内	[処遇改善加算]	[I]	福祉・介護職員処遇改善加算(I)を含む
2			[II]	福祉・介護職員処遇改善加算(II)を含む
3			[III(キャリアパス要件)]	福祉・介護職員処遇改善加算(III)を含む
4			[III(定量的要件)]	福祉・介護職員処遇改善加算(III)を含む
5			[IV(キャリアパス要件、定量的要件)]	福祉・介護職員処遇改善加算(IV)を含む
6		[処遇改善特別加算]		福祉・介護職員処遇改善特別加算を含む
7		[無し]		空白
8	《提供年月》欄において有効期間外			空白

⑥生活介護サービス提供実績記録入力

(i)画面の変更

【生活介護サービス提供実績記録入力】画面において、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。

また、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。

○【生活介護サービス提供実績記録入力】画面

No	項目名	内容
①	開所時間減算	<ul style="list-style-type: none"> 《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合 開所時間減算に該当する場合、[1]を入力します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 開所時間減算(4 時間未満)に該当する場合、[1]を入力します。開所時間減算(4 時間以上 6 時間未満)に該当する場合、[2]を入力します。減算しない場合、[3]を入力します。

(ii)入力方法について

【生活介護サービス提供実績記録入力】画面における入力方法を説明します。

○【生活介護サービス提供実績記録入力】画面

生活介護サービス提供実績記録入力

提供年月 平成 27 年 4 月分 事業所名 請求事業所 A

受給者証番号 9999999999 国保 太郎 障害児氏名 市町村名 国保市

契約支給量 生活介護 10日/月

初期加算 利用開始日 平成 年 月 日 30日 当月算定日数

合計

サービス提供実績 個別支援計画作成の有無 有り

送迎加算 訪問支援特別加算 食事提供加算

6回 回 回

※送迎加算には、加算する場合「1」～「9」を入力してください。
※食事提供加算には、加算する場合「1」を入力してください。
※定員超過には、該当する場合「1」を入力してください。
※開所時間減算には、事業所情報（明細）の開所時間減算の有無及び開所時間減算区分の登録内容と異なる場合にに入力してください。
開所時間が4時間未満の場合「1」、4時間以上6時間未満の場合「2」、減算しない場合「3」を入力してください。

日付	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算 提供時間 算定時間	食事提供加算	定員超過	開所時間減算	備考
				往	復					
01日(水)		9:00	13:00	1	1				1	
02日(木)										
03日(金)										
04日(土)		9:00	15:00	1	1					
05日(日)										
06日(月)										

コピー 貼り付け

v2.18.0

【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおける《開所時間減算の有無》欄及び《開所時間減算区分》欄の登録内容と異なる請求を行う場合、以下の通り入力します。

- 開所時間減算(4 時間未満)に該当する場合、[1]を入力します。
- 開所時間減算(4 時間以上 6 時間未満)に該当する場合、[2]を入力します。
- 減算しない場合、[3]を入力します。

(iii)点検の追加

【生活介護サービス提供実績記録入力】画面において、《送迎加算》欄及び《開所時間減算》欄の入力内容について、点検を追加します。

○【生活介護サービス提供実績記録入力】画面

The screenshot shows the '生活介護サービス提供実績記録入力' (Life Care Service Provision Record Input) screen. The '提供年月' (Fiscal Year/Month) is set to '平成 27 年 4 月分'. The '送迎加算' (Transportation Addition) is set to '6 回'. The '開所時間減算' (Opening Time Reduction) is set to '1'. A table below shows daily service details with callouts for '点検 1' through '点検 6' pointing to specific input fields.

日付	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算		食事提供加算	定員超過	開所時間減算	備考
				往	復	提供時間	算定時間				
01日(水)		9:00	13:00	1	1					1	点検 1
02日(木)											
03日(金)											
04日(土)		9:00		1	1					2	点検 2
05日(日)											
06日(月)											
07日(火)		9:00	13:00	1	1					3	点検 3
08日(水)											
09日(木)											
10日(金)											
11日(土)											
12日(日)											
13日(月)											
14日(火)											

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《送迎加算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、[1]、[2]、または[3]であること	開所時間減算は1～3の範囲で入力してください。
点検 2	[登録]ボタンクリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《開所時間減算》欄が入力されている場合、《開所時間減算》欄が[1]であること	○日の開所時間減算が不正です。該当する場合は1を入力してください。
点検 3		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[I]、または[II]であること	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「I」または「II」で登録されていないため、算定されません。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[I]、または[II]であること	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「 I 」または「 II 」で登録されていないため、算定されません。 (※1)
点検 5		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《開所時間減算》欄に[2]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算の有無が[有り]の場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算区分が[4 時間以上 6 時間未満]であること	○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間未満」と一致していません。 (※1)
点検 6		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《開所時間減算》欄に[3]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算の有無が[無し]であること	○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間未満」と一致していません。 (※1) ○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間以上 6 時間未満」と一致していません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(iv)点検の変更

【生活介護サービス提供実績記録入力】画面において、《送迎加算》欄及び《開所時間減算》欄の入力内容について、点検を変更します。

○【生活介護サービス提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《開所時間減算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、[1]であること	開所時間減算が不正です。該当する場合は1を入力してください。
点検 2	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 27 年 3 月以前で《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[有り]であること	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)
点検 3		《提供年月》欄が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 27 年 3 月以前で《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[有り]であること	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(v)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名/減算名	算定の方法
1	自動作成	開所時間減算	事業所情報(明細)で《開所時間減算区分》欄が[4 時間未満]、または[4 時間以上 6 時間未満]で登録されている、または実績記録票で《開所時間減算》欄が[1]、または[2]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		送迎加算 I 送迎加算 II	事業所情報(明細)で《送迎加算の有無》欄が[I]、または[II]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		福祉・介護職員処遇改善加算 I (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[I]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4		常勤看護職員等配置加算	事業所情報(明細)で《常勤看護職員等配置加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。 ※実績記録票で《定員超過》欄が[1]で登録されている、事業所情報(明細)で《定員超過の有無》欄が[有り]で登録されている、または事業所情報(明細)で《職員欠如による減算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されません。
5	入力	福祉専門職員配置等加算 I (※2)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[I]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算 I、福祉専門職員配置等加算 II 及び福祉専門職員配置等加算 III の合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point ! 平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、本頁の[Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。



Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について

平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算については、以下の通り変更となります。

○算定可能な福祉専門職員配置等加算

No	平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月以降
	算定可能な福祉専門職員配置等加算	算定可能な福祉専門職員配置等加算
1		福祉専門職員配置等加算Ⅰ
2	福祉専門職員配置等加算Ⅰ	福祉専門職員配置等加算Ⅱ
3	福祉専門職員配置等加算Ⅱ	福祉専門職員配置等加算Ⅲ

平成 27 年 4 月以降、福祉専門職員配置等加算Ⅰが追加されます。
平成 27 年 3 月以前の福祉専門職員配置等加算Ⅰ・Ⅱについては、平成 27 年 4 月以降、名称が変更となります。

※事業所情報(明細)の《福祉専門職員配置等加算の有無》欄において、平成 27 年 3 月以前で登録済みであり、かつ平成 27 年 4 月以降の情報が登録されていない場合、平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算の算定において、以下の通り加算を読み替えて算定します。

- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[Ⅰ]の場合
福祉専門職員配置等加算Ⅱ
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[Ⅱ]の場合
福祉専門職員配置等加算Ⅲ

⑦短期入所サービス提供実績記録入力

(i)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	福祉・介護職員処遇改善加算 I (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[I]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		重度障害者支援加算(強度行動障害)	事業所情報(明細)で《重度障害者(児)支援加算(強度行動障害)の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ《施設等の区分》欄が[1:福祉型]で登録されており、受給者情報(支給決定)で[短期入所加算重度障害者支援加算(強度行動障害)対象者]が登録されている場合、または《施設等の区分》欄が[2:医療型]、または[3:医療型(看護体制 7:1 以上)]で登録されており、受給者情報(支給決定)で[短期入所障害者決定]、または[短期入所障害児決定]が登録されている、かつ[短期入所加算重度障害者支援加算(強度行動障害)対象者]が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3	入力	緊急短期入所受入加算	事業所情報(明細)で《施設等の区分》欄が[1:福祉型]で登録されている、または《施設等の区分》欄が[2:医療型]、または[3:医療型(看護体制 7:1 以上)]で登録されており、受給者情報(支給決定)で[短期入所障害者決定]、または[短期入所障害児決定]が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。
4		単独型加算(長時間)	事業所情報(明細)で《単独型加算の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ実績記録票で《サービス利用区分》欄が[他サービス併給]で登録されている、かつ事業所情報(明細)で《施設等の区分》欄が[1:福祉型]で登録されている、または《施設等の区分》欄が[2:医療型]、または[3:医療型(看護体制 7:1 以上)]で登録されており、受給者情報(支給決定)で[短期入所障害者決定]、または[短期入所障害児決定]が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は《サービス利用区分》欄が[他サービス併給]で登録されている日数以下、かつ単独型加算の回数以下で入力します。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point ! 平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

⑧施設入所支援提供実績記録入力

(i)点検の変更

【施設入所支援提供実績記録入力】画面において、《備考》欄の入力内容について、点検を変更します。

○【施設入所支援提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	提供年月が平成 27 年 3 月以前の場合、備考が入力されている場合、いずれかが入力されていること	○日のサービス提供の状況を入力してください。 ※《サービス提供の状況》欄のみ入力可能な場合
			○日のサービス提供の状況、土日等日中支援加算の何れかを入力してください。 ※《サービス提供の状況》欄及び《土日等日中支援加算》欄が入力可能な場合
			○日のサービス提供の状況、地域移行加算の何れかを入力してください。 ※《サービス提供の状況》欄及び《地域移行加算》欄が入力可能な場合

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	提供年月が平成 27 年 3 月以 前の場合、備考が入力されて いる場合、いずれかが入力さ れていること	○日のサービス提供の状況、土 日等日中支援加算、地域移行 加算の何れかを入力してくださ い。 ※《サービス提供の状況》欄、 《土日等日中支援加算》欄及 び《地域移行加算》欄が入力 可能な場合
			○日のサービス提供の状況、朝 食、昼食、夕食、光熱水費の何 れかを入力してください。 ※《サービス提供の状況》欄、 《朝食》欄、《昼食》欄、《夕食》 欄及び《光熱水費》欄が入力 可能な場合
			○日のサービス提供の状況、土 日等日中支援加算、朝食、昼 食、夕食、光熱水費の何れか を入力してください。 ※《サービス提供の状況》欄、 《土日等日中支援加算》欄、 《朝食》欄、《昼食》欄、《夕食》 欄及び《光熱水費》欄が入力 可能な場合
			○日のサービス提供の状況、地 域移行加算、朝食、昼食、夕 食、光熱水費の何れかを入力し てください。 ※《サービス提供の状況》欄、 《地域移行加算》欄、《朝食》 欄、《昼食》欄、《夕食》欄及び 《光熱水費》欄が入力可能な 場合
			○日のサービス提供の状況、土 日等日中支援加算、地域移行 加算、朝食、昼食、夕食、光熱 水費の何れかを入力してくださ い。 ※《サービス提供の状況》欄、 《土日等日中支援加算》欄、 《地域移行加算》欄、《朝食》 欄、《昼食》欄、《夕食》欄及び 《光熱水費》欄が入力可能な 場合

(ii)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[Ⅰ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	事業所情報(明細)で《視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		重度障害者支援加算Ⅱ1 (体制を整えた場合)	事業所情報(明細)で《重度障害者支援加算Ⅱの有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4	入力	重度障害者支援加算Ⅱ2 (夜間支援を行った場合)	事業所情報(明細)で《重度障害者支援加算Ⅱの有無》欄が[有り]で登録されており、受給者情報(支給決定)で[重度障害者支援加算Ⅱ対象者]が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。
5		重度障害者支援加算Ⅱ3 (夜間支援を行った場合、かつ加算の算定を開始した日から起算して90日以内の場合)	事業所情報(明細)で《重度障害者支援加算Ⅱの有無》欄が[有り]で登録されており、受給者情報(支給決定)で[重度障害者支援加算Ⅱ対象者]が登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は重度障害者支援加算Ⅱ2の回数以下で入力します。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point ! 平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

⑨ 自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録入力

(i) 点検の追加

【自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録入力】画面において、《送迎加算》欄の入力内容について、点検を追加します。

○【自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録入力】画面

※送迎加算には、加算する場合「1」～「9」を入力してください。
 ※食事提供加算には、加算する場合「1」を入力してください。
 ※定員超過には、該当する場合「1」を入力してください。

日付	サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	訪問型時間数	送迎加算 往	復	食事提供加算	定員超過	備考
01日(水)		通所型	9:00	17:00		1	1			
02日(木)										
03日(金)										
04日(土)										
05日(日)										
06日(月)										
07日(火)										
08日(水)										
09日(木)										
10日(金)										
11日(土)										
12日(日)										
13日(月)										
14日(火)										

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[I]、または[II]であること	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「 I 」または「 II 」で登録されていないため、算定されません。 (※1)
点検 2		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[I]、または[II]であること	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「 I 」または「 II 」で登録されていないため、算定されません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(ii)点検の変更

【自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録入力】画面において、《送迎加算》欄及び《提供形態》欄の入力内容について、点検を変更します。

○【自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 27 年 3 月以前で《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[有り]であること	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)
点検 2		《提供年月》欄が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 27 年 3 月以前で《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[有り]であること	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 3	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 21 年 4 月以降、かつ基準該当事業所(特定基準該当事業所の場合を除く)で《提供形態》欄が入力されている場合、《提供形態》欄が[通所型]であること	○日の提供形態が不正です。基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の場合に、提供形態に「通所型」が入力されていません。 (※1)
点検 4		《提供年月》欄が平成 21 年 4 月以降、かつ指定事業所、または特定基準該当事業所で、《提供形態》欄に[訪問型]が入力されている場合、事業所情報(明細)の訪問訓練の有無が[有り]であること	○日の提供形態が不正です。事業所情報(明細)の訪問訓練の有無が「有り」で登録されていません。
点検 5		《提供年月》欄が平成 21 年 4 月以降、かつ指定事業所、または特定基準該当事業所で《提供形態》欄に[訪問型(視覚)]が入力されている場合、事業所情報(明細)の訪問訓練の有無が[有り]、かつ視覚障害者専門職員配置の有無が[有り]であること	○日の提供形態が不正です。事業所情報(明細)の訪問訓練の有無が「有り」、かつ視覚障害者専門職員配置の有無が「有り」で登録されていません。
点検 6		《提供年月》欄が平成 21 年 4 月以降、かつ指定事業所、または特定基準該当事業所で《提供形態》欄に[訪問型(視覚)]が入力されている場合、受給者情報の支給決定が[412000:自立訓練(機能訓練)基本決定(視覚障害)]であること	○日の提供形態が不正です。受給者情報の支給決定が「412000」で登録されていません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(iii)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	送迎加算Ⅰ 送迎加算Ⅱ	事業所情報(明細)で《送迎加算の有無》欄が[Ⅰ]、または[Ⅱ]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[Ⅰ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3	入力	福祉専門職員配置等加算Ⅰ (※2)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算Ⅰ、福祉専門職員配置等加算Ⅱ及び福祉専門職員配置等加算Ⅲの合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ⑥生活介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。

⑩ 自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録入力

(i) 点検の追加

【自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録入力】画面において、《送迎加算》欄の入力内容について、点検を追加します。

○【自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[I]、または[II]であること	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「 I 」または「 II 」で登録されていないため、算定されません。 (※1)
点検 2		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[I]、または[II]であること	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「 I 」または「 II 」で登録されていないため、算定されません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(ii)点検の変更

【自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録入力】画面において、《送迎加算》欄及び《提供形態》欄の入力内容について、点検を変更します。

○【自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 27 年 3 月以前で《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[有り]であること	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)
点検 2		《提供年月》欄が平成 24 年 4 月以降、かつ平成 27 年 3 月以前で《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[有り]であること	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 3	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 21 年 4 月以降、かつ基準該当事業所(特定基準該当事業所の場合を除く)で《提供形態》欄が入力されている場合、《提供形態》欄が[通所型]であること	○日の提供形態が不正です。基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の場合に、提供形態に「通所型」が入力されていません。 (※1)
点検 4		《提供年月》欄が平成 21 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で、指定事業所、または特定基準該当事業所で《提供形態》欄に[訪問型]が入力されている場合、[訪問型]の明細の行数が生活訓練サービス費(Ⅱ)の算定回数制限(14 回)を超えないこと	生活訓練サービス費(Ⅱ)が算定可能回数を超えています。
点検 5		《提供年月》欄が平成 21 年 4 月以降、かつ指定事業所、または特定基準該当事業所で、《提供形態》欄に[訪問型]が入力されている場合、事業所情報(明細)の訪問訓練の有無が[有り]であること	○日の提供形態が不正です。事業所情報(明細)の訪問訓練の有無が「有り」で登録されていません。

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(iii)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	送迎加算Ⅰ 送迎加算Ⅱ	事業所情報(明細)で《送迎加算の有無》欄が[Ⅰ]、または[Ⅱ]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[Ⅰ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3	入力	福祉専門職員配置等加算Ⅰ (※2)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算Ⅰ、福祉専門職員配置等加算Ⅱ及び福祉専門職員配置等加算Ⅲの合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ⑥生活介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。

⑪ 宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力

(i) 画面の変更

【宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力】画面において、《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合、《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄の名称を《夜間支援等体制加算》欄に変更します。

また、《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合、夜間支援等体制加算に関する説明を変更します。

さらに、提供年月に関わらず、《障害児氏名》欄が表示されないよう変更します。

○【宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力】画面

No	項目名	内容
①	夜間支援等体制加算 夜間支援等体制加算 (明細)	《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合、《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄の名称を《夜間支援等体制加算》欄に変更します。 (※1)

※1 《夜間支援等体制加算》欄の入力時及び登録時の点検に関するエラーメッセージについても、「夜間防災・緊急時支援体制加算」の文言を「夜間支援等体制加算」に変更します。

(ii) 入力方法について

【宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力】画面における入力方法を説明します。

○【宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力】画面

宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力

基本情報入力内容確認

提供年月 平成 27 年 4 月分 事業所名 請求事業所 A

受給者証番号 9999999999 ? 国保 太郎 市町村名 国保市

入所日 平成 27 年 4 月 1 日

初期加算 利用開始日 平成 年 月 日 30 日目 平成 年 月 日 当月算定日数 日

地域移行加算 入所中算定日 平成 年 月 日 退所日 平成 年 月 日

退所後算定日 平成 年 月 日

合計

個別支援計画作成の有無 有り

長期入院時支援特別加算を算定する

長期帰宅時支援加算を算定する

夜間支援等体制加算 3 回

食事提供加算 回

入院時支援特別加算 提供回数 算定回数 回 回

帰宅時支援加算 提供回数 算定回数 回 回

日中支援加算 提供回数 算定回数 回 回

※夜間支援等体制加算には、加算する場合「1」～「3」を入力してください。
その他の各種加算項目には、加算する場合「1」を入力してください。
※定員超過には、該当する場合「1」を入力してください。

コピー 貼り付け

日付	サービス提供の状況	支援実績						定員超過	備考
		夜間支援等体制加算	食事提供加算	入院時支援特別加算	帰宅時支援加算	日中支援加算	地域移行加算		
01日(水)	入院(本休報酬)	1							
02日(木)	入院								
03日(金)	入院								
04日(土)	入院								
05日(日)	入院(本休報酬)								
06日(月)	外泊(本休報酬)								
07日(火)	外泊								
08日(水)	外泊								
09日(木)	外泊(本休報酬)								
10日(金)									
11日(土)									
12日(日)									
13日(月)									

s20150420015 v2.18.0

(iii) 点検の追加

【宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力】画面において、《夜間支援等体制加算》欄の入力内容について、点検を追加します。

○【宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《夜間支援等体制加算》欄 入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、[1]、[2]、または[3]であること	夜間支援等体制加算は1～3の範囲で入力してください。
点検 2	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《夜間支援等体制加算》欄が入力されている場合、《サービス提供の状況》欄が[宿泊型自立訓練]、[入院(本体報酬)]、[外泊(本体報酬)]、[入院→共同生活住居に戻る→外泊]、または[外泊→共同生活住居に戻る→入院]であること	○日に夜間支援等体制加算が入力されています。サービス提供の状況の入力内容を確認してください。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 3	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《夜間支援等体制加算》欄に[1]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が[I]、[I・II]、[I・III]、または[I・II・III]であること	○日の夜間支援等体制加算が不正です。事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が「I」、「I・II」、「I・III」、または「I・II・III」で登録されていません。
点検 4		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《夜間支援等体制加算》欄に[2]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が[II]、[I・II]、[II・III]、または[I・II・III]であること	○日の夜間支援等体制加算が不正です。事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が「II」、「I・II」、「II・III」、または「I・II・III」で登録されていません。
点検 5		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《夜間支援等体制加算》欄に[3]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が[III]、[I・III]、[II・III]、または[I・II・III]であること	○日の夜間支援等体制加算が不正です。事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が「III」、「I・III」、「II・III」、または「I・II・III」で登録されていません。

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(iv) 点検の変更

【宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力】画面において、「夜間支援等体制加算」欄の入力内容について、点検を変更します。

○【宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、[1]、[2]、または[3]であること	夜間防災・緊急時支援体制加算は1～3の範囲で入力してください。
点検 2	[登録]ボタンクリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄が入力されている場合、《サービス提供の状況》欄が[宿泊型自立訓練]、[入院(本体報酬)]、[外泊(本体報酬)]、[入院→共同生活住居に戻る→外泊]、または「外泊→共同生活住居に戻る→入院」であること	○日に夜間防災・緊急時支援体制加算が入力されています。サービス提供の状況の入力内容を確認してください。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 3	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄に[1]、または[3]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)の有無が[有り]であること	○日の夜間防災・緊急時支援体制加算が不正です。事業所情報(明細)の宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)の有無が「有り」で登録されていません。
点検 4		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄に[2]、または[3]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無が[有り]であること	○日の夜間防災・緊急時支援体制加算が不正です。事業所情報(明細)の宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無が「有り」で登録されていません。

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(v) 請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[Ⅰ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	事業所情報(明細)で《視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		夜間支援等体制加算Ⅰ	事業所情報(明細)で《夜間支援等体制加算区分》欄が[Ⅰ]、[Ⅰ・Ⅱ]、[Ⅰ・Ⅲ]、または[Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ]で登録されている、かつ実績記録票で《夜間支援等体制加算》欄が[1]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4		夜間支援等体制加算Ⅱ	事業所情報(明細)で《夜間支援等体制加算区分》欄が[Ⅱ]、[Ⅰ・Ⅱ]、[Ⅱ・Ⅲ]、または[Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ]で登録されている、かつ実績記録票で《夜間支援等体制加算》欄が[2]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
5		夜間支援等体制加算Ⅲ	事業所情報(明細)で《夜間支援等体制加算区分》欄が[Ⅲ]、[Ⅰ・Ⅲ]、[Ⅱ・Ⅲ]、または[Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ]で登録されている、かつ実績記録票で《夜間支援等体制加算》欄が[3]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
6	入力	福祉専門職員配置等加算Ⅰ (※2)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算Ⅰ、福祉専門職員配置等加算Ⅱ及び福祉専門職員配置等加算Ⅲの合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。

- ※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。
- ※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ⑥生活介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。

⑫就労移行支援提供実績記録入力

(i)点検の追加

【就労移行支援提供実績記録入力】画面において、「送迎加算」欄の入力内容について、点検を追加します。

○【就労移行支援提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[I]、または[II]であること	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「 I 」または「 II 」で登録されていないため、算定されません。 (※1)
点検 2		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[I]、または[II]であること	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「 I 」または「 II 」で登録されていないため、算定されません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(ii)点検の変更

【就労移行支援提供実績記録入力】画面において、《送迎加算》欄の入力内容について、点検を変更します。

○【就労移行支援提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 24 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[有り]であること	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)
点検 2		《提供年月》欄が平成 24 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[有り]であること	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(iii)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名/減算名	算定の方法
1	自動作成	就労移行又は定着実績が無い場合の減算	事業所情報(明細)で《就労移行・定着実績区分》欄が[過去 2 年間一般就労への移行実績がゼロ]、[過去 3 年間の定着者がゼロ]、または[過去 4 年間の定着者がゼロ]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		送迎加算 I 送迎加算 II	事業所情報(明細)で《送迎加算の有無》欄が[I]、または[II]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		福祉・介護職員処遇改善加算 I (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[I]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4		就労支援関係研修修了加算	事業所情報(明細)で《就労支援関係研修修了加算の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ《就労定着支援体制加算区分(6 月以上 12 月未満)》欄、《就労定着支援体制加算区分(12 月以上 24 月未満)》欄、または《就労定着支援体制加算区分(24 月以上 36 月未満)》欄のいずれかが[無し]以外で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
5		就労定着支援体制加算 (6 月以上 12 月未満)	事業所情報(明細)で《就労定着支援体制加算区分(6 月以上 12 月未満)》欄が[無し]以外で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
6		就労定着支援体制加算 (12 月以上 24 月未満)	事業所情報(明細)で《就労定着支援体制加算区分(12 月以上 24 月未満)》欄が[無し]以外で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
7		就労定着支援体制加算 (24 月以上 36 月未満)	事業所情報(明細)で《就労定着支援体制加算区分(24 月以上 36 月未満)》欄が[無し]以外で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。

No	作成区分	加算名/減算名	算定の方法
8	入力	福祉専門職員配置等 加算Ⅰ (※2)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算Ⅰ、福祉専門職員配置等加算Ⅱ及び福祉専門職員配置等加算Ⅲの合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ⑥生活介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。

⑬就労継続支援提供実績記録入力

(i)画面の変更

【就労継続支援提供実績記録入力】画面において、《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、《短時間利用》欄の名称を《平均利用時間》欄に変更します。

また、《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、《平均利用時間》欄に[3]、[4]、または[5]を入力できるよう変更します。

さらに、《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、平均利用時間に関する説明を変更します。

○【就労継続支援提供実績記録入力】画面

No	項目名	内容
①	平均利用時間	《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、《短時間利用》欄の名称を《平均利用時間》欄に変更します。 (※1)

※1 《平均利用時間》欄の入力時及び登録時の点検に関するエラーメッセージについても、「短時間利用」の文言を「平均利用時間」に変更します。

(ii)入力方法について

【就労継続支援提供実績記録入力】画面における入力方法を説明します。

○【就労継続支援提供実績記録入力】画面

就労継続支援提供実績記録入力

提供年月 平成 27 年 10 月 分 事業所名 請求事業所 A
受給者証番号 999999999 国保 太郎 障害児氏名 市町村名 国保市
契約支給量 就労継続支援 A 型 原則の日数

初期加算 利用開始日 平成 年 月 日 30 日 平成 年 月 日 当月算定日数 日

合計
サービス提供実績
送迎加算 訪問支援特別加算 食事提供加算 施設外支援
提供回数 算定回数 当月 累計
4 回 回 回 回 日 日/180日

個別支援計画作成の有無 有り
就労継続支援 A 型減免対象者 無し

※送迎加算には、加算する場合「1」～「9」を入力してください。
※食事提供加算・施設外支援には、加算する場合「1」を入力してください。
※定員超過には、該当する場合「1」を入力してください。
※就労継続支援 A 型のみ平均利用時間には、1 日の平均利用時間が 1 時間未満の場合「1」、1 時間以上 2 時間未満の場合「2」、2 時間以上 3 時間未満の場合「3」、3 時間以上 4 時間未満の場合「4」、4 時間以上 5 時間未満の場合「5」を入力してください。

日付	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算 提供時間	食事提供加算	施設外支援	定員超過	平均利用時間	備考
				往	復						
01日(木)		8:00	13:00	1	1					1	
02日(金)											
03日(土)											
04日(日)											

- ・《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合
- 1 日の平均利用時間が 1 時間未満の場合、[1]を入力します。
- 1 日の平均利用時間が 1 時間以上 2 時間未満の場合、[2]を入力します。
- 1 日の平均利用時間が 2 時間以上 3 時間未満の場合、[3]を入力します。
- 1 日の平均利用時間が 3 時間以上 4 時間未満の場合、[4]を入力します。
- 1 日の平均利用時間が 4 時間以上 5 時間未満の場合、[5]を入力します。

(iii)点検の追加

【就労継続支援提供実績記録入力】画面において、「送迎加算」欄及び「短時間利用」欄（「平均利用時間」欄）の入力内容について、点検を追加します。

○【就労継続支援提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《平均利用時間》欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、[1]、[2]、[3]、[4]、または[5]であること	平均利用時間は1～5の範囲で入力してください。
点検 2	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 9 月以前、かつ《短時間利用》欄が入力されている場合、《短時間利用》欄が[1]、または[2]であること	○日の短時間利用は1～2の範囲で入力してください。
点検 3		《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降、かつ《平均利用時間》欄が入力されている場合、《開始時間》欄、《終了時間》欄、または《施設外支援》欄が入力されていること	○日の平均利用時間が不正です。開始時間、終了時間、または施設外支援を入力していない場合に、平均利用時間を入力することはできません。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[I]、または[II]であること	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「 I 」または「 II 」で登録されていないため、算定されません。 (※1)
点検 5		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[I]、または[II]であること	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「 I 」または「 II 」で登録されていないため、算定されません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(iv)点検の変更

【就労継続支援提供実績記録入力】画面において、《送迎加算》欄及び《短時間利用》欄(《平均利用時間》欄)の入力内容について、点検を変更します。

○【就労継続支援提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《送迎加算》 欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 9 月以前の場合、[1]、または[2] であること	短時間利用は1～2の範囲で入力してください。
点検 2	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 9 月以前、かつ《短時間利用》欄が入力されている場合、《開始時間》欄、《終了時間》欄、または《施設外支援》欄が入力されていること	○日の短時間利用が不正です。開始時間、終了時間、または施設外支援を入力していない場合に、短時間利用を入力することはできません。
点検 3		《提供年月》欄が平成 24 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[有り]であること	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 24 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算の有無が[有り]であること	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(v)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名/減算名	算定の方法
1	自動作成	1日の平均利用時間が一定時間以下の場合の減算	実績記録票で《平均利用時間》欄が[1]、[2]、[3]、[4]、または[5]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		目標工賃達成加算 I (※1)	事業所情報(明細)で《目標工賃達成加算の有無》欄が[I]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		送迎加算 I 送迎加算 II	事業所情報(明細)で《送迎加算の有無》欄が[I]、または[II]で登録されている、かつ実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4		福祉・介護職員処遇改善加算 I (※2)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[I]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
5	入力	福祉専門職員配置等加算 I (※3)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[I]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算 I、福祉専門職員配置等加算 II 及び福祉専門職員配置等加算 III の合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、次頁の[Point！平成 27 年 4 月以降の目標工賃達成加算について]を参照してください。

※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

※3 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ⑥生活介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。



Point ! 平成 27 年 4 月以降の目標工賃達成加算について

平成 27 年 4 月以降の目標工賃達成加算については、以下の通り変更となります。

○算定可能な目標工賃達成加算

No	平成 27 年 3 月以前	平成 27 年 4 月以降
	算定可能な目標工賃達成加算	算定可能な目標工賃達成加算
1		目標工賃達成加算 I
2	目標工賃達成加算 I	目標工賃達成加算 II
3	目標工賃達成加算 II	目標工賃達成加算 III

平成 27 年 4 月以降、目標工賃達成加算 I が追加されます。
平成 27 年 3 月以前の目標工賃達成加算 I・II については、平成 27 年 4 月以降、名称が変更となります。

※事業所情報(明細)の《目標工賃達成加算の有無》欄において、平成 27 年 3 月以前で登録済みであり、かつ平成 27 年 4 月以降の情報が登録されていない場合、平成 27 年 4 月以降の目標工賃達成加算の算定において、以下の通り加算を読み替えて算定します。

- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《目標工賃達成加算の有無》欄が [I] の場合
目標工賃達成加算 II
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《目標工賃達成加算の有無》欄が [II] の場合
目標工賃達成加算 III

⑭ 共同生活援助サービス提供実績記録入力(様式18-1)

(i) 点検の追加

【共同生活援助サービス提供実績記録入力(様式18-1)】画面において、《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合、《夜間支援等体制加算》欄及び《サービス利用区分》欄の入力内容について、点検を追加します。

○【共同生活援助サービス提供実績記録入力(様式18-1)】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《夜間支援等体制加算》欄に[1]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が [I]、[I・II]、[I・III]、または [I・II・III] であること	○日の夜間支援等体制加算が不正です。事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が「I」、「I・II」、「I・III」、または「I・II・III」で登録されていません。
点検 2		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《夜間支援等体制加算》欄に[2]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が [II]、[I・II]、[II・III]、または [I・II・III] であること	○日の夜間支援等体制加算が不正です。事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が「II」、「I・II」、「II・III」、または「I・II・III」で登録されていません。

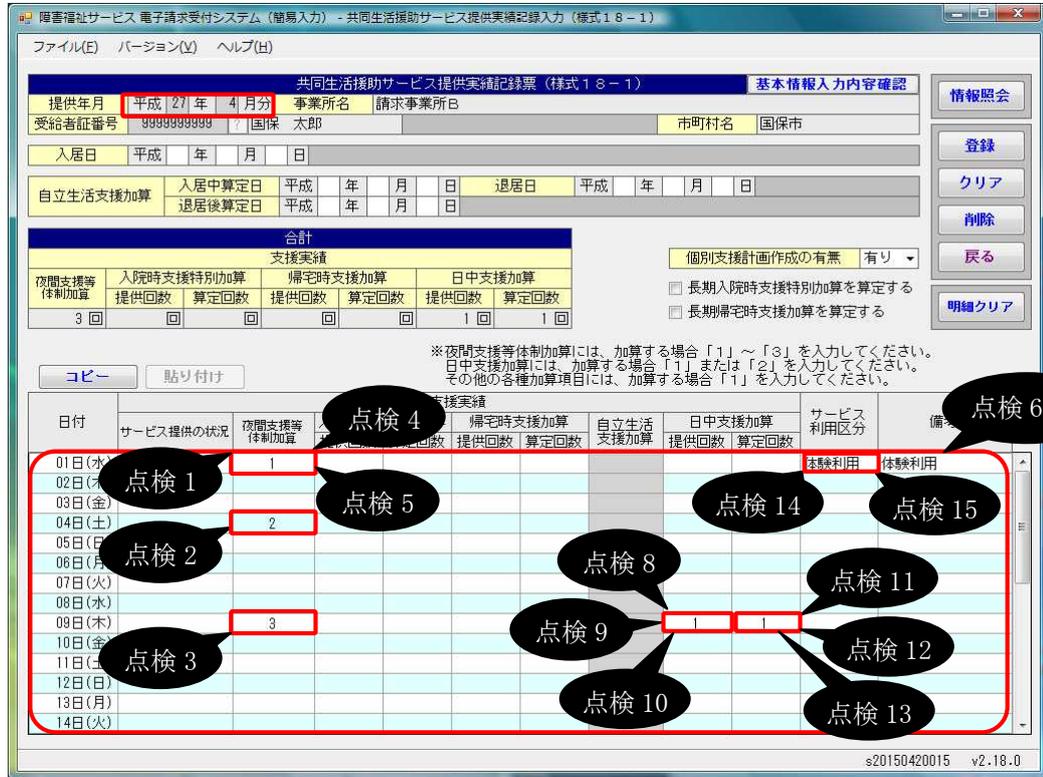
No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 3	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《夜間支援等体制加算》欄に[3]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が[Ⅲ]、[Ⅰ・Ⅲ]、[Ⅱ・Ⅲ]、または[Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ]であること	○日の夜間支援等体制加算が不正です。事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が「Ⅲ」、「Ⅰ・Ⅲ」、「Ⅱ・Ⅲ」、または「Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」で登録されていません。
点検 4		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ事業所情報(明細)の施設等の区分が[介護サービス包括型]、かつ受給者の支給決定が[331000:共同生活援助基本決定]の場合、《サービス利用区分》欄に[居宅介護等利用]が入力されていないこと	○日のサービス利用区分が不正です。支給決定情報が「共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者決定」以外の場合に、サービス利用区分に「居宅介護等利用」は入力できません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(ii)点検の変更

【共同生活援助サービス提供実績記録入力(様式18-1)】画面において、《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合、《夜間支援等体制加算》欄、《日中支援加算》欄及び《サービス利用区分》欄の入力内容について、点検を変更します。

○【共同生活援助サービス提供実績記録入力(様式18-1)】画面



No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で《夜間支援等体制加算》欄に[1]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が[I]であること	○日の夜間支援等体制加算が不正です。事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が「 I 」で登録されていません。
点検 2		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で《夜間支援等体制加算》欄に[2]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が[II]であること	○日の夜間支援等体制加算が不正です。事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が「 II 」で登録されていません。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 3	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で《夜間支援等体制加算》欄に[3]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が[Ⅲ]であること	○日の夜間支援等体制加算が不正です。事業所情報(明細)の夜間支援等体制加算区分が「Ⅲ」で登録されていません。
点検 4		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で《夜間支援等体制加算》欄に[1]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の経過的居宅介護利用型区分が[非該当]であること	○日の夜間支援等体制加算が不正です。経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合に、夜間支援等体制加算に「1」を入力することはできません。 (※1)
点検 5		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で受給者の支給決定が[332000:共同生活援助経過的居宅介護決定]の場合、《夜間支援等体制加算》欄に[1]が入力されていないこと	○日の夜間支援等体制加算が不正です。支給決定情報が「共同生活援助経過的居宅介護決定」の場合に、夜間支援等体制加算に「1」を入力することはできません。 (※1)
点検 6		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、かつ入居日以降、退居日以前の明細の日付で事業所情報(明細)の施設等の区分が[介護サービス包括型]、かつ受給者の支給決定が[332000:共同生活援助経過的居宅介護決定]の場合、事業所情報(明細)の経過的居宅介護利用型区分が[該当]であること	支給決定情報が「共同生活援助経過的居宅介護決定」の場合に、事業所情報(明細)の経過的居宅介護利用型区分が「非該当」で入力されています。 (※1)
点検 7		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、かつ入居日以降、退居日以前の明細の日付で事業所情報(明細)の施設等の区分が[介護サービス包括型]、かつ受給者の支給決定が[333000:共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者]の場合、事業所情報(明細)の経過的居宅介護利用型区分が[非該当]であること	支給決定情報が「共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者決定」の場合に、事業所情報(明細)の経過的居宅介護利用型区分が「該当」で入力されています。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 8	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で《日中支援加算(提供回数)》欄が入力されている場合、事業所情報(明細)の経過的居宅介護利用型区分が[非該当]であること	○日の日中支援加算(提供回数)が不正です。経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合に、日中支援加算(提供回数)を入力することはできません。 (※1)
点検 9		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で受給者の支給決定が[332000:共同生活援助経過的居宅介護決定]の場合、《日中支援加算(提供回数)》欄が入力されていないこと	○日の日中支援加算(提供回数)が不正です。支給決定情報が「共同生活援助経過的居宅介護決定」の場合に、日中支援加算(提供回数)を入力することはできません。 (※1)
点検 10		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で受給者の支給決定が[333000:共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者決定]の場合、《日中支援加算(提供回数)》欄が入力されていないこと	○日の日中支援加算(提供回数)が不正です。支給決定情報が「共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者決定」の場合に、日中支援加算(提供回数)を入力することはできません。 (※1)
点検 11		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で《日中支援加算(算定回数)》欄が入力されている場合、事業所情報(明細)の経過的居宅介護利用型区分が[非該当]であること	○日の日中支援加算(算定回数)が不正です。経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合に、日中支援加算(算定回数)を入力することはできません。 (※1)
点検 12		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で受給者の支給決定が[332000:共同生活援助経過的居宅介護決定]の場合、《日中支援加算(算定回数)》欄が入力されていないこと	○日の日中支援加算(算定回数)が不正です。支給決定情報が「共同生活援助経過的居宅介護決定」の場合に、日中支援加算(算定回数)を入力することはできません。 (※1)
点検 13		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前で受給者の支給決定が[333000:共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者決定]の場合、《日中支援加算(算定回数)》欄が入力されていないこと	○日の日中支援加算(算定回数)が不正です。支給決定情報が「共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者決定」の場合に、日中支援加算(算定回数)を入力することはできません。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 14	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、かつ事業所情報(明細)の施設等の区分が[介護サービス包括型]、かつ受給者の支給決定が[332000:共同生活援助経過的居宅介護決定]の場合、《サービス利用区分》欄に[体験利用]が入力されていないこと	○日のサービス利用区分が不正です。支給決定情報が「共同生活援助経過的居宅介護利用決定」の場合に、サービス利用区分に「体験利用」は入力できません。 (※1)
点検 15		《提供年月》欄が平成 26 年 4 月以降、かつ《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、かつ事業所情報(明細)の施設等の区分が[介護サービス包括型]、かつ受給者の支給決定が[331000:共同生活援助基本決定]、または[332000:共同生活援助経過的居宅介護決定]の場合、《サービス利用区分》欄に[居宅介護等利用]が入力されていないこと	○日のサービス利用区分が不正です。支給決定情報が「共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者決定」以外の場合に、サービス利用区分に「居宅介護等利用」は入力できません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(iii)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[Ⅰ]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	事業所情報(明細)で《視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		夜間支援等体制加算Ⅰ	事業所情報(明細)で《夜間支援等体制加算区分》欄が[Ⅰ]、[Ⅰ・Ⅱ]、[Ⅰ・Ⅲ]、または[Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ]で登録されている、かつ実績記録票で《夜間支援等体制加算》欄が[1]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4		夜間支援等体制加算Ⅱ	事業所情報(明細)で《夜間支援等体制加算区分》欄が[Ⅱ]、[Ⅰ・Ⅱ]、[Ⅱ・Ⅲ]、または[Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ]で登録されている、かつ実績記録票で《夜間支援等体制加算》欄が[2]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
5		夜間支援等体制加算Ⅲ	事業所情報(明細)で《夜間支援等体制加算区分》欄が[Ⅲ]、[Ⅰ・Ⅲ]、[Ⅱ・Ⅲ]、または[Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ]で登録されている、かつ実績記録票で《夜間支援等体制加算》欄が[3]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
6	入力	福祉専門職員配置等加算Ⅰ (※2)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[Ⅰ]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算Ⅰ、福祉専門職員配置等加算Ⅱ及び福祉専門職員配置等加算Ⅲの合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。

- ※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ①居宅介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。
- ※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、[2.2.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (6)サービス提供実績記録入力 ⑥生活介護サービス提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。

(7)請求明細書入力

①介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二)、介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第三)及び特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書入力(様式第六)

(i)画面の制御

a.福祉・介護職員処遇改善加算

【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 明細情報】画面、【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第三) 明細情報】画面及び【特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書入力(様式第六) 明細情報】画面において、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。

ここでは、【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 明細情報】画面を例に説明します。

○【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 明細情報】画面

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を算出します。

○【処遇改善情報(明細)】画面



Point! 福祉・介護職員処遇改善加算の単位数について

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を算出します。

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数の算出方法は、以下の通りです。

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数 =

[同一サービス種類のサービスコードの単位数の合計(処遇改善加算算定対象の単位数のみ)
× 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの加算率] (小数点第一位 四捨五入)

b. 特定事業所加算

【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 明細情報】画面及び【特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書入力(様式第六) 明細情報】画面において、特定事業所加算Ⅳのサービスコードを入力した場合、特定事業所加算Ⅳの単位数を自動で算出するよう変更します。

ここでは、【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 明細情報】画面を例に説明します。

○【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 明細情報】画面

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 明細情報						
提供年月	平成 27 年 4 月分	事業所名	請求事業所 A			
受給者証番号	9999999999	国保 太郎	障害児氏名	市町村名 国保市		
助成自治体番号			地域区分	01	一級地	親有無 養育費 介護費 障害者 無し
利用者負担上限月額	15,000円	利用者負担上限額	指定事業所番号		管理結果	管理結果額 円
就労継続支援 A 型 適用対象者	無し	自立事業所				
給付費明細						
No.	2					
サービスコード	118013	居介特定事業所加算Ⅳ	単位数	201 単位	回数	1 回 サービス単位数 201 単位
摘要						
選択	No.	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
▶	1	身体日中3.0	111131	804	50	
	2	居介特定事業所加算Ⅳ	118013	201	10	

特定事業所加算Ⅳのサービスコードを入力した場合、特定事業所加算Ⅳの単位数を算出します。



Point ! 特定事業所加算Ⅳの単位数について

特定事業所加算Ⅳのサービスコードを入力した場合、特定事業所加算Ⅳの単位数を算出します。
特定事業所加算Ⅳの単位数の算出方法は、以下の通りです。

特定事業所加算Ⅳの単位数 =

[同一サービス種類の本体報酬の単位数の合計 × 5/100](小数点第一位 四捨五入)

(ii)自動作成時の制御

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援の実績記録入力画面において、《提供年月》欄が平成27年4月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で《欠席》と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書自動作成において、請求明細書の日数情報における《利用日数》欄には、欠席時対応加算を算定する日を除いてカウントするよう変更します。

ここでは、【生活介護サービス提供実績記録入力】画面を例に説明します。

○【生活介護サービス提供実績記録入力】画面

生活介護サービス提供実績記録入力

提供年月: 平成 27 年 4 月分

サービス提供実績

日付	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算	訪問支援特別加算	食事提供加算	定員超過	開所時間減算	備考
01日(水)		9:00	13:00						
02日(木)		9:00	13:00						
03日(金)	欠席								
04日(土)									

○【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 日数情報】画面

介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 日数情報

提供年月: 平成 27 年 4 月分

《利用日数》欄は、欠席時対応加算を算定する日を除いた日数を設定します。

選択	No.	サービス種類	開始年月日	終了年月日	利用日数	利用者負担額	利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額	円
▶	1	22	平成27年04月01日		2日						

○【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 集計情報】画面

介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 集計情報

提供年月: 平成 27 年 4 月分

《サービス利用日数》欄は、欠席時対応加算を算定する日を含めた日数を設定します。

選択	No.	サービス種類	サービス利用日数	給費用額	1割相当額	利用者負担額	上限額調整	事業者減免額	減免後利用者負担額	調整後利用者負担額	上限額	決定利用者負担額	請求額	特別対策費	自治体助成金請求額
▶	1	22	3	11,148	1,114	10,034	1,003	0	10,034	10,034	0	10,034	0	0	

(8)相談支援給付費請求書入力

①計画相談支援給付費請求書入力及び特例計画相談支援給付費請求書入力

(i)画面の制御

【計画相談支援給付費請求書入力】画面及び【特例計画相談支援給付費請求書入力】画面において、事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込むよう変更します。

ここでは、【計画相談支援給付費請求書入力】画面を例に説明します。

○【計画相談支援給付費請求書入力】画面

事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込みます。

○【事業所情報(明細)】画面

選択	No.	変更年月日 終了年月日	区分	相談支援特定事業所加算の有無	地域区分
	1	平成27年04月01日	新規	有り	その他

【《サービス内容》欄の表示制御】

No	事業所情報(明細)の 《相談支援特定事業所加算 の有無》欄	《サービス内容》欄の表示内容
1	[有り]	特定事業所加算を含むサービスコード及び上限額管理加算のサービスコードのみ表示
2	[無し]	特定事業所加算を含まないサービスコード及び上限額管理加算のサービスコードのみ表示
3	(登録無し)	特定事業所加算を含むサービスコード、特定事業所加算を含まないサービスコード及び上限額管理加算のサービスコードを表示

② 宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票

[宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票(確認リスト)]において、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄の名称を《夜間支援等体制加算》欄に変更します。

また、提供年月に関わらず、《障害児氏名》欄が出力されないよう変更します。

○ 宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票(確認リスト)

宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票 (確認リスト)												
平成 27年 4月分												
受給者証番号	9999999999			支給決定障害者氏名	国保 太郎			事業所番号	1311111111			
								請求事業所 A				
日付	曜日	サービス提供の状況	支援実績									
			夜間支援等体制加算	食事提供加算	入院時支援特別加算		提供回数	算定回数	提供回数	算定回数		
1	水	入院	1									
2	木	入院										
10	金											
11	土											
12	日											
13	月											
14	火											
15	水											
16	木											
17	金											
18	土											
19	日											
20	月											
21	火											
22	水											
23	木											
24	金											
25	土											
26	日											
27	月											
28	火											
29	水											
30	木											
合計			3 回	回	回	回	回	回	回	回	回	
初期加算	利用開始日		30日目		当月算定日数		日					
地域移行加算	入所中算定日		退所日		退所後算定日							
個別支援計画作成の有無		有り										

提供年月に関わらず、《障害児氏名》欄は出力されません。

《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《夜間支援等体制加算》欄と出力されます。

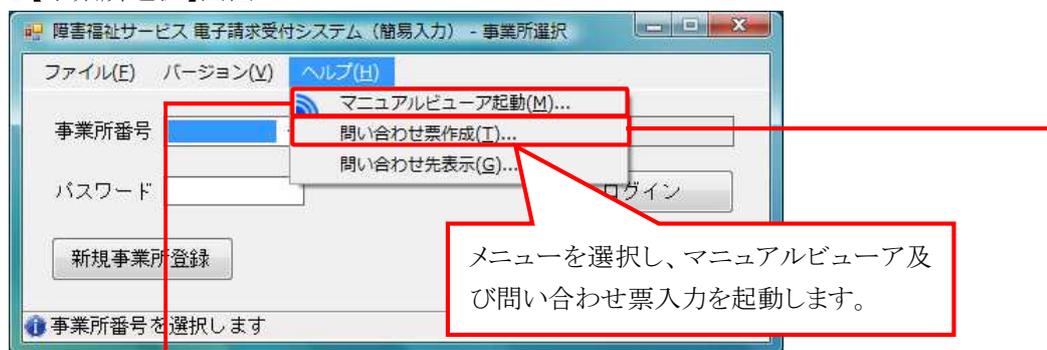
2.2.2. 機能改善について

簡易入力システム(障害福祉サービス)における機能改善に伴う変更点は、以下の通りです。

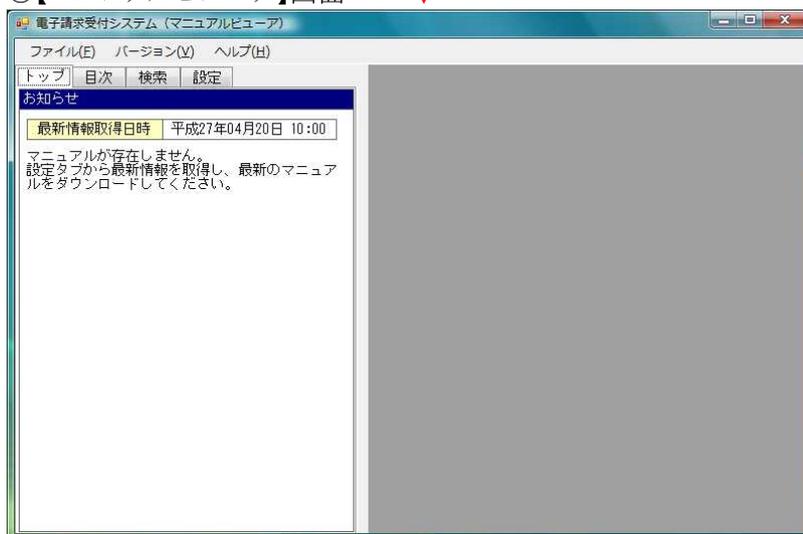
(1)マニュアルビューア・問い合わせ票入力機能の呼び出し

簡易入力システム(障害福祉サービス)からマニュアルビューア及び問い合わせ票入力が起動できるよう、メニューバーにメニューを追加します。

○【事業所選択】画面



○【マニュアルビューア】画面



○【問い合わせ票入力】画面

ID種別と番号		事業所ID	起票日時	平成	27	年	4	月	20	日	10:00
事業所名等	カナ *	代理人ID									
	漢字 *										
ご担当者名	カナ *										
	漢字 *										
ご連絡先	TEL. *										
	メールアドレス *										
ご使用のOS	Windows 7 Professional Service Pack 1 (AMD64)										
ご使用のブラウザ	<input type="checkbox"/> Internet Explorer (11)	<input type="checkbox"/> その他 ()									
サービス種別	<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 障害児支援	<input checked="" type="checkbox"/> 地域生活支援事業								
ご使用のシステム	簡易入力システム	取込送信システム	その他								
	障害福祉サービス:Ver2.18.0	Ver2.18.0									
	障害児支援:Ver2.18.0										
	地域生活支援事業:Ver2.15.0										
お問い合わせ件名											
お問い合わせ内容	* (どの画面で、どのような問題が発生しているかを詳しくご記入願います。)										

入力内容(特に連絡先)に誤りがないかご確認ください。

お問い合わせセリア 全てクリア 印刷 作成 終了

事業所IDを入力します v1.4.0

(2)請求明細書(様式第二)における特定障害者特別給付費の点検について

【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 日数情報】画面において、《特定障害者特別給付費》欄の入力内容について、点検を追加します。

○【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 日数情報】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス種別》欄が[32]で《終了年月日》欄が入力されており、《終了年月日》欄の年月が《提供年月》欄の前月以前の場合、《算定日数》欄、《日数》欄、《給付費請求額》欄、または《実績算定額》欄が入力されていないこと	提供年月が終了年月日の翌月以降のため、日数情報の特定障害者特別給付費は入力できません。

(3)請求明細書における請求サービスコード入力方法の変更について

【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 明細情報】画面、【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第三) 明細情報】画面、【特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書入力(様式第六) 明細情報】画面及び【地域相談支援給付費明細書入力(様式第五) 明細情報】画面において、サービスコードを直接入力した場合、事業所情報や受給者の支給決定情報による点検を緩和することで、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。

ここでは、【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 明細情報】画面を例に説明します。

○【介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二) 明細情報】画面

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 明細情報						
提供年月	平成 27 年 4 月分	事業所名	請求事業所 A			
受給者証番号	9999999999	国保 太郎	障害児氏名	市町村名	国保市	
助成自治体番号		地域区分	01	一級地	既済 未済 天保 A 型 障害者 無し	
利用者負担上限額	15,000 円	利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額	円
就労継続支援 A 型 対象者	無し	管理事業所				
給付費明細						
No.	2	サービスコード	?	単位数	単位	回数
選択	No.	サ	サービスコード	単位数	回数	サービスコード
▶	1	身体日中4.	111199	1,002	1回	

サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードが入力できます。

直接入力したサービスコードについては、従来の登録時の点検を緩和します。

2.3. 障害児支援

2.3.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について

簡易入力システム(障害児支援)における平成 27 年度報酬改定に伴う変更点は、以下の通りです。

(1)事業所情報保守

①入力項目

各サービスの【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、算定項目を追加及び変更します。

○【事業所情報(明細)】画面 《算定項目》タブ

No.	区分	サービス提供単位番号	変更年月日
2	新規・変更		平成 27 年 4 月 1 日
	施設等の区分	児童発達支援センター	障害児施設区分
	入所定員数(人)	1	重症心身障害以外の場合
	利用定員超過による減算の有無	無し	福祉専門職員配置等加算の有無
	職員欠如による減算の有無	無し	特別支援加算の有無
	指導員加価加算の有無	無し	延長支援加算の有無
	児童発達支援管理責任者専任加算の有無	無し	少年支援減算の有無
	開所時間減算の有無	無し	開所時間減算区分
	有資格者配置の有無	無し	送迎加算(重症心身障害児)の有無
	地域区分	一級地	経過措置(1日児童デイ)の有無
	新体系定着支援事業による助成の有無		

選択	No.	サービス提供単位番号	変更年月日	区分	施設等の区分	障害児施設区分	入所定員数(人)
	1	01	平成27年04月01日	新規	児童発達支援センター	重症心身障害以外の場合	10

[追加項目]

No	項目名	内容	該当サービス
1	開所時間減算の有無	<ul style="list-style-type: none"> 《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 	児童発達支援、 医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス
2	開所時間減算区分	<ul style="list-style-type: none"> 《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降、かつ《開所時間減算の有無》欄が[有り]の場合 [4 時間未満][4 時間以上 6 時間未満]のいずれかを選択します。 	児童発達支援、 医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス

No	項目名	内容	該当サービス
3	有資格者配置の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 	児童発達支援、 放課後等デイサービス
4	保育職員加配加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 	医療型児童発達支援
5	重度障害児支援加算(強度行動障害)の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 	障害児入所支援、 医療型障害児入所支援
6	相談支援特定事業所加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 	障害児相談支援
7	専門訪問支援員体制の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 	保育所等訪問支援
8	送迎加算(重症心身障害児)の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し][有り]のいずれかを選択します。 	児童発達支援、 医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス

[変更項目]

No	項目名	内容	該当サービス
1	施設等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [医療型児童発達支援センター] [指定医療機関]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [医療型児童発達支援センター] [指定発達支援医療機関]のいずれかを選択します。 	医療型児童発達支援
		<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [医療型障害児入所施設] [指定医療機関]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [医療型障害児入所施設] [指定発達支援医療機関]のいずれかを選択します。 	医療型障害児入所支援
2	福祉専門職員配置等加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し] [Ⅰ] [Ⅱ]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し] [Ⅰ] [Ⅱ] [Ⅲ]のいずれかを選択します。 	児童発達支援、 医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス、 障害児入所支援、 医療型障害児入所支援
3	心理担当職員配置加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 入力不可となります。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し] [有り]のいずれかを選択します。 	医療型障害児入所支援
4	指導員加配加算の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《変更年月日》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し] [有り]のいずれかを選択します。 ・《変更年月日》欄が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合 [無し] [児童指導員等] [児童指導員等以外]のいずれかを選択します。(※1) 	児童発達支援、 放課後等デイサービス
5	経過措置(旧児童デイ)の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・《適用開始年月》欄が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合 [無し] [有り]のいずれかを入力します。 ・《適用開始年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 入力不可となります。 	児童発達支援、 放課後等デイサービス

※1 [指導員]を配置している場合、[児童指導員等以外]を選択します。

(2)受給者情報保守

①入力項目

【受給者情報(支給決定)】画面において、《サービス内容》欄に平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを入力できるよう変更します。

また、【決定サービスコード検索】画面において、平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを選択できるよう変更します。

○【受給者情報(支給決定)】画面

受給者情報(支給決定)

受給者証番号 999999999 国保 太郎 障害児氏名 国保 花子

No.	サービス内容 *	決定支給量
2	?	

支給決定開始日 支給決定終了日

平成 年 月 日 年 月 日

平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードが入力できます。

登録 戻る 明細追加 明細修正 明細削除 明細クリア

s20150420015 v2.18.0

○【決定サービスコード検索】画面

決定サービスコード検索

基準日 平成 27 年 4 月 30 日 検索

コード	名称
710910	児童入所支援加算自活訓練
710913	児童入所支援加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ))
710914	児童入所支援加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ))
710915	児童入所支援加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ))
710916	児童入所支援加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ))
710917	児童入所支援加算重度障害児支援(肢体不自由児)
710922	児童入所支援加算重度障害児支援(強度行動障害)
711000	児童入所支援基本決定(知的障害児)
712000	児童入所支援基本決定(自閉症児)
713000	児童入所支援基本決定(盲児)
714000	児童入所支援基本決定(ろうあ児)
715000	児童入所支援基本決定(肢体不自由児)
720909	医療型児童入所支援加算重度重複
720910	医療型児童入所支援加算自活訓練
720918	医療型児童入所支援加算重度障害児支援(自閉症児(Ⅰ))

確定 閉じる

s20150420015 v2.18.0

平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードが選択できます。

[入力可能となる決定サービスコード]

No	サービスコード	サービス内容
1	710922	児童入所支援加算重度障害児支援(強度行動障害)
2	725000	医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(自閉症児)
3	726000	医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(肢体不自由児)
4	727000	医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(重症心身障害児)
5	720922	医療型児童入所支援加算重度障害児支援(強度行動障害)

(3)契約内容情報保守

①入力項目

【契約内容情報保守】画面において、《サービス内容》欄に平成 27 年度報酬改定により追加される支給決定サービスコードを入力できるよう変更します。

また、【支給決定サービスコード検索】画面において、平成 27 年度報酬改定により追加される支給決定サービスコードを選択できるよう変更します。

○【契約内容情報保守】画面

○【支給決定サービスコード検索】画面

平成 27 年度報酬改定により追加される支給決定サービスコードが選択できます。

[入力可能となる支給決定サービスコード]

No	サービスコード	サービス内容
1	725000	医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(自閉症児)
2	726000	医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(肢体不自由児)
3	727000	医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(重症心身障害児)

(4) 処遇改善情報保守

① 入力項目

【処遇改善情報(明細)】画面において、《キャリアパス区分》欄の入力項目の内容を変更します。

○【処遇改善情報(明細)】画面

[変更項目]

No	項目名	内容
1	キャリアパス区分	<ul style="list-style-type: none"> 《適用開始年月》欄が平成 24 年 3 月以前の場合 《処遇改善加算の有無》欄が[有り]の場合、[減算なし] [20%減算(キャリアパス要件、定量的要件)] [10%減算(キャリアパス要件)] [10%減算(定量的要件)]のいずれかを選択します。 《適用開始年月》欄が平成 24 年 4 月以降の場合 《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]の場合、[I] [II (キャリアパス要件)] [II (定量的要件)] [III (キャリアパス要件、定量的要件)]のいずれかを選択します。 《適用開始年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]の場合、[I] [II] [III (キャリアパス要件)] [III (定量的要件)] [IV (キャリアパス要件、定量的要件)]のいずれかを選択します。

(5)単位数表標準マスタ表示

【単位数表標準マスタ表示】画面において、平成 27 年度報酬改定により項目を追加します。

○【単位数表標準マスタ表示】画面

No.	項目名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
79	如遇改善加算	2	1	1											
80	経過措置の支援	2	1	1											
81	閉所時間減算	2	1	1											
82	訪問支援員減算	2	1	1											
83	有期有目的期間区分	2	1	1											
84	有資格者配置	2	1	1											
85	関係機関連携加算区分	2	2	1											
86	保育職員加配加算	2	2	1											
87	特別地域加算率	2	2	1											
88	特別地域加算算定対象	2	2	1											
89	初回加算	2	2	1											
90	特定事業所加算	2	2	1											
91	専門訪問支援員体制	2	2	1											
92	重度障害児支援加算(強度行動障害)	2	2	1											
93	事業所内相談支援加算	2	1	3											
94	障害児種別	2	1	3											

平成 27 年度報酬改定により
項目を追加します。

[追加項目]

No	項目名
1	有期有目的期間区分
2	有資格者配置
3	関係機関連携加算区分
4	保育職員加配加算
5	特別地域加算率
6	特別地域加算算定対象
7	初回加算
8	特定事業所加算
9	専門訪問支援体制加算
10	重度障害児支援加算(強度行動障害)
11	事業所内相談支援加算
12	障害児種別

(6)基本情報入力内容確認

【基本情報入力内容確認】画面において、《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合、平成27年度報酬改定により追加された事業所情報(明細)の算定項目が表示されるよう変更します。

○【基本情報入力内容確認】画面

基本情報入力内容確認

提供年月 | 平成 27 年 | 4 月分

基本情報は正常に登録されています。

サービス種類	種別	基本情報名	サービス提供 単位番号	項目名	値	有効期間/エラー内容
共通		事業所情報(基本)		地域区分	一級地	平成25年04月～
共通		都道府県・市町村情報		都道府県・市町村名	国保市	平成21年02月10日～
共通		受給者情報(明細)		利用者負担上限月額	15,000円	平成24年04月01日～平成28年12月31日
共通		受給者情報(明細)		利用者負担上限額管理事業所	(登録なし)	
児童発達支援		事業所情報(基本)		法人等種別	社会福祉法人(社協以外)	
児童発達支援		事業所情報(明細)	01	施設等の区分	児童発達支援センター	平成27年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	02	施設等の区分	児童発達支援センター	平成24年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	01	障害児施設区分	重症心身障害以外の場合	平成27年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	02	障害児施設区分	重症心身障害の場合	平成24年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	01	入所定員数	10人	平成27年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	02	入所定員数	20人	平成24年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	01	栄養士配置加算の基準	無し	平成27年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	02	栄養士配置加算の基準	無し	平成24年04月01日～
児童発達支援		事業所情報(明細)	01	栄養士配置加算による減算の有無	無し	平成27年04月01日～

《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合、平成27年度報酬改定により追加された事業所情報(明細)の算定項目が表示されます。

[追加項目]

No	項目名
1	開所時間減算の有無
2	開所時間減算区分
3	有資格者配置の有無
4	保育職員加配加算の有無
5	重度障害児支援加算(強度行動障害)の有無
6	相談支援特定事業所加算の有無
7	専門訪問支援員体制の有無
8	送迎加算(重症心身障害児)の有無

(7)サービス提供実績記録入力

①障害児入所支援提供実績記録入力

(i)点検の追加

【障害児入所支援提供実績記録入力】画面において、《入所日》欄及び《入所中算定日》欄の入力内容について、点検を追加します。

○【障害児入所支援提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録ボタン] クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で、日毎の有効な受給者の支給決定が[725000:医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(自閉症児)], [726000:医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(肢体不自由児)], または[727000:医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(重症心身障害児)]のいずれかの場合、《入所日》欄が入力されていること (※1)	入所日を入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 2	[登録ボタン] クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《入所中算定日》欄が入力されている場合、《入所中算定日》欄における受給者の支給決定が[725000:医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(自閉症)]、[726000:医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(肢体不自由児)]、または[727000:医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(重症心身障害児)]以外であること	支給決定情報が「(受給者の支給決定)」の場合に、入所中算定日が入力されています。 (※2)

※1 《退所日》欄の年月と《退所後算定日》欄の年月が異なる場合、点検を行いません。

※2 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

(ii)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	心理担当職員配置加算 (※1)	医療型障害児入所支援において、事業所情報(明細)で《心理担当職員配置加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		福祉・介護職員処遇改善加算 I (※2)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[I]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3	入力	重度障害児支援加算 (強度行動)	事業所情報(明細)で《重度障害児支援加算(強度行動障害)の有無》欄が[有り]で登録されている、かつ受給者情報(支給決定)で[加算重度障害児支援(強度行動障害)]が登録されており、提供年月が有効期間内である場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は重度障害児支援加算の回数以下で入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。
4		福祉専門職員配置等加算 I (※3)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[I]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算 I、福祉専門職員配置等加算 II 及び福祉専門職員配置等加算 III の合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。

※1 事業所情報(明細)で《施設等の区分》欄が[医療型障害児入所施設]で登録されている場合、作成、または表示されます。

※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、次頁の[Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

※3 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、[2.3.1 平成 27 年度報酬改定対応について (7)サービス提供実績記録入力 ①障害児入所支援提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。



Point ! 平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について

平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算については、以下の通り変更となります。

○処遇改善情報のキャリアパス区分と算定可能な福祉・介護職員処遇改善加算

No	平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月		平成 27 年 4 月以降	
	処遇改善情報の キャリアパス区分	算定可能な 福祉・介護職員 処遇改善加算	処遇改善情報の キャリアパス区分	算定可能な 福祉・介護職員 処遇改善加算
1			I	福祉・介護職員 処遇改善加算 I
2	I	福祉・介護職員 処遇改善加算 I	II	福祉・介護職員 処遇改善加算 II
3	II(キャリアパス要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 II	III(キャリアパス要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 III
4	II(定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 III	III(定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 III
5	III(キャリアパス要件、 定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 IV	IV(キャリアパス要件、 定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 IV

平成 27 年 4 月以降、キャリアパス区分に[I]が追加されます。

平成 27 年 3 月以前のキャリアパス区分については、平成 27 年 4 月以降、名称が変更となります。

※処遇改善情報の《キャリアパス区分》欄において、平成 27 年 3 月以前で登録済みであり、かつ平成 27 年 4 月以降の情報が登録されていない場合、平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算の算定において、以下の通り加算を読み替えて算定します。

- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[I]の場合
福祉・介護職員処遇改善加算 II
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[II(キャリアパス要件)]の場合
福祉・介護職員処遇改善加算 III
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[II(定量的要件)]の場合
福祉・介護職員処遇改善加算 III
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[III(キャリアパス要件、定量的要件)]の場合
福祉・介護職員処遇改善加算 IV



Point ! 平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について

平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算については、以下の通り変更となります。

○算定可能な福祉専門職員配置等加算

No	平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月以降
	算定可能な福祉専門職員配置等加算	算定可能な福祉専門職員配置等加算
1		福祉専門職員配置等加算 I
2	福祉専門職員配置等加算 I	福祉専門職員配置等加算 II
3	福祉専門職員配置等加算 II	福祉専門職員配置等加算 III

平成 27 年 4 月以降、福祉専門職員配置等加算 I が追加されます。
平成 27 年 3 月以前の福祉専門職員配置等加算 I・II については、平成 27 年 4 月以降、名称が変更となります。

※事業所情報(明細)の《福祉専門職員配置等加算の有無》欄において、平成 27 年 3 月以前で登録済みであり、かつ平成 27 年 4 月以降の情報が登録されていない場合、平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算の算定において、以下の通り加算を読み替えて算定します。

- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[I]の場合
福祉専門職員配置等加算 II
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[II]の場合
福祉専門職員配置等加算 III

②児童発達支援提供実績記録入力

(i)画面の変更

【児童発達支援提供実績記録入力】画面において、《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。

また、《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。

○【児童発達支援提供実績記録入力】画面

No	項目名	内容
①	開所時間減算	<ul style="list-style-type: none"> 《提供年月》欄が平成27年3月以前の場合 開所時間減算に該当する場合、[1]を入力します。 《提供年月》欄が平成27年4月以降の場合 開所時間減算(4時間未満)に該当する場合、[1]を入力します。開所時間減算(4時間以上6時間未満)に該当する場合、[2]を入力します。減算しない場合、[3]を入力します。

(ii)入力方法について

【児童発達支援提供実績記録入力】画面における入力方法を説明します。

○【児童発達支援提供実績記録入力】画面

【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおける《開所時間減算の有無》欄及び《開所時間減算区分》欄の登録内容と異なる請求を行う場合、以下の通り入力します。

- ・開所時間減算(4 時間未満)に該当する場合、[1]を入力します。
- ・開所時間減算(4 時間以上 6 時間未満)に該当する場合、[2]を入力します。
- ・減算しない場合、[3]を入力します。

日付	サービス提供 の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		家庭連携加算		訪問支援特別加算		食事提供 加算	超過 加算	サービス 提供単位 番号(明細)	備考
				往	復	提供時間	算定時間	提供時間	算定時間				
01日(水)		9:00	13:00									1	
02日(木)												2	
03日(金)		9:00	13:00									3	
04日(土)													
05日(日)		9:00	13:00										
06日(月)													
07日(火)													
08日(水)													
09日(木)						1	2						家...
10日(金)													
11日(土)													
12日(日)		9:00	17:00			1	2						家...
13日(月)													
14日(火)													

家庭連携加算のみ算定する場合、《家庭連携加算(提供時間)》欄及び《家庭連携加算(算定時間)》欄を入力します。

家庭連携加算及び本体報酬を算定する場合、《開始時間》欄、《終了時間》欄、《家庭連携加算(提供時間)》欄及び《家庭連携加算(算定時間)》欄を入力します。

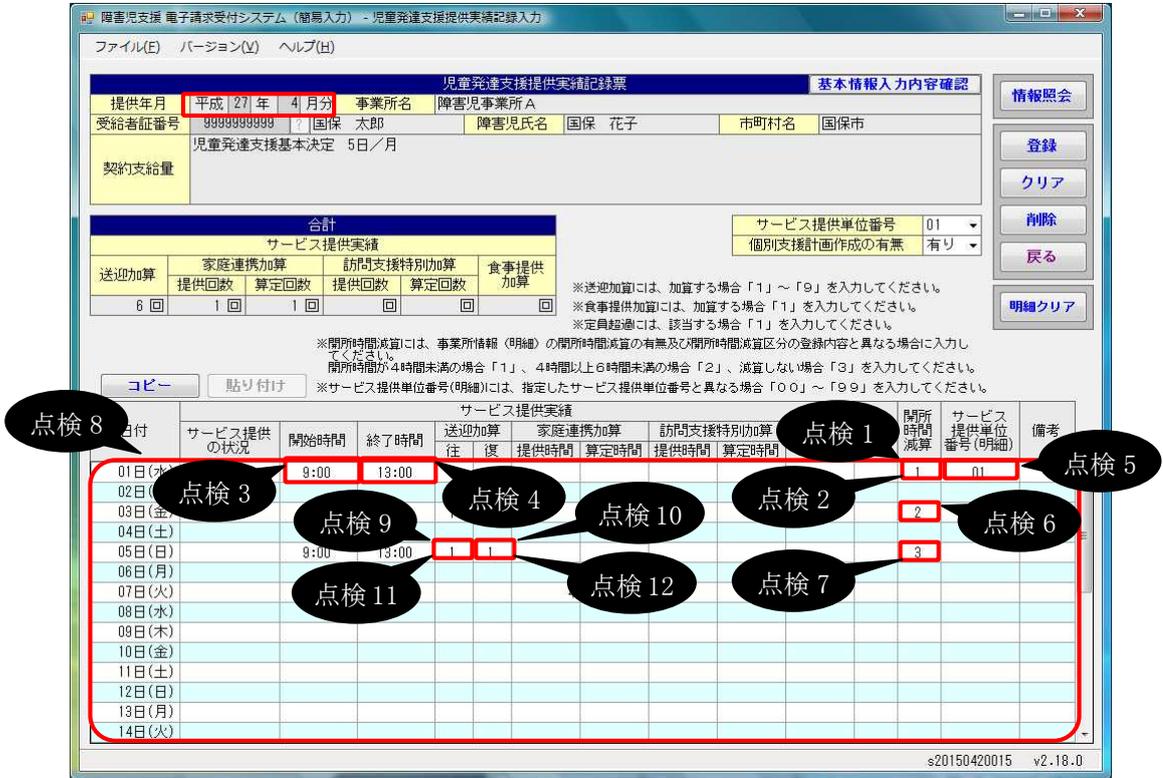
《備考》欄に家庭連携加算のサービス提供時間を記載します。

(例: 家庭連携加算 10:00~11:00)

(iii)点検の追加

【児童発達支援提供実績記録入力】画面において、明細情報の入力内容について、点検を追加します。

○【児童発達支援提供実績記録入力】画面



No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、かつ《開所時間減算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、[1]、[2]、または [3]であること	開所時間減算は1～3の範囲で入力してください。
点検 2	[登録]ボタンクリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《開所時間減算》欄が入力されている場合、《開所時間減算》欄が[1]であること	○日の開所時間減算が不正です。該当する場合は1を入力してください。
点検 3		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ明細部の《送迎加算》欄、《訪問支援特別加算(提供時間)》欄、《訪問支援特別加算(算定時間)》欄、または《食事提供加算》欄のいずれかの項目が入力されている場合、《開始時間》欄が入力されていること	○日の開始時間を入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ明細部の《送迎加算》欄、《訪問支援特別加算(提供時間)》欄、《訪問支援特別加算(算定時間)》欄、または《食事提供加算》欄のいずれかの項目が入力されている場合、《終了時間》欄が入力されていること	○日の終了時間を入力してください。
点検 5		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供単位番号(明細)》欄が入力されている場合、《サービス提供の状況》欄、《開始時間》欄、《終了時間》欄、または《家庭連携加算(提供時間)》欄が入力されていること	○日のサービス提供単位番号(明細)が不正です。サービス提供の状況、開始時間、終了時間または家庭連携加算(提供時間)を入力していない場合に、サービス提供単位番号(明細)を入力することはできません。
点検 6		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で《開所時間減算》欄に[2]が入力されている、かつ《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算の有無が[有り]の場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算区分が[4 時間以上 6 時間未満]であること (※2)	○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間未満」と一致していません。 (※1)
点検 7		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で《開所時間減算》欄に[3]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算の有無が[無し]であること (※2)	○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間未満」と一致していません。 (※1) ○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間以上6時間未満」と一致していません。 (※1)
点検 8		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ支給決定情報の支給決定量が日数で登録されている場合、サービスを提供した日数が支給決定量以下であること (※3)	サービスを提供した日数が決定支給量を超えています。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 9	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄の月末時点で有効な事業所情報(明細)が存在し、施設等の区分が[児童発達支援センター以外]であること、または施設等の区分が[児童発達支援センター]、かつ事業所情報(明細)の障害児施設区分が[重症心身障害の場合]で、受給者の支給決定が[613000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児)]であること (※2)	○日の送迎加算が不正です。送迎加算の算定対象外の事業所情報のため、送迎加算を入力することはできません。 (※1)
点検 10		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄の月末時点で有効な事業所情報(明細)が存在し、施設等の区分欄が[児童発達支援センター以外]であること、または施設等の区分欄が[児童発達支援センター]、かつ事業所情報(明細)の障害児施設区分が[重症心身障害の場合]で、受給者の支給決定が[613000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児)]であること (※2)	○日の送迎加算が不正です。送迎加算の算定対象外の事業所情報のため、送迎加算を入力することはできません。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 11	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で《送迎加算(往)》欄が入力されている、かつ《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の障害児施設区分が[重症心身障害の場合]で受給者の支給決定が[児童発達支援基本決定(重症心身障害児)]の場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算(重度心身障害児)の有無が[有り]であること (※2)	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算(重症心身障害児)の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)
点検 12		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で《送迎加算(復)》欄が入力されている、かつ《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の障害児施設区分が[重症心身障害の場合]で受給者の支給決定が[児童発達支援基本決定(重症心身障害児)]の場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算(重度心身障害児)の有無が[有り]であること (※2)	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算(重症心身障害児)の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※2 明細の《サービス提供単位番号(明細)》欄が入力されている場合、明細の《サービス提供単位番号(明細)》欄に紐づく事業所情報(明細)で点検を行います。

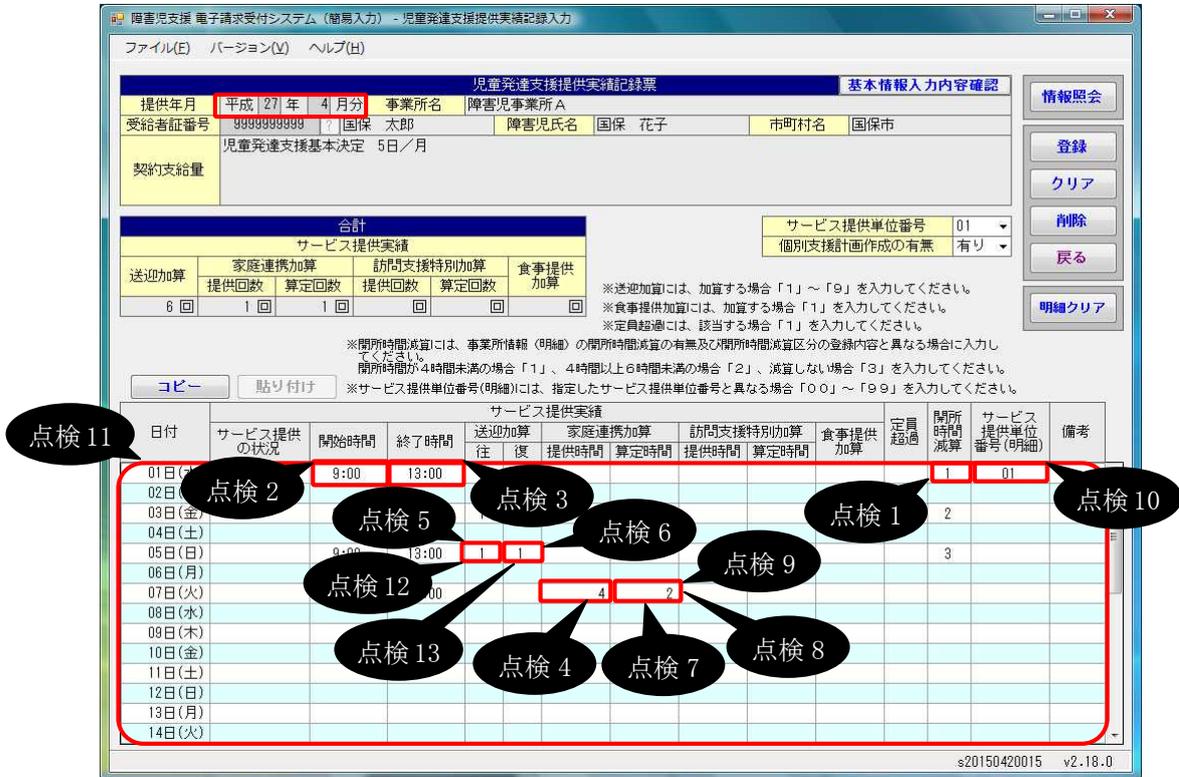
※3 サービスを提供した日数として、以下の日は除きます。

- ・《サービス提供の状況》欄で[欠席]が入力されている場合
- ・《家庭連携加算(提供時間)》欄のみ、《家庭連携加算(算定時間)》欄のみ、または《家庭連携加算(提供時間)》欄と《家庭連携加算(算定時間)》欄のみ入力されている場合
- ・《訪問支援特別加算(提供時間)》欄が入力されている場合
- ・《備考》欄のみ入力されている場合

(iv)点検の変更

【児童発達支援提供実績記録入力】画面において、明細情報の入力内容について、点検を変更します。

○【児童発達支援提供実績記録入力】画面



No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《開所時間減算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、[1]であること	開所時間減算が不正です。該当する場合は1を入力してください。
点検 2	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ明細部のいずれかの項目が入力されている場合、《開始時間》欄が入力されていること (※1)	○日の開始時間を入力してください。
点検 3		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ明細部のいずれかの項目が入力されている場合、《終了時間》欄が入力されていること (※1)	○日の終了時間を入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成27年3月以前、かつ《家庭連携加算(提供時間)》欄が入力されている場合、《家庭連携加算(提供時間)》欄が《開始時間》欄～《終了時間》欄の時間数であること	○日の家庭連携加算(提供時間)が不正です。開始時間～終了時間の時間数を超えた値を入力することはできません。
点検 5		《提供年月》欄が平成27年3月以前、かつ《送迎加算(往)》欄が設定されている場合、《家庭連携加算(提供回数)》欄が設定されないこと	○日の送迎加算(往)設定時に家庭連携加算が設定されています。
点検 6		《提供年月》欄が平成27年3月以前、かつ《送迎加算(復)》欄が設定されている場合、《家庭連携加算(提供回数)》欄が設定されないこと	○日の送迎加算(復)設定時に家庭連携加算が設定されています。
点検 7		《提供年月》欄が平成27年3月以前、かつ《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、《開始時間》欄～《終了時間》欄の時間数が60分未満の場合は、[1]が入力されていること	○日の家庭連携加算(算定時間)が不正です。開始時間～終了時間の時間数が60分未満の場合は、1を入力してください。 (※2)
点検 8		《提供年月》欄が平成27年3月以前、かつ《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、《開始時間》欄～《終了時間》欄の時間数が60分以上の場合は、[2]が入力されていること	○日の家庭連携加算(算定時間)が不正です。開始時間～終了時間の時間数が60分以上の場合は、2を入力してください。 (※2)
点検 9		《提供年月》欄が平成27年3月以前、かつ《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、《食事提供加算》欄が入力されていないこと	○日の入力内容で、家庭連携加算(算定時間)と食事提供加算が同時に入力されています。
点検 10		《提供年月》欄が平成27年3月以前、かつ《サービス提供単位番号(明細)》欄が入力されている場合、《サービス提供の状況》欄、《開始時間》欄、または《終了時間》欄が入力されていること	○日のサービス提供単位番号(明細)が不正です。サービス提供の状況または開始時間、終了時間を入力していない場合に、サービス提供単位番号(明細)を入力することはできません。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 11	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成27年3月以前、かつ支給決定情報の支給決定量が日数で登録されている場合、サービスを提供した日数が支給決定量以下であること (※3)	サービスを提供した日数が決定支給量を超えています。
点検 12		《提供年月》欄が平成27年3月以前、かつ《送迎加算(往)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄の月末時点で有効な事業所情報(明細)が存在し、施設等の区分が[児童発達支援センター以外]であること (※4)	○日の送迎加算が不正です。送迎加算の算定対象外の事業所情報のため、送迎加算を入力することはできません。 (※2)
点検 13		《提供年月》欄が平成27年3月以前、かつ《送迎加算(復)》欄が入力されている場合、《提供年月》欄の月末時点で有効な事業所情報(明細)が存在し、施設等の区分が[児童発達支援センター以外]であること (※4)	○日の送迎加算が不正です。送迎加算の算定対象外の事業所情報のため、送迎加算を入力することはできません。 (※2)

※1 《サービス提供の状況》欄で[欠席]が入力されている場合は除きます。

※2 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※3 サービスを提供した日数として、以下の日は除きます。

- ・《サービス提供の状況》欄で[欠席]が入力されている場合
- ・《家庭連携加算(提供時間)》欄が入力されている場合
- ・《訪問支援特別加算(提供時間)》欄が入力されている場合

※4 明細の《サービス提供単位番号(明細)》欄が入力されている場合、明細の《サービス提供単位番号(明細)》欄に紐づく事業所情報(明細)で点検を行います。

(v)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名/減算名	算定の方法
1	自動作成	有資格者を配置した場合	事業所情報(明細)で《有資格者配置の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		開所時間減算	事業所情報(明細)で《開所時間減算区分》欄が[4 時間未満]、または[4 時間以上 6 時間未満]で登録されている、または実績記録票で《開所時間減算》欄が[1]、または[2]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		送迎加算 I 送迎加算 II	実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4		指導員加配加算	事業所情報(明細)で《指導員加配加算の有無》欄が[児童指導員等]、または[児童指導員等以外]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。 ※《指導員加配加算の有無》欄が[児童指導員等]で登録されている場合、《有資格者配置の有無》欄に[有り]が登録されている場合に自動作成されるサービス部に表示されます。
5		福祉・介護職員処遇改善加算 I (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[I]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
6	入力	福祉専門職員配置等加算 I (※2)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[I]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算 I、福祉専門職員配置等加算 II 及び福祉専門職員配置等加算 III の合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。
7		延長支援加算	事業所情報(明細)で《延長支援加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は本体報酬のサービスコードの回数以下で入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。

No	作成区分	加算名/減算名	算定の方法
8	入力	関係機関連携加算	加算のサービス部に常に表示されます。
9		事業所内相談支援加算	加算のサービス部に常に表示されます。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.3.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (7)サービス提供実績記録入力 ①障害児入所支援提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、[2.3.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (7)サービス提供実績記録入力 ①障害児入所支援提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。

③医療型児童発達支援提供実績記録入力

(i)画面の変更

【医療型児童発達支援提供実績記録入力】画面において、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。

また、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。

○【医療型児童発達支援提供実績記録入力】画面

No	項目名	内容
①	開所時間減算	<ul style="list-style-type: none"> 《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合 開所時間減算に該当する場合、[1]を入力します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 開所時間減算(4 時間未満)に該当する場合、[1]を入力します。開所時間減算(4 時間以上 6 時間未満)に該当する場合、[2]を入力します。減算しない場合、[3]を入力します。

(ii)入力方法について

【医療型児童発達支援提供実績記録入力】画面における入力方法を説明します。

○【医療型児童発達支援提供実績記録入力】画面

【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおける《開所時間減算の有無》欄及び《開所時間減算区分》欄の登録内容と異なる請求を行う場合、以下の通り入力します。

- ・開所時間減算(4 時間未満)に該当する場合、[1]を入力します。
- ・開所時間減算(4 時間以上 6 時間未満)に該当する場合、[2]を入力します。
- ・減算しない場合、[3]を入力します。

日付	サービス提供 の状況	開始時間	終了時間	家庭連携加算		訪問支援特別加算		競争性 加算	開所時間 減算	備考
				提供時間	算定時間	提供時間	算定時間			
01日(水)		10:00	16:00						1	
02日(木)										
03日(金)		10:00	16:00						2	
04日(土)										
05日(日)		10:00	16:00						3	
06日(月)										
07日(火)										
08日(水)										
09日(木)					1		2			家庭連携加算 10:00~11:00
10日(金)										
11日(土)		10:00	16:00		1		2			家庭連携加算 10:00~11:00
12日(日)										
13日(月)										
14日(火)										
15日(水)										

家庭連携加算のみ算定する場合、《家庭連携加算(提供時間)》欄及び《家庭連携加算(算定時間)》欄を入力します。

家庭連携加算及び本体報酬を算定する場合、《開始時間》欄、《終了時間》欄、《家庭連携加算(提供時間)》欄及び《家庭連携加算(算定時間)》欄を入力します。

《備考》欄に家庭連携加算のサービス提供時間を記載します。

(例:家庭連携加算10:00~11:00)

(iii)点検の追加

【医療型児童発達支援提供実績記録入力】画面において、明細情報の入力内容について、点検を追加します。

○【医療型児童発達支援提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《開所時間減算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、[1]、[2]、または[3]であること	開所時間減算は1～3の範囲で入力してください。
点検 2	[登録]ボタンクリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《開所時間減算》欄が入力されている場合、《開所時間減算》欄が[1]であること	○日の開所時間減算が不正です。該当する場合は1を入力してください。
点検 3		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ明細部の《訪問支援特別加算(提供時間)》欄、《訪問支援特別加算(算定時間)》欄、または《食事提供加算》欄のいずれかの項目が入力されている場合、《開始時間》欄が入力されていること	○日の開始時間を入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ明細部の《訪問支援特別加算(提供時間)》欄、《訪問支援特別加算(算定時間)》欄、または《食事提供加算》欄のいずれかの項目が入力されている場合、《終了時間》欄が入力されていること	○日の終了時間を入力してください。
点検 5		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で《開所時間減算》欄に[2]が入力されている、かつ《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算の有無が[有り]の場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算区分が[4 時間以上 6 時間未満]であること	○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間未満」と一致していません。 (※1)
点検 6		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で《開所時間減算》欄に[3]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算の有無が[無し]であること	○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間未満」と一致していません。 (※1) ○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間以上6時間未満」と一致していません。 (※1)
点検 7		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ支給決定情報の支給決定量が日数で登録されている場合、サービスを提供した日数が支給決定量以下であること (※2)	サービスを提供した日数が決定支給量を超えています。

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※2 サービスを提供した日数として、以下の日は除きます。

- ・《サービス提供の状況》欄で[欠席]が入力されている場合
- ・《家庭連携加算(提供時間)》欄のみ、《家庭連携加算(算定時間)》欄のみ、または《家庭連携加算(提供時間)》欄と《家庭連携加算(算定時間)》欄のみ入力されている場合
- ・《訪問支援特別加算(提供時間)》欄が入力されている場合
- ・《備考》欄のみ入力されている場合

(iv)点検の変更

【医療型児童発達支援提供実績記録入力】画面において、明細情報の入力内容について、点検を変更します。

○【医療型児童発達支援提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《開所時間減算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、[1]であること	開所時間減算が不正です。該当する場合は1を入力してください。
点検 2	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ明細部のいずれかの項目が入力されている場合、《開始時間》欄が入力されていること (※1)	○日の開始時間を入力してください。
点検 3		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ明細部のいずれかの項目が入力されている場合、《終了時間》欄が入力されていること (※1)	○日の終了時間を入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《家庭連携加算(提供時間)》欄が入力されている場合、《家庭連携加算(提供時間)》欄が《開始時間》欄～《終了時間》欄の時間数であること	○日の家庭連携加算(提供時間)が不正です。開始時間～終了時間の時間数を超えた値を入力することはできません。
点検 5		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、《開始時間》欄～《終了時間》欄の時間数が 60 分未満の場合は、[1]が入力されていること	○日の家庭連携加算(算定時間)が不正です。開始時間～終了時間の時間数が60分未満の場合は、1を入力してください。 (※2)
点検 6		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、《開始時間》欄～《終了時間》欄の時間数が 60 分以上の場合は、[2]が入力されていること	○日の家庭連携加算(算定時間)が不正です。開始時間～終了時間の時間数が60分以上の場合は、2を入力してください。 (※2)
点検 7		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、《食事提供加算》欄が入力されていないこと	○日の入力内容で、家庭連携加算(算定時間)と食事提供加算が同時に入力されています。
点検 8		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ支給決定情報の支給決定量が日数で登録されている場合、サービスを提供した日数が支給決定量以下であること (※3)	サービスを提供した日数が決定支給量を超えています。

※1 《サービス提供の状況》欄で[欠席]が入力されている場合は除きます。

※2 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※3 サービスを提供した日数として、以下の日は除きます。

- ・《サービス提供の状況》欄で[欠席]が入力されている場合
- ・《家庭連携加算(提供時間)》欄が入力されている場合
- ・《訪問支援特別加算(提供時間)》欄が入力されている場合

(v)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名/減算名	算定の方法
1	自動作成	開所時間減算	事業所情報(明細)で《開所時間減算区分》欄が[4 時間未満]、または[4 時間以上 6 時間未満]で登録されている、または実績記録票で《開所時間減算》欄が[1]、または[2]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		福祉・介護職員処遇改善加算 I (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[I]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		保育職員加配加算	事業所情報(明細)で《保育職員加配加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4	入力	福祉専門職員配置等加算 I (※2)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[I]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算 I、福祉専門職員配置等加算 II 及び福祉専門職員配置等加算 III の合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。
5		延長支援加算	事業所情報(明細)で《延長支援加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は本体報酬のサービスコードの回数以下で入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。
6		送迎加算(重症心身障害児に限る)	事業所情報(明細)で《送迎加算(重症心身障害児)の有無》欄が[有り]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。
7		事業所内相談支援加算	加算のサービス部に常に表示されます。
8		関係機関連携加算	加算のサービス部に常に表示されます。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.3.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (7)サービス提供実績記録入力 ①障害児入所支援提供実績記録入力 Point! 平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、[2.3.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (7)サービス提供実績記録入力 ①障害児入所支援提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。

④放課後等デイサービス提供実績記録入力

(i)画面の変更

【放課後等デイサービス提供実績記録入力】画面において、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。

また、《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。

○【放課後等デイサービス提供実績記録入力】画面

※開所時間減算には、事業所情報(明細)の開所時間減算の有無及び開所時間減算区分の登録内容と異なる場合に入力してください。
 ※開所時間が4時間未満の場合「1」、4時間以上6時間未満の場合「2」、減算しない場合「3」を入力してください。
 ※サービス提供単位番号(明細)には、指定したサービス提供単位番号と異なる場合「00」～「99」を入力してください。

日付	サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算	訪問支援特別加算	定員超過	開所時間減算	サービス提供単位番号(明細)	備考
01日								1		
02日								2		
03日								3		
04日										
05日										
06日(月)										
07日(火)			9:00	13:00		4	2			
08日(水)										
09日(木)										
10日(金)										
11日(土)										
12日(日)										
13日(月)										
14日(火)										
15日(水)										

No	項目名	内容
①	開所時間減算	<ul style="list-style-type: none"> 《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合 開所時間減算に該当する場合、[1]を入力します。 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合 開所時間減算(4 時間未満)に該当する場合、[1]を入力します。開所時間減算(4 時間以上 6 時間未満)に該当する場合、[2]を入力します。減算しない場合、[3]を入力します。

(ii)入力方法について

【放課後等デイサービス提供実績記録入力】画面における入力方法を説明します。

○【放課後等デイサービス提供実績記録入力】画面

【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおける《開所時間減算の有無》欄及び《開所時間減算区分》欄の登録内容と異なる請求を行う場合、以下の通り入力します。

- ・開所時間減算(4時間未満)に該当する場合、[1]を入力します。
- ・開所時間減算(4時間以上6時間未満)に該当する場合、[2]を入力します。
- ・減算しない場合、[3]を入力します。

日付	サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算		家庭連携加算		訪問支援特別加算		開所時間減算	サービス提供単位番号(明細)	備考
					往	復	提供時間	算定時間	提供時間	算定時間			
01日(水)		2	10:00	16:00							1		
02日(木)													
03日(金)		2	10:00	16:00							2		
04日(土)													
05日(日)		2	10:00	16:00							3		
06日(月)													
07日(火)													
08日(水)													
09日(木)							1	2					家...
10日(金)													
11日(土)		2	10:00	16:00			1	2					家...
12日(日)													
13日(月)													
14日(火)													
15日(水)													

家庭連携加算のみ算定する場合、《家庭連携加算(提供時間)》欄及び《家庭連携加算(算定時間)》欄を入力します。

家庭連携加算及び本体報酬を算定する場合、《提供形態》欄、《開始時間》欄、《終了時間》欄、《家庭連携加算(提供時間)》欄及び《家庭連携加算(算定時間)》欄を入力します。

《備考》欄に家庭連携加算のサービス提供時間を記載します。

(例:家庭連携加算10:00~11:00)

(iii)点検の追加

【放課後等デイサービス提供実績記録入力】画面において、明細情報の入力内容について、点検を追加します。

○【放課後等デイサービス提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《提供年月》欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、[1]、[2]、または[3]であること	開所時間減算は1～3の範囲で入力してください。
点検 2	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《開所時間減算》欄が入力されている場合、《開所時間減算》欄が[1]であること	○日の開所時間減算が不正です。該当する場合は1を入力してください。
点検 3		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《開始時間》欄、または《終了時間》欄が入力されている、かつ《サービス提供の状況》欄、《訪問支援特別加算(提供時間)》欄、または《訪問支援特別加算(算定時間)》欄のいずれも入力されていない場合、《提供形態》欄が入力されていること	○日の提供形態を入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ明細部の《提供形態》欄、《送迎加算》欄、《訪問支援特別加算(提供時間)》欄、または《訪問支援特別加算(算定時間)》欄のいずれかの項目が入力されている場合、《開始時間》欄が入力されていること	○日の開始時間を入力してください。
点検 5		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ明細部の《提供形態》欄、《送迎加算》欄、《訪問支援特別加算(提供時間)》欄、または《訪問支援特別加算(算定時間)》欄のいずれかの項目が入力されている場合、《終了時間》欄が入力されていること	○日の終了時間を入力してください。
点検 6		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供単位番号(明細)》欄が入力されている場合、《サービス提供の状況》欄、《開始時間》欄、《終了時間》欄、または《家庭連携加算(提供時間)》欄が入力されていること	○日のサービス提供単位番号(明細)が不正です。サービス提供の状況、開始時間、終了時間または家庭連携加算(提供時間)を入力していない場合に、サービス提供単位番号(明細)を入力することはできません。
点検 7		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で《開所時間減算》欄に[2]が入力されている、かつ《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算の有無が[有り]の場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算区分が[4 時間以上 6 時間未満]であること (※2)	○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間未満」と一致していません。 (※1)
点検 8		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で《開所時間減算》欄に[3]が入力されている場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の開所時間減算の有無が[無し]であること (※2)	○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間未満」と一致していません。 (※1) ○日の開所時間減算が事業所情報(明細)に登録されている開所時間減算区分「4時間以上、6 時間未満」と一致していません。 (※1)

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 9	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ支給決定情報の支給決定量が日数で登録されている場合、サービスを提供した日数が支給決定量以下であること (※3)	サービスを提供した日数が決定支給量を超えています。
点検 10		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で《送迎加算(往)》欄が入力されている、かつ《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の障害児施設区分が[重症心身障害の場合]で受給者の支給決定が[放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児)]の場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算(重度心身障害児)の有無が[有り]であること (※2)	○日の送迎加算(往)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算(重症心身障害児)の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)
点検 11		《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で《送迎加算(復)》欄が入力されている、かつ《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の障害児施設区分が[重症心身障害の場合]で受給者の支給決定が[放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児)]の場合、《提供年月》欄時点における事業所情報(明細)の送迎加算(重度心身障害児)の有無が[有り]であること (※2)	○日の送迎加算(復)が不正です。事業所情報(明細)の送迎加算(重症心身障害児)の有無が「有り」で登録されていません。 (※1)

※1 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※2 明細の《サービス提供単位番号(明細)》欄が入力されている場合、明細の《サービス提供単位番号(明細)》欄に紐づく事業所情報(明細)で点検を行います。

※3 サービスを提供した日数として、以下の日は除きます。

- ・《サービス提供の状況》欄で[欠席]が入力されている場合
- ・《家庭連携加算(提供時間)》欄のみ、《家庭連携加算(算定時間)》欄のみ、または《家庭連携加算(提供時間)》欄と《家庭連携加算(算定時間)》欄のみ入力されている場合
- ・《訪問支援特別加算(提供時間)》欄が入力されている場合
- ・《備考》欄のみ入力されている場合

(iv)点検の変更

【放課後等デイサービス提供実績記録入力】画面において、明細情報の入力内容について、点検を変更します。

○【放課後等デイサービス提供実績記録入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	《開所時間減算》欄入力時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前の場合、[1]であること	開所時間減算が不正です。該当する場合は 1 を入力してください。
点検 2	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《開始時間》欄、または《終了時間》欄が入力されている、かつ《サービス提供の状況》欄、《家庭連携加算(提供時間)》欄、《家庭連携加算(算定時間)》欄、《訪問支援特別加算(提供時間)》欄、または《訪問支援特別加算(算定時間)》欄のいずれも入力されていない場合、《提供形態》欄が入力されていること	○日の提供形態を入力してください。
点検 3		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ明細部のいずれかの項目が入力されている場合、《開始時間》欄が入力されていること (※1)	○日の開始時間を入力してください。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 4	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ明細部のいずれかの項目が入力されている場合、《終了時間》欄が入力されていること (※1)	○日の終了時間を入力してください。
点検 5		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《家庭連携加算(提供時間)》欄が入力されている場合、《家庭連携加算(提供時間)》欄が《開始時間》欄～《終了時間》欄の時間数であること	○日の家庭連携加算(提供時間)が不正です。開始時間～終了時間の時間数を超えた値を入力することはできません。
点検 6		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《送迎加算(往)》欄が設定されている場合、《家庭連携加算(提供回数)》欄が設定されないこと	○日の送迎加算(往)設定時に家庭連携加算が設定されています。
点検 7		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《送迎加算(復)》欄が設定されている場合、《家庭連携加算(提供回数)》欄が設定されないこと	○日の送迎加算(復)設定時に家庭連携加算が設定されています。
点検 8		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、《開始時間》欄～《終了時間》欄の時間数が 60 分未満の場合は、[1]が入力されていること	○日の家庭連携加算(算定時間)が不正です。開始時間～終了時間の時間数が60分未満の場合は、1を入力してください。 (※2)
点検 9		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《家庭連携加算(算定時間)》欄が入力されている場合、《開始時間》欄～《終了時間》欄の時間数が 60 分以上の場合は、[2]が入力されていること	○日の家庭連携加算(算定時間)が不正です。開始時間～終了時間の時間数が60分以上の場合は、2を入力してください。 (※2)
点検 10		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《提供形態》欄に値が設定されている場合、《家庭連携加算(算定時間)》欄が設定されないこと	○日の提供形態設定時に家庭連携加算が設定されています。

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 11	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ《サービス提供単位番号(明細)》欄が入力されている場合、《サービス提供の状況》欄、《開始時間》欄、または《終了時間》欄が入力されていること	○日のサービス提供単位番号(明細)が不正です。サービス提供の状況または開始時間、終了時間を入力していない場合に、サービス提供単位番号(明細)を入力することはできません。
点検 12		《提供年月》欄が平成 27 年 3 月以前、かつ支給決定情報の支給決定量が日数で登録されている場合、サービスを提供した日数が支給決定量以下であること (※3)	サービスを提供した日数が決定支給量を超えています。

※1 《サービス提供の状況》欄で[欠席]が入力されている場合は除きます。

※2 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。

※3 サービスを提供した日数として、以下の日は除きます。

- ・《サービス提供の状況》欄で[欠席]が入力されている場合
- ・《家庭連携加算(提供時間)》欄が入力されている場合
- ・《訪問支援特別加算(提供時間)》欄が入力されている場合

(v)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名/減算名	算定の方法
1	自動作成	有資格者を配置した場合	事業所情報(明細)で《有資格者配置の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		開所時間減算	事業所情報(明細)で《開所時間減算区分》欄が[4 時間未満]、または[4 時間以上 6 時間未満]で登録されている、または実績記録票で《開所時間減算》欄が[1]、または[2]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3		送迎加算 I 送迎加算 II	実績記録票で《送迎加算》欄が登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
4		指導員加配加算	事業所情報(明細)で《指導員加配加算の有無》欄が[児童指導員等]、または[児童指導員等以外]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。 ※《指導員加配加算の有無》欄が[児童指導員等]で登録されている場合、《有資格者配置の有無》欄に[有り]が登録されている場合に自動作成されるサービス部に表示されます。
5		福祉・介護職員処遇改善加算 I (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[I]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
6	入力	福祉専門職員配置等加算 I (※2)	事業所情報(明細)で《福祉専門職員配置等加算の有無》欄が[I]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は福祉専門職員配置等加算 I、福祉専門職員配置等加算 II 及び福祉専門職員配置等加算 III の合計が本体報酬のサービスコードの回数以下となるよう入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。
7		延長支援加算	事業所情報(明細)で《延長支援加算の有無》欄が[有り]で登録されている場合、加算のサービス部に表示されます。 《回数》欄は本体報酬のサービスコードの回数以下で入力します。 ※本体報酬のサービスコードが自動作成されていない場合、加算のサービス部には表示されません。

No	作成区分	加算名/減算名	算定の方法
8	入力	関係機関連携加算	加算のサービス部に常に表示されます。
9		事業所内相談支援加算	加算のサービス部に常に表示されます。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.3.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (7)サービス提供実績記録入力 ①障害児入所支援提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

※2 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、加算の名称が変更となります。詳細については、[2.3.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (7)サービス提供実績記録入力 ①障害児入所支援提供実績記録入力 Point！平成 27 年 4 月以降の福祉専門職員配置等加算について]を参照してください。

⑤保育所等訪問支援提供実績記録入力

(i)請求明細書自動作成内容の変更

平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。

【請求明細書自動作成確認】画面において、自動作成される平成 27 年度報酬改定後の加算のサービスは、以下の通りです。

No	作成区分	加算名	算定の方法
1	自動作成	専門職員が支援を行う場合	事業所情報(明細)で《専門訪問支援員体制の有無》欄が[有り]で登録されている場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
2		福祉・介護職員処遇改善加算 I (※1)	処遇改善情報(明細)で《処遇改善加算の有無》欄が[処遇改善加算]で登録されている、かつ《キャリアパス区分》欄が[I]で登録されており、提供年月が有効期間内である場合、自動作成されるサービス部に表示されます。
3	入力	特別地域加算	加算のサービス部に常に表示されます。

※1 《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、キャリアパス区分が変更となります。詳細については、[2.3.1. 平成 27 年度報酬改定対応について (7)サービス提供実績記録入力 ①障害児入所支援提供実績記録入力 Point! 平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について]を参照してください。

(8)請求明細書入力

①障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力及び特例障害児通所給付費等明細書入力

(i)画面の制御

a.福祉・介護職員処遇改善加算

【障害児通所給付費・入所給付費等明細書 明細情報】画面及び【特例障害児通所給付費等明細書 明細情報】画面において、福祉・介護職員処遇改善加算 I のサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数を自動で算出するよう変更します。

ここでは、【障害児通所給付費・入所給付費等明細書 明細情報】画面を例に説明します。

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書 明細情報】画面

障害児通所給付費・入所給付費等明細書 明細情報

提供年月 平成 27 年 4 月分 事業所名 障害児事業所 A

受給者証番号 999999999 国保 太郎 障害児氏名 国保 花子 都道府県等名 国保市

助成自治体番号 地域区分 11 一級地

利用者負担上限額 15,000円 利用者負担上限額 指定事業所番号 管理結果 管理結果額 円

管理事業所

給付費明細

No.	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
2	616616 ? 児発処遇改善加算 I	273	1	273

福祉・介護職員処遇改善加算 I のサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数を算出します。

○【処遇改善情報(明細)】画面

処遇改善情報(明細)

事業所名 1351111111 障害児事業所 A サービス種類 児童発達支援

No. 2

適用開始年月 平成 27 年 1 月

福祉・介護職員処遇改善 処遇改善加算の有無 処遇改善加算

キャリアパス区分

選択 No.	適用開始年月	処遇改善加算の有無	キャリアパス区分
1	平成27年04月	処遇改善加算	I

福祉・介護職員処遇改善加算 I のキャリアパス区分を入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数を算出します。



Point ! 福祉・介護職員処遇改善加算の単位数について

福祉・介護処遇改善加算 I のサービスコードを入力した場合、福祉・介護処遇改善加算 I の単位数を算出します。

福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数の算出方法は、以下の通りです。

福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数 =

[同一サービス種類のサービスコードの単位数の合計(処遇改善加算算定対象の単位数のみ)

× 福祉・介護職員処遇改善加算 I の加算率] (小数点第一位 四捨五入)

b.特別地域加算

【障害児通所給付費・入所給付費等明細書 明細情報】画面において、特別地域加算のサービスコードを入力した場合、特別地域加算の単位数を自動で算出するよう変更します。

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書 明細情報】画面

障害児通所給付費・入所給付費等明細書 明細情報										
提供年月	平成27年4月分	事業所名	障害児事業所A							
受給者証番号	999999999	国保 太郎	障害児氏名	国保 花子	都道府県等名	国保市				
助成自治体番号			地域区分	11	一級地					
利用者負担上限額①	15,000円	利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額	円				
給付費明細										
No.	2	サービスコード	648770	単位数	687単位	回数	1回	サービス単位数	687単位	
摘要										
選択	No.	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	摘要				
▶	1	保訪	641111	918						
	2	保訪特別地域加算	648770	687						

《提供年月》欄が平成27年4月以降で、保育所等訪問支援の特別地域加算のサービスコードを入力した場合、特別地域加算の単位数を算出します。



Point ! 特別地域加算の単位数について

特別地域加算のサービスコードを入力した場合、特別地域加算の単位数を算出します。
特別地域加算の単位数の算出方法は、以下の通りです。

特別地域加算の単位数 =
[同一サービス種類の本体報酬の単位数の合計 × 15/100](小数点第一位 四捨五入)

(ii) 自動作成時の制御

児童発達支援、医療型児童発達支援、または放課後等デイサービスの実績記録入力画面において、《提供年月》欄が平成27年4月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書自動作成において、請求明細書の日数情報における《利用日数》欄には、欠席時対応加算を算定する日を除いてカウントするよう変更します。

ここでは、【児童発達支援提供実績記録入力】画面を例に説明します

○【児童発達支援提供実績記録入力】画面

児童発達支援提供実績記録入力

提供年月: 平成27年 4月分

サービス提供実績

日付	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算	家庭連携加算	訪問支援特別加算	食事提供加算	定員超過	開所時間減算	サービス提供単位番号(明細)	備考
01日(水)		9:00	13:00								
02日(木)		9:00	13:00								
03日(金)	欠席										
04日(土)											

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力 日数情報】画面

障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力 日数情報

提供年月: 平成27年 4月分

《日数情報》欄は、欠席時対応加算を算定する日を除いた日数を設定します。

選択	No.	サービス種別	開始年月日	終了年月日	利用日数	外泊日数	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額
▶	1	61	平成27年04月01日		2日					

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力 集計情報】画面

障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力 集計情報

提供年月: 平成27年 4月分

《サービス利用日数》欄は、欠席時対応加算を算定する日を含めた日数を設定します。

選択	No.	サービス種別	サービス利用日数	総費用額	1割相当額	利用者負担額	上限月額調整	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	法定利用者負担額	請求額	給付費	特別対策費	自治体助成金請求額
▶	1	61	3	3,164	44,182	36,202	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	34,972		

(9)相談支援給付費請求書入力

① 障害児相談支援給付費請求書入力及び特例障害児相談支援給付費請求書入力

(i)画面の制御

【障害児相談支援給付費請求書入力】画面及び【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面において、事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込むよう変更します。
ここでは、【障害児相談支援給付費請求書入力】画面を例に説明します。

○【障害児相談支援給付費請求書入力】画面

事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込みます。

○【事業所情報(明細)】画面

選択	No.	変更年月日 終了年月日	区分	相談支援特定 事業所加算の 有無	地域区分
	1	平成27年04月01日	新規	有り	一級地

【《サービス内容》欄の表示制御】

No	事業所情報(明細)の 《相談支援特定事業所加算 の有無》欄	《サービス内容》欄の表示内容
1	[有り]	特定事業所加算を含むサービスコード及び上限額管理加算のサービスコードのみ表示
2	[無し]	特定事業所加算を含まないサービスコード及び上限額管理加算のサービスコードのみ表示
3	(登録無し)	特定事業所加算を含むサービスコード、特定事業所加算を含まないサービスコード及び上限額管理加算のサービスコードを表示

(ii)点検の追加

【障害児相談支援給付費請求書入力】画面、【特例障害児相談支援給付費請求書入力】画面において、初回加算の算定について、点検を追加します。

ここでは、【障害児相談支援給付費請求書入力】画面を例に説明します。

○【障害児相談支援給付費請求書入力】画面

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[登録]ボタン クリック時	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ明細のサービスコードが初回加算を含むサービスコードの場合、該当の受給者の相談支援の支給決定における《開始年月日》欄の年月と《提供年月》欄が同一であること (※1)	初回加算が支給決定情報の支給決定開始年月以外で算定されています。 (※2)

※1 明細に登録された受給者毎に点検を行います。

※2 警告メッセージが表示されますが、正常登録することができます。
相談支援の支給決定が登録されていない場合も警告とします。

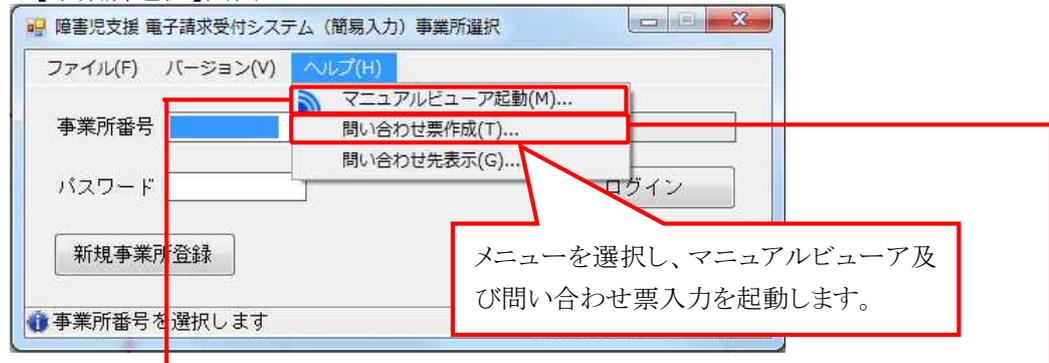
2.3.2. 機能改善について

簡易入力システム(障害児支援)における機能改善に伴う変更点は、以下の通りです。

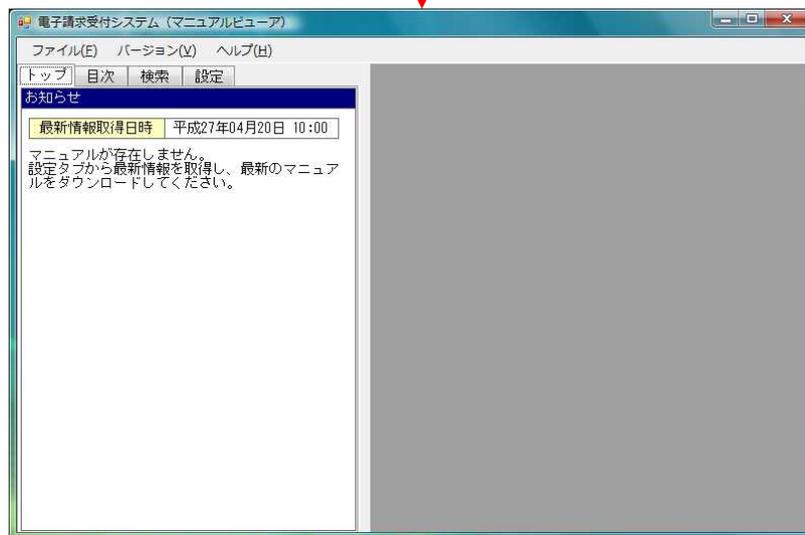
(1)マニュアルビューア・問い合わせ票入力機能の呼び出し

簡易入力システム(障害児支援)からマニュアルビューア及び問い合わせ票入力が起動できるよう、メニューバーにメニューを追加します。

○【事業所選択】画面



○【マニュアルビューア】画面



○【問い合わせ票入力】画面

ID種別と番号 (ご使用のIDをご記入願います。)*	事業所ID	起票日時	平成	27	年	4	月	20	日	10:00
事業所名等	カナ *	代理人ID								
	漢字 *									
ご担当者名	カナ *									
	漢字 *									
ご連絡先	TEL. *									
	FAX. *									
メールアドレス										(携帯メールアドレスはお避け下さい。)
ご使用のOS	Windows 7 Professional Service Pack 1 (AMD64)									
ご使用のブラウザ	<input checked="" type="checkbox"/> Internet Explorer (11) <input type="checkbox"/> その他 ()									
サービス種別	<input checked="" type="checkbox"/> 簡易入力システム <input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉サービス <input checked="" type="checkbox"/> 障害児支援 <input checked="" type="checkbox"/> 地域生活支援事業									
ご使用のシステム	簡易入力システム			取込送信システム			その他			
	障害福祉サービス:Ver2.18.0			Ver2.18.0			マニュアルビューア:Ver1.4.0			
	障害児支援 :Ver2.18.0						問い合わせ票入力 :Ver1.4.0			
	地域生活支援事業:Ver2.15.0									

入力内容 (特に連絡先) に誤りがないかご確認ください。

お問い合わせセリア 全てクリア 印刷 作成 終了

事業所IDを入力します v1.4.0

(2) 栄養士配置加算(Ⅱ)の単位数表標準マスタの設定値変更

児童発達支援サービスにおいて、事業所情報(明細)の《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]の場合、栄養士配置加算(Ⅱ)が算定できないよう、単位数表標準マスタの設定値を変更します。

○【事業所情報(明細)】画面《算定項目》タブ

No.	区分	サービス提供単位番号	変更年月日	平成	27	年	1	月	1	日
1	児童発達支援センター	01	平成27年04月01日	新規						

○【児童発達支援提供実績記録入力】画面

事業所情報(明細)の《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]の場合、【請求明細書自動作成確認】画面において、栄養士配置加算(Ⅱ)のサービスコードが自動作成されません。

○【請求明細書自動作成確認】画面

No.	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
1	児童1	611111	372単位	4回	3,888単位	
2	児童発達支援管理責任者専任加算1	616000	60単位	4回	272単位	
3	児童発達改善加算1	616556	129単位	1回	129単位	

(3)請求明細書における請求サービスコード入力方法の変更について

【障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力 明細情報】画面及び【特例障害児通所給付費等明細書入力 明細情報】画面において、サービスコードを直接入力した場合、事業所情報や受給者の支給決定情報による点検を緩和することで、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。

ここでは、【障害児通所給付費・入所給付費等明細書 明細情報】画面を例に説明します。

○【障害児通所給付費・入所給付費等明細書 明細情報】画面

障害児通所給付費・入所給付費等明細書 明細情報									
提供年月	平成 27 年 4 月分	事業所名	障害児事業所 A						
受給者証番号	9999999999	国保 太郎	障害児氏名	国保 花子	都道府県等名	国保市			
助成自治体番号			地域区分	11	一級地				
利用者負担上限月額	15,000 円	利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額	円			
		管理事業所							
給付費明細									
No.	3	サービスコード	?	単位数					
摘要									
選択	No.	サービスコード	単位数	回数					
1	児養 1	611111	872 単位	1 回	30 単位				
合計へ(4/4)									
明細追加									
明細修正									
明細削除									
明細クリア									

サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードが入力できます。

直接入力したサービスコードについては、従来の登録時の点検を緩和します。

3.2. 機能改善について

電子請求受付システムにおける機能改善に伴う変更点は、以下の通りです。

(1)お知らせ連携における通知先の変更について

国保連合会から事業所(または代理人)へ通知文書等を送付するお知らせ連携(お知らせ及び通知文書の登録)において、事業所が代理人への委任を行っている場合、一部のお知らせの通知先を見直します。

【見直し前】

事業所が請求を行い、国保連合会から点検結果等が通知されるまでの間に、送信した請求情報の請求年月と同じ年月を委任開始年月として代理人登録を行った場合、請求者に通知されるべきお知らせが代理人に対して通知されます。

なお、お知らせに添付するファイルを暗号化するには通知先の電子証明書が必要となりますが、代理人の電子証明書がまだ発行されていない場合、添付するファイルの暗号化ができないため、お知らせ連携においてエラーとなることがあります。

[エラー発生パターン]

		3月													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～	28	30	31
・請求を実施	請求者:事業所 A					◆									
・代理人 B への委任設定	委任開始年月:3月									☆					
・仮点検結果通知	通知先:代理人 B														
・返戻/支払通知	通知先:事業所 A														

【見直し後】

請求情報に対する点検結果等のお知らせについては、請求者本人へ通知する必要があるため、請求を行った事業所へ通知するよう変更します。

また、当変更により、国保連合会職員が請求情報の送信を代行する代理請求においては、請求を行った国保連合会職員にお知らせが通知されます。

[お知らせ連携における通知先の変更内容]

お知らせ種類	請求元		通知先	
	区分	委任情報	変更前	変更後
・新規事業所接続確認データ送信 ・仮点検結果事業所送信 ・点検結果事業所送信	事業所	あり	代理人	事業所
・仮点検結果事業所送信 ・点検結果事業所送信	職員	なし	事業所	職員※
		あり	代理人	職員※

※国保連合会職員が代理請求を行った場合、点検結果及び仮点検結果は国保連合会職員に通知されるようになるため、必要に応じて事業所、または代理人へ送付します。

このページは空白です。

4. 取込送信システム

4.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について

取込送信システムにおける平成 27 年度報酬改定対応に伴う変更点は、以下の通りです。

(1)地域区分の変更について

平成 27 年度報酬改定による地域区分の見直しに伴い、地域区分のコード値の検査を追加及び変更します。

また、《エラー情報》欄に表示されるメッセージについて、表示内容を変更します。

①障害福祉サービス

○点検内容の変更について

エラーコード	点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(※)				
				サ	請	明	利	計
EA02	地域区分に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	地域区分に規定外のコードが設定されています。	×			○		○

※ サ:サービス提供実績記録票

請:請求書

明:請求明細書

利:利用者負担上限額管理結果票

計:計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、
障害児相談支援給付費請求書

○【請求情報取込エラー詳細】画面

請求情報取込/送信

請求情報取込エラー詳細

請求書類名	介護給付費等明細書情報
送信	×
市町村番号	012050
受給者証番号	1111111111 受給者
サービス提供年月	平成27年04月
サービス種類	
エラーコード	EA02

サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降平成 30 年 3 月以前の場合、地域区分のコード値の検査を行います。

エラー内容
地域区分に規定外のコードが設定されています。

エラー情報
行番号 = 5、列番号 = 12
基本情報の地域区分コード
設定値 = 07

【設定可能なコード一覧】
サービス提供年月が平成27年4月以降かつ平成30年3月以前の場合
(指定事業所等)
01:一級地 02:二級地 03:三級地 04:四級地
05:五級地 06:六級地 20:その他

(児童施設経過措置事業所)
21:一級地(旧障害児施設) 22:二級地(旧障害児施設) 23:三級地(旧障害児施設)
24:四級地(旧障害児施設) 25:五級地(旧障害児施設) 26:六級地(旧障害児施設)
27:七級地(旧障害児施設) 28:その他(旧障害児施設) 29:八級地(旧障害児施設)
30:九級地(旧障害児施設) 31:十級地(旧障害児施設) 32:十一級地(旧障害児施設)
33:十二級地(旧障害児施設) 34:十三級地(旧障害児施設) 35:十四級地(旧障害児施設)

対処方法
取り込んだ請求情報ファイルに誤りがあります。
請求情報を修正後、請求情報ファイルを再作成し、再度取り込みを行ってください。

閉じる

v2.18.0

○《エラー情報》欄に表示されるメッセージ

エラーコード	エラー内容	エラー情報(一覧)	エラー情報(詳細)
EA02	地域区分に規定外のコードが設定されています。	地域区分コード:{0}	<p>行番号 = {0}、列番号 = {1} {2}の{3} 設定値 = {4} --(区切り線)--</p> <p>【設定可能なコード一覧】 サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降かつ平成 30 年 3 月以前の場合 (指定事業所等) 01:一級地 02:二級地 03:三級地 04:四級地 05:五級地 06:六級地 20:その他</p> <p>(児童施設経過措置事業所) 21:一級地(旧障害児施設) 22:二級地(旧障害児施設) 23:三級地(旧障害児施設) 24:四級地(旧障害児施設) 25:五級地(旧障害児施設) 26:六級地(旧障害児施設) 27:七級地(旧障害児施設) 28:その他(旧障害児施設) 29:八級地(旧障害児施設) 30:九級地(旧障害児施設) 31:十級地(旧障害児施設) 32:十一級地(旧障害児施設) 33:十二級地(旧障害児施設) 34:十三級地(旧障害児施設) 35:十四級地(旧障害児施設)</p>

平成 27 年 4 月以降平成 30 年 3 月以前の場合、
 設定が可能な地域区分コードを明記します。

②障害児支援

○点検内容の追加について

エラーコード	点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(※)				
				サ	請	明	利	計
EA02	地域区分に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	地域区分に規定外のコードが設定されています。	×			○		○

※ サ:サービス提供実績記録票

請:請求書

明:請求明細書

利:利用者負担上限額管理結果票

計:計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、
障害児相談支援給付費請求書

○【請求情報取込エラー詳細】画面

請求情報取込/送信

請求情報取込エラー詳細

請求書類名	障害児給付費等明細書情報		
送信	×		
都道府県等番号	012050		
受給者証番号	1111111111	受給者氏名	
サービス提供年月	平成27年04月		
サービス種類			
エラーコード	EA02		

エラー内容
地域区分に規定外のコードが設定されています。

エラー情報
行番号 = 5、列番号 = 12
基本情報の地域区分コード
設定値 = 31

【設定可能なコード一覧】
サービス提供年月が平成27年4月以降の場合
11:一級地 12:二級地 13:三級地 14:四級地
15:五級地 16:六級地 17:七級地 18:八級地
19:九級地 20:十級地 21:十一級地 22:十二級地
23:その他 24:十三級地 25:十四級地

対処方法
取り込んだ請求情報ファイルに誤りがあります。
請求情報を修正後、請求情報ファイルを再作成し、再度取り込みを行ってください。

閉じる

v2.18.0

○《エラー情報》欄に表示されるメッセージ

エラーコード	エラー内容	エラー情報(一覧)	エラー情報(詳細)
EA02	地域区分に規定外のコードが設定されています。	地域区分コード:{0}	行番号 = {0}、列番号 = {1} {2}の{3} 設定値 = {4} --(区切り線)-- 【設定可能なコード一覧】 サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合 11:一級地 12:二級地 13:三級地 14:四級地 15:五級地 16:六級地 17:七級地 18:八級地 19:九級地 20:十級地 21:十一級地 22:十二級地 23:その他 24:十三級地 25:十四級地

平成 27 年 4 月以降、設定が可能な地域区分コードに変更します。

また、平成 27 年 4 月以降、児童デイ経過措置事業所用の地域区分コードについては、廃止します。

(2)取込チェックの変更について

①行動援護サービス

サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合、ヘルパー資格のコード値の検査を行わないよう変更します。

また、ヘルパー資格のコードの設定が可能なのは、サービス提供年月が平成 27 年 3 月以前までであることを明記します。

○点検内容の変更について

エラーコード	点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(※)				
				サ	請	明	利	計
EA20	ヘルパー資格に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	ヘルパー資格に規定外のコードが設定されています。	×	○				

※ サ:サービス提供実績記録票

請:請求書

明:請求明細書

利:利用者負担上限額管理結果票

計:計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、
障害児相談支援給付費請求書

○【請求情報取込エラー詳細】画面

○《エラー情報》欄に表示されるメッセージ

エラーコード	エラー内容	エラー情報 (一覧)	エラー情報(詳細)
EA20	ヘルパー資格に規定外のコードが設定されています。	ヘルパー資格:{0}	行番号 = {0}、列番号 = {1} {2}の{3} 設定値 = {4} --(区切り線)-- 【設定可能なコード一覧】 行動援護で、サービス提供年月が平成 25 年 4 月以降かつ平成 27 年 3 月以前の場合 21: 初任者等 22: 減算 行動援護で、サービス提供年月が平成 25 年 3 月以前の場合 21: 1・2級等 22: 減算

コードの設定が可能なのは、サービス提供年月が平成 27 年 3 月以前までであることを明記します。

②宿泊型自立訓練サービス

サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合、夜間支援等体制加算について、新しくコード値の検査を追加します。

また、《エラー情報》欄に表示されるメッセージについて、追加及び表示内容を変更します。

○点検内容の追加について

エラーコード	点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(※)				
				サ	請	明	利	計
EA61	夜間支援等体制加算に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	夜間支援等体制加算に規定外のコードが設定されています。	×	○				

※ サ:サービス提供実績記録票

請:請求書

明:請求明細書

利:利用者負担上限額管理結果票

計:計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、
障害児相談支援給付費請求書

○【請求情報取込エラー詳細】画面

請求情報取込/送信

請求情報取込エラー詳細

請求書類名	宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票情報	
送信	×	
市町村番号	212183	
受給者証番号	999999999	受給者氏名
サービス提供年月	平成27年04月	
サービス種類		
エラーコード	EA61	

エラー内容
夜間支援等体制加算に規定外のコードが設定されています。

エラー情報
行番号 = 3、列番号 = 39
明細情報の夜間支援等体制加算
設定値 = 4

【設定可能なコード一覧】
宿泊型自立訓練で、サービス提供年月が平成27年4月以降の場合
1: 夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定する
2: 夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定する
3: 夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定する

対処方法
取り込んだ請求情報ファイルに誤りがあります。
請求情報を修正後、請求情報ファイルを再作成し、再度取り込みを行ってください。

閉じる

v2.18.0

○《エラー情報》欄に表示されるメッセージ

エラーコード	エラー内容	エラー情報(一覧)	エラー情報(詳細)
EA56	夜間防災・緊急時支援体制加算に規定外のコードが設定されています。	夜間防災・緊急時支援体制加算:{0}	行番号 = {0}、列番号 = {1} {2}の{3} 設定値 = {4} --(区切り線)-- 【設定可能なコード一覧】 宿泊型自立訓練で、サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降かつ平成 27 年 3 月以前の場合 1:夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)を算定する 2:夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)を算定する 3:夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)、夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の両方を算定する
EA61	夜間支援等体制加算に規定外のコードが設定されています。	夜間支援等体制加算:{0}	行番号 = {0}、列番号 = {1} {2}の{3} 設定値 = {4} --(区切り線)-- 【設定可能なコード一覧】 宿泊型自立訓練で、サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合 1:夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定する 2:夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定する 3:夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定する

夜間防災・緊急時支援体制加算の設定が可能なのは、平成 27 年 3 月以前であることを明記します。

平成 27 年 4 月以降の場合、夜間支援等体制加算の新規メッセージを追加します。

エラーコード	エラー内容	エラー情報(一覧)	エラー情報(詳細)
EA61	夜間支援等体制加算に規定外のコードが設定されています。	夜間支援等体制加算:{0}	行番号 = {0}、列番号 = {1} {2}の{3} 設定値 = {4} --(区切り線)-- 【設定可能なコード一覧】 共同生活援助で、サービス提供年月が平成 26 年 4 月以降の場合 1:夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定する 2:夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定する 3:夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定する

宿泊型自立訓練でエラーコード:EA61 を使用するため、様式種別名 [共同生活援助] を明記します。

4.2. 機能改善について

取込送信システムにおける機能改善に伴う変更点は、以下の通りです。

(1)エラーコードの変更について

取込チェックにて表示されるエラーメッセージにおいて、サービス提供年月が平成26年4月以降の場合、「障害支援区分」の点検のエラーコード「EA03」を支払等システムと同じエラーコード「EA60」に変更します。

○点検内容の変更について

エラーコード	点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(※)				
				サ	請	明	利	計
EA03 ↓ EA60	障害支援区分に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	障害支援区分に規定外のコードが設定されています。	×			○		

※ サ:サービス提供実績記録票

請:請求書

明:請求明細書

利:利用者負担上限額管理結果票

計:計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、
障害児相談支援 給付費請求書

○【請求情報取込エラー詳細】画面

請求情報取込/送信

請求情報取込エラー詳細

請求書類名	訓練等給付費等明細書情報		
送信	×		
市町村番号	010001	受給者氏名	シュウカツイキ
受給者証番号	1111111111	サービス提供年月	平成27年04月
サービス種類			
エラーコード	EA60		
エラー内容			
障害支援区分に規定外のコードが設定されています。			
エラー情報			
行番号 = 4、列番号 = 16 基本情報の障害支援区分コード 設定値 = 27			
【設定可能なコード一覧】			
21:区分1 22:区分2 23:区分3 24:区分4 25:区分5 26:区分6 99:なし			
対処方法			
取り込んだ請求情報ファイルに誤りがあります。 請求情報を修正後、請求情報ファイルを再作成し、再度取り込みを行ってください。			

サービス提供年月が平成26年4月以降の場合、「EA60」と表示されます。

閉じる

v2.18.0

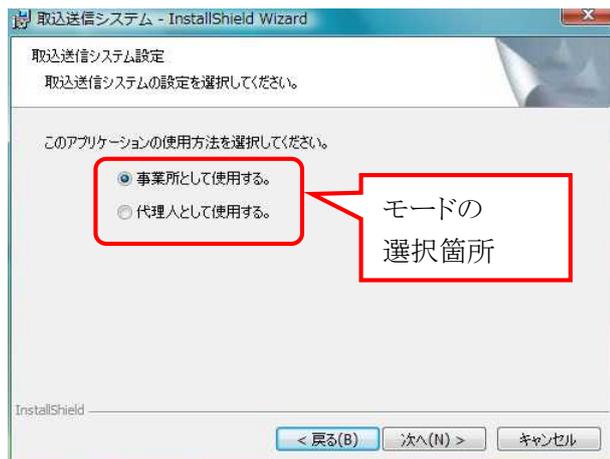
(2)事業所モードから代理人モードへの切り替えについて

事業所としての請求から代理人としての請求に切り替える場合、取込送信システムのモードを「事業所」から「代理人」へ切り替えるための機能を追加します。

※モードについて

取込送信システムのインストール時に「事業所」、または「代理人」のいずれかのモードが選択されています。

取込送信システムのインストール時の画面

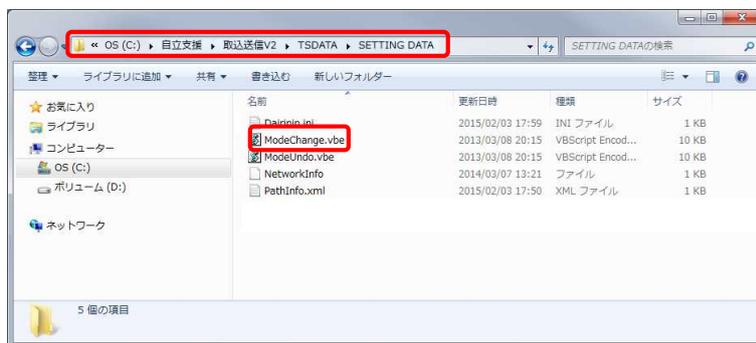


①取込送信システムのモード切替方法

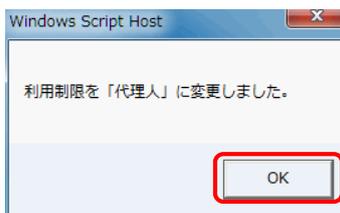
※ 取込送信システムを起動している場合は、事前にシステムを終了してください。

1. 取込送信システムをインストールしたフォルダ内の [ModeChange.vbe]をダブルクリックします。

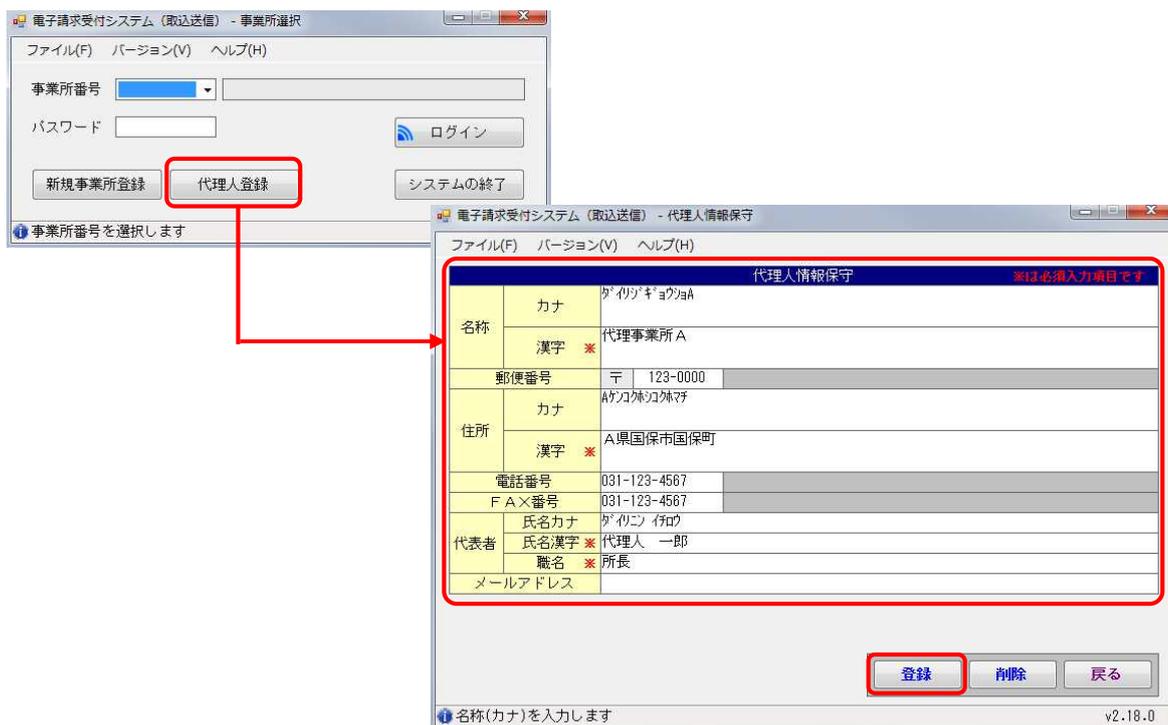
・「C:\¥自立支援¥取込送信 V2¥TSDATA¥SETTING DATA」



2. 『利用制限を「代理人」に変更しました。』のメッセージが表示されるので、[OK]ボタンをクリックします。



3. 取込送信システムを起動し、[代理人登録]ボタンをクリックします。【代理人情報保守】画面が表示されるので、代理人情報を入力し、[登録]ボタンをクリックします。



(3)自動アップデート機能の対応について

取込送信システムにおいて、システムのレベルアップ作業を自動化する自動アップデート機能への対応を行います。平成 27 年 1 月にリリースした簡易入力システム(障害福祉サービス)及び簡易入力システム(障害児支援)と同様の機能となります。

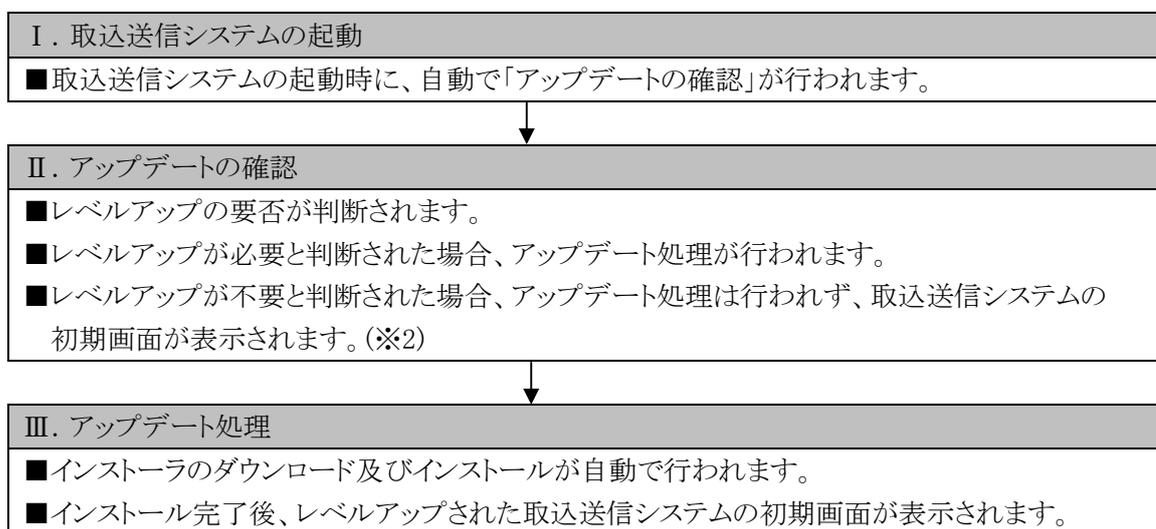
自動アップデート機能により取込送信システムの最新バージョンのリリース情報を電子請求受付システムへ確認(以下、「アップデートの確認」といいます。)します。「アップデートの確認」の結果、システムの最新バージョンがリリースされている場合、最新バージョンのシステムへのレベルアップを自動で行います。

①「アップデートの確認」の処理イメージ

「アップデートの確認」の処理イメージは、以下の通りです。

(i) 自動でアップデートを確認する

取込送信システムの起動時に、自動で「アップデートの確認」が行われます。(※1)



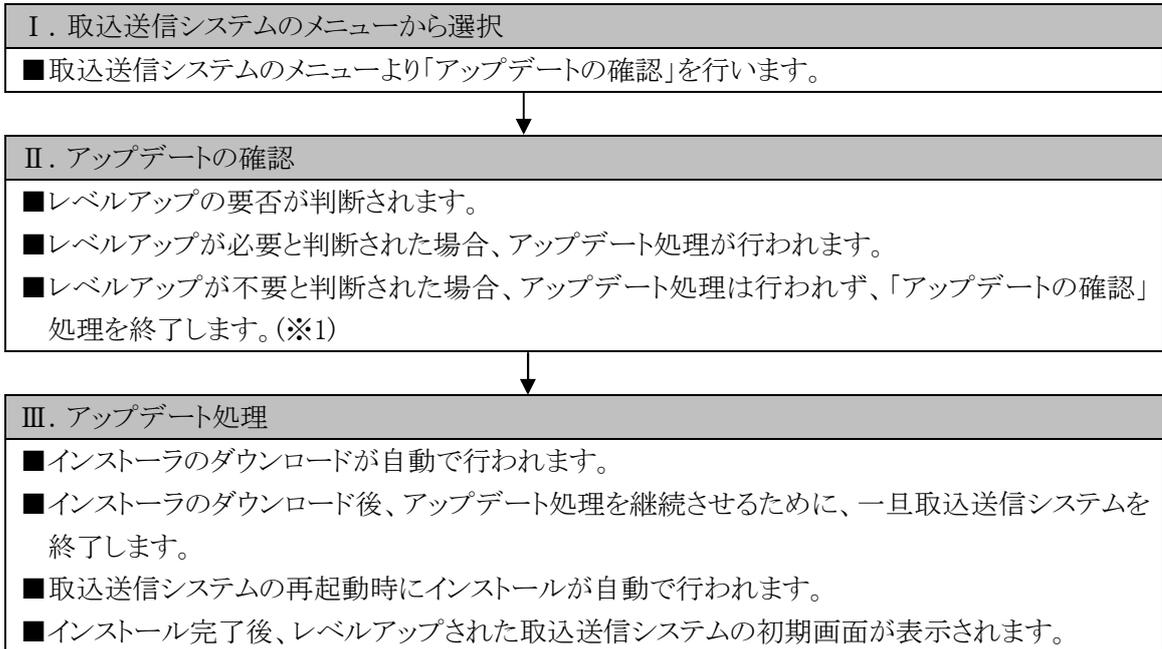
※1 取込送信システムの起動時に自動で「アップデートの確認」を行う場合、「アップデートの確認」の動作設定が必要です。設定方法については、「②「アップデートの確認」の動作設定」を参照してください。

※2 「アップデートの確認」は、以下の場合、行われません。

1. 【自動アップデート設定】画面で[手動でアップデートを確認する]を選択している場合
2. 事業所情報の登録件数が 0 件の場合
3. 同一日にすでに「アップデートの確認」が行われていた場合
(「アップデートの確認」は、1 日 1 回だけ行われます。)

(ii) 手動でアップデートを確認する

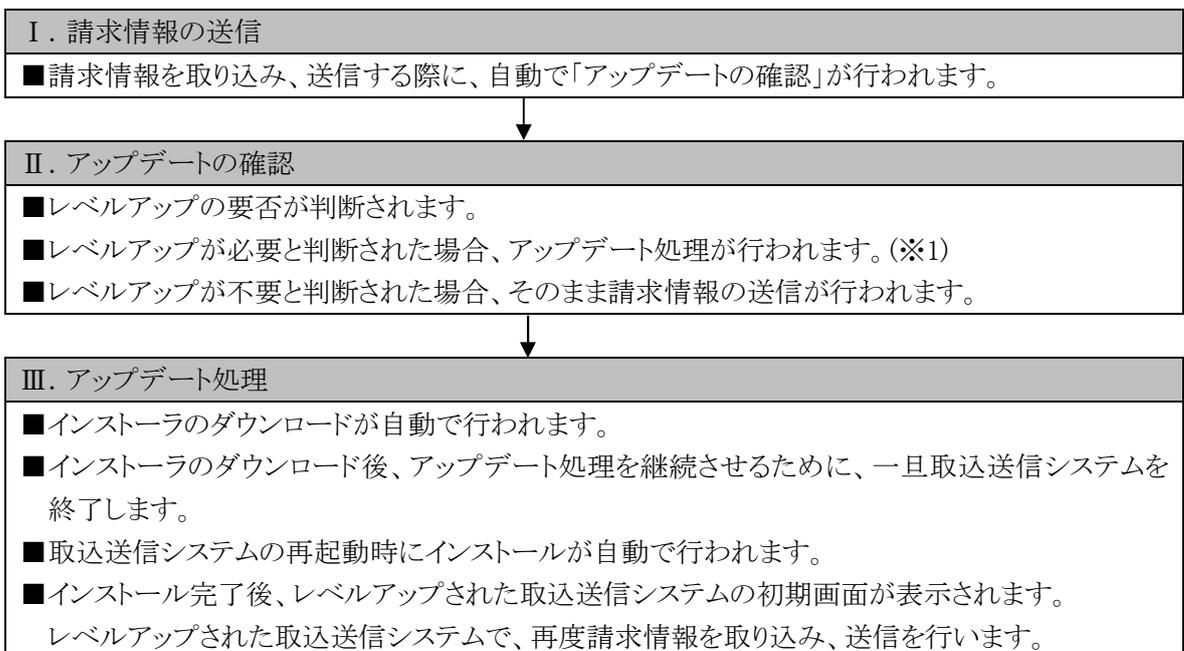
取込送信システムのメニューより事業所が任意で「アップデートの確認」を行います。



※1 「アップデートの確認」は、事業所情報の登録件数が0件の場合、行われません。

(iii) 請求情報送信時にアップデートを確認する

最新バージョンの取込送信システムで請求が行われるよう請求情報の送信時に、自動で「アップデートの確認」が行われます。



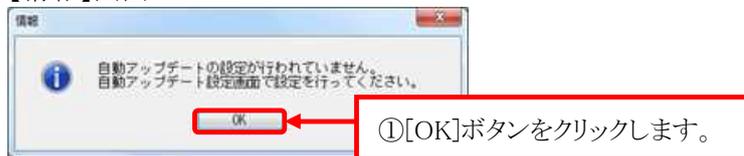
※1 アップデート処理区分が「強制アップデート」の場合、アップデート処理が行われます。

②「アップデートの確認」の動作設定

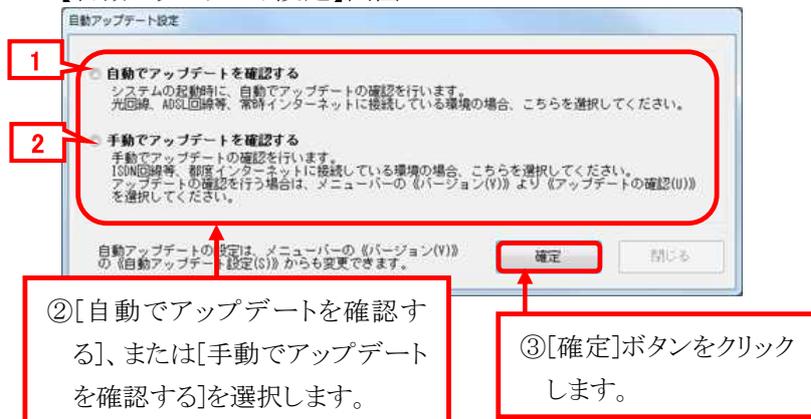
自動アップデート機能に対応した取込送信システムを初めて起動すると、「アップデートの確認」の動作設定を促す【情報】画面が表示されます。

【情報】画面で[OK]ボタンをクリックすると、【自動アップデート設定】画面が表示されるので、「アップデートの確認」の動作設定を行います。

【情報】画面



【自動アップデート設定】画面



「アップデートの確認」の動作設定の項目は以下の通りです。

No	項目	内容
1	自動でアップデートを確認する	取込送信システムの起動時に自動で「アップデートの確認」を行う場合、選択します。
2	手でアップデートを確認する	手動で「アップデートの確認」を行う場合、選択します。 取込送信システムの起動時に自動で「アップデートの確認」は行われません。

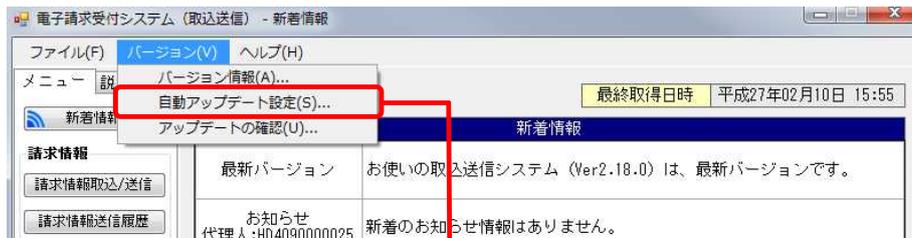


Point ! メニューからの「アップデートの確認」の動作設定について

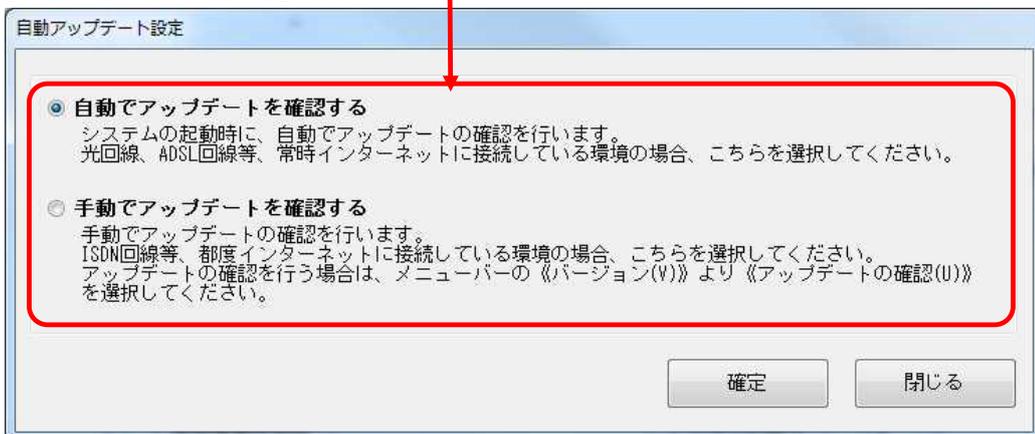
取込送信システムの【自動アップデート設定】画面より、取込送信システムの起動時に「アップデートの確認」を自動で行うかどうかを設定することができます。

取込送信システムの各画面の上部に表示されている《メニューバー部》の《バージョン(V)》より、《自動アップデート設定(S)》を選択し、【自動アップデート設定】画面を表示します。

(取込送信システムの各画面)



【自動アップデート設定】画面

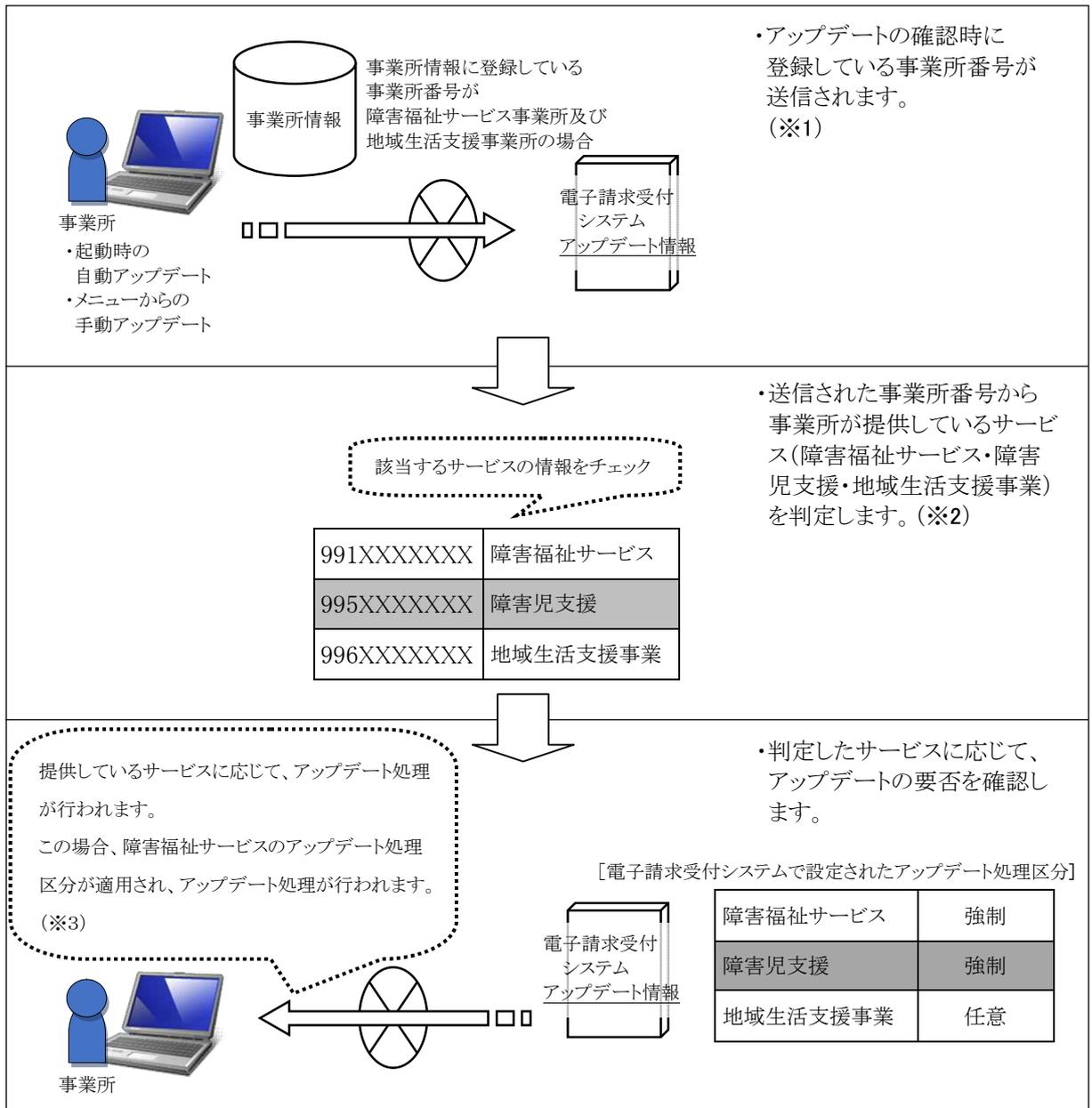


③取込送信システムの自動アップデート判定について

取込送信システムの自動アップデート機能において、アップデート情報の確認は事業所(または代理人)が提供しているサービス(障害福祉サービス、障害児支援、または地域生活支援事業)に基づいて行います。自動アップデート機能におけるアップデート情報の確認は、以下の通りです。

(i) 起動時の自動アップデート及び手動アップデート確認

取込送信システムに登録されている事業所に基づくサービスにおいて、アップデート情報の確認を行います。



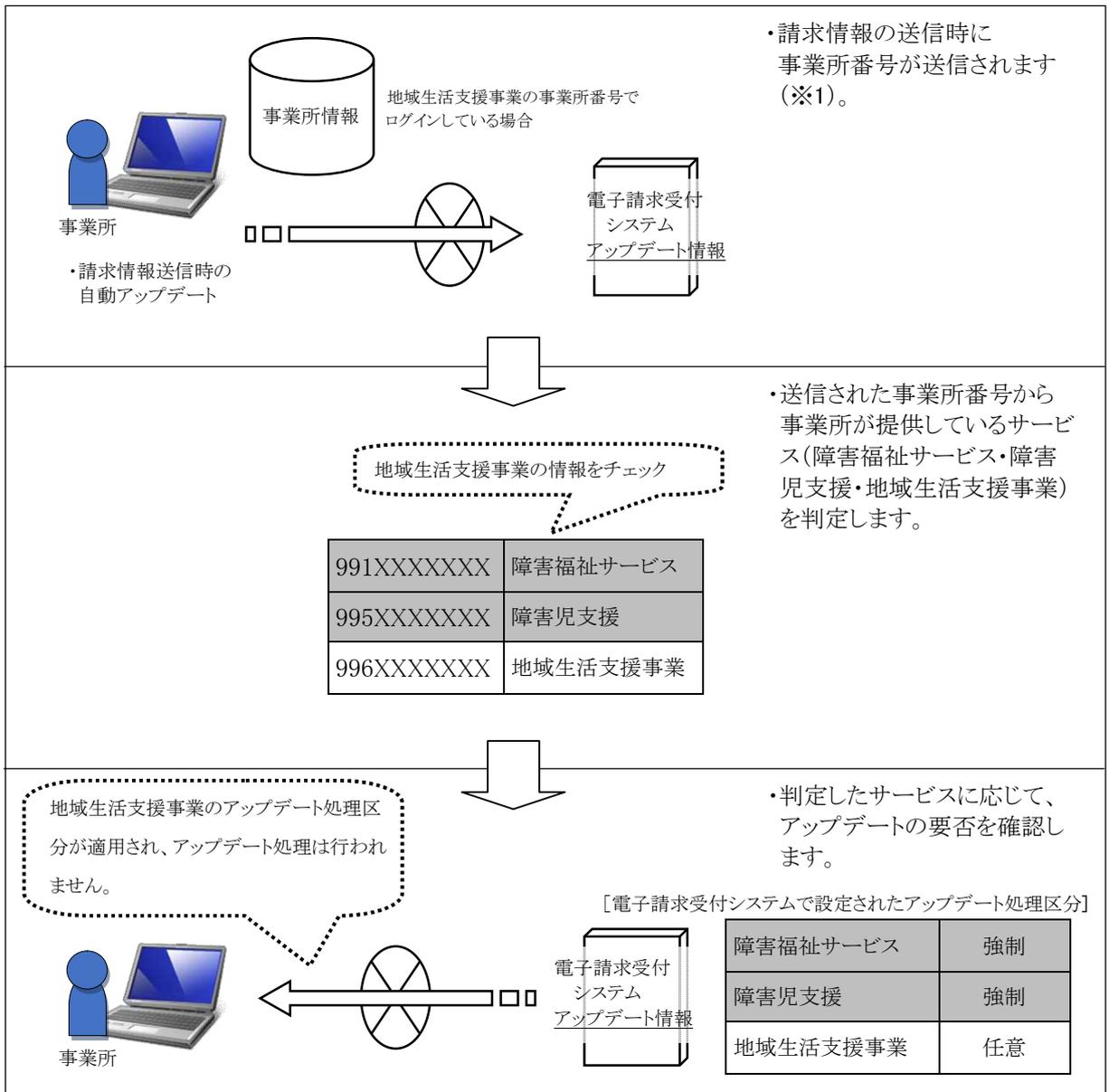
※1 複数の事業所番号を登録している場合、登録しているすべての事業所番号が送信されます。

※2 送信されたすべての事業所番号を対象に判定します。

※3 複数の事業所番号の情報が登録されており、それぞれのアップデート処理区分が異なる場合、強制力の高いアップデート処理区分が適用されます。

(ii) 請求情報送信時のアップデート確認

請求情報の送信を行う事業所に基づくサービスにおいてのみ、アップデート情報の確認を行います。



※1 複数の事業所番号を登録している場合でも、請求情報の送信を行う事業所(ログインしている事業所)の事業所番号のみが送信されます。

このページは空白です。

5. サポートソフトウェア

5.1. 機能改善について

サポートソフトウェアにおける機能改善に伴う変更点は、以下の通りです。

(1) 問い合わせ票入力ブラウザ情報項目の追加対応について

【問い合わせ票入力】画面において、「ご使用のブラウザ」欄を追加します。「ご使用のブラウザ」欄の入力は必須となります。

初期表示では、チェックボックスは未選択の状態、Internet Explorer(以下、「IE」といいます。)のバージョンについては、自動で入力されます。

※IE 以外のブラウザをお使いの場合、「その他」欄にブラウザ名及びバージョンを入力します。

The screenshot shows the 'お問い合わせ票入力' (Inquiry Ticket Input) form. The 'ご使用のブラウザ' (Browser Used) field is highlighted with a red box. A red callout box points to the 'Internet Explorer (11)' selection, stating: 'IE のバージョンが自動で入力されます。' (IE version is automatically input). Another red callout box points to the 'その他 ()' (Other) field, stating: 'IE 以外のブラウザをお使いの場合、その他の () 欄に入力します。' (If using a browser other than IE, input it in the 'Other' field). A third red callout box points to the 'ご使用のブラウザ' field, stating: 'IE、またはその他のいずれかを選択します。' (Select either IE or other). The form includes fields for ID, name, address, and system information, with a '必須入力項目' (Required Input Item) indicator in the top right. At the bottom, there are buttons for 'お問い合わせセキア' (Clear), '全てクリア' (Clear All), '印刷' (Print), '作成' (Create), and '終了' (End).

お問い合わせ票入力		※は必須入力項目です								
ID種別と番号 (ご使用のIDをご記入願います。)*	事業所ID 代理人ID	起票日時	平成	27	年	4	月	20	日	10:00
事業所名等	カナ *									
	漢字 *									
ご担当者名	カナ									
	漢字									
ご連絡先	担当部署									
	TEL.									
	メールアドレス									
ご使用のOS *	Windows 7 Professional Service Pack 1 (AMD64)									
ご使用のブラウザ *	<input checked="" type="checkbox"/> Internet Explorer (11)		<input type="checkbox"/> その他 ()							
サービス種別 *	<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉サービス <input checked="" type="checkbox"/> 障害児支援 <input checked="" type="checkbox"/> 地域生活支援事業									
ご使用のシステム *	簡易入力システム	取込システム	その他							
	障害福祉サービス:Ver2.18.0	Ver2.18.0	マニュアルビューア:Ver1.4.0	お問い合わせ票入力 :Ver1.4.0						
	障害児支援:Ver2.15.0									
お問い合わせ件名										
お問い合わせ内容 *	(どの画面で、どのような問題が発生しているかを詳しくご記入願います。)									

入力内容 (特に連絡先) に誤りがないかご確認ください。

お問い合わせセキア 全てクリア 印刷 作成 終了

事業所IDを入力します v1.4.0

(2)自動アップデート機能の対応について

マニュアルビューア及び問い合わせ票入力を同梱するサポートソフトウェアインストーラ(以下、「サポートソフトウェア」といいます。)において、システムのレベルアップ作業を自動化する自動アップデート機能への対応を行います。

自動アップデート機能によりサポートソフトウェアの最新バージョンのリリース情報を電子請求受付システムへ確認(以下、「アップデートの確認」といいます。)します。「アップデートの確認」の結果、システムの最新バージョンがリリースされている場合、最新バージョンのシステムへのレベルアップを自動で行います。

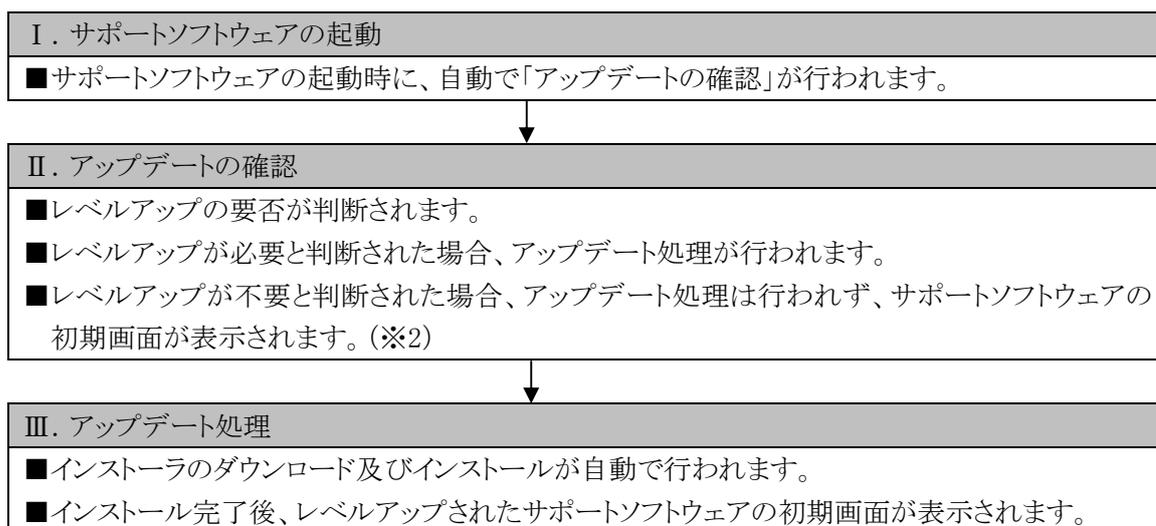
なお、サポートソフトウェアのレベルアップによって、同梱されているマニュアルビューア及び問い合わせ票入力の両方がアップデートされます。

①「アップデートの確認」の処理イメージ

「アップデートの確認」の処理イメージは、以下の通りです。

(i) 自動でアップデートを確認する

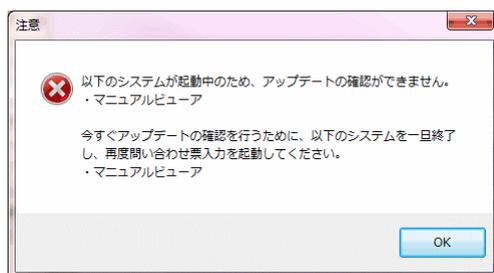
サポートソフトウェアの起動時に、自動で「アップデートの確認」が行われます。(※1)



※1 サポートソフトウェアの起動時に自動で「アップデートの確認」を行う場合、「アップデートの確認」の動作設定をおこないます。設定方法については、「②「アップデートの確認」の動作設定」を参照してください。

※2 「アップデートの確認」は、以下の場合、行われません。

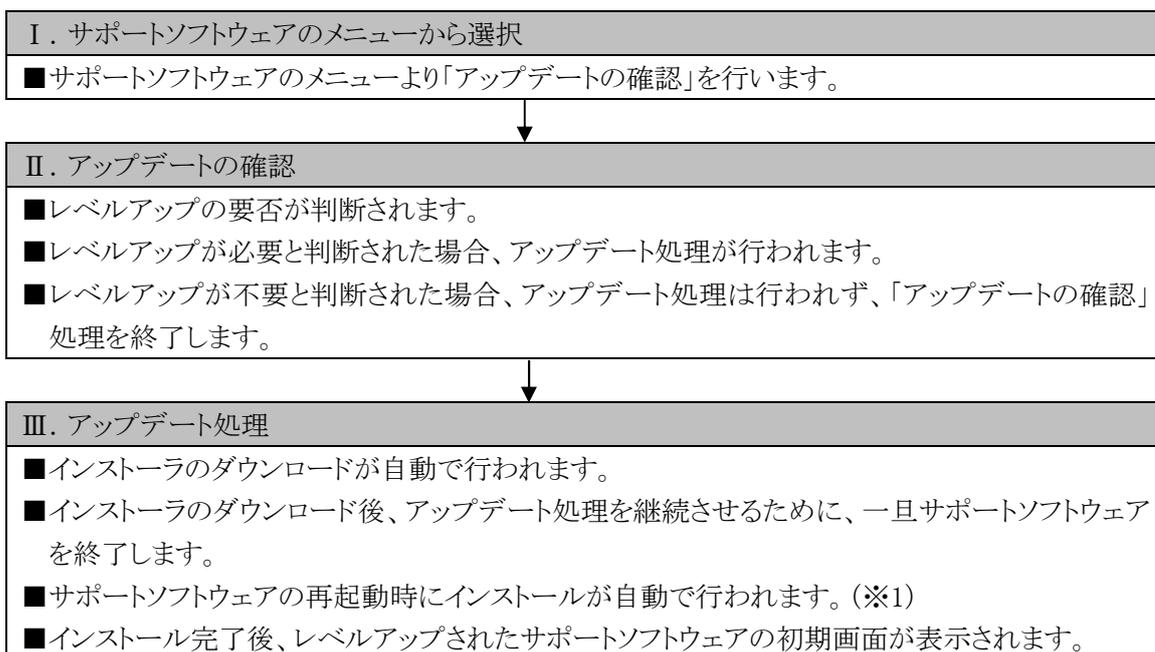
1. 【自動アップデート設定】画面で[手動でアップデートを確認する]を選択している場合
2. 同一日にすでに「アップデートの確認」が行われていた場合
(「アップデートの確認」は、1日1回だけ行われます。)
3. サポートソフトウェアの他方のシステムが起動中の場合
 - ・マニュアルビューアで「アップデートの確認」を行う際、問い合わせ票入力起動中の場合
 - ・問い合わせ票入力で「アップデートの確認」を行う際、マニュアルビューアが起動中の場合
(それぞれの場合、【注意】画面が表示されます。)



上記の場合、それぞれのシステムの初期画面が表示されます。

(ii) 手動でアップデートを確認する

サポートソフトウェアのメニューより事業所が任意で「アップデートの確認」を行います。



※1 アップデートの処理は、以下の場合、行われません。

- ・マニュアルビューアで「アップデートの確認」を行う際、問い合わせ票入力起動中の場合
- ・問い合わせ票入力で「アップデートの確認」を行う際、マニュアルビューアが起動中の場合

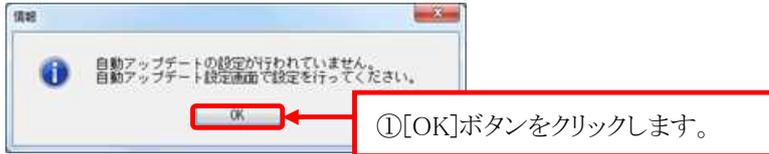
上記の場合、それぞれのシステムの初期画面が表示されます。

②「アップデートの確認」の動作設定

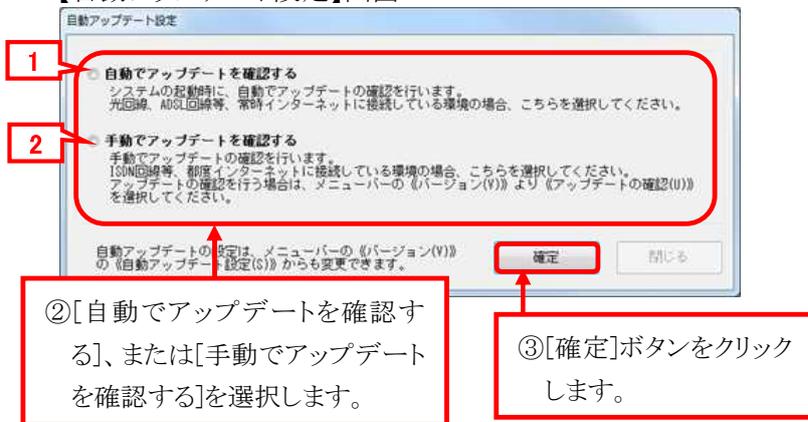
自動アップデート機能に対応したサポートソフトウェアを初めて起動すると、「アップデートの確認」の動作設定を促す【情報】画面が表示されます。

【情報】画面で[OK]ボタンをクリックすると、【自動アップデート設定】画面が表示されるので、「アップデートの確認」の動作設定を行います。

【情報】画面



【自動アップデート設定】画面



「アップデートの確認」の動作設定の項目は以下の通りです。

No	項目	内容
1	自動でアップデートを確認する	サポートソフトウェアの起動時に自動で「アップデートの確認」を行う場合、選択します。
2	手動でアップデートを確認する	手動で「アップデートの確認」を行う場合、選択します。サポートソフトウェアの起動時に自動で「アップデートの確認」は行われません。

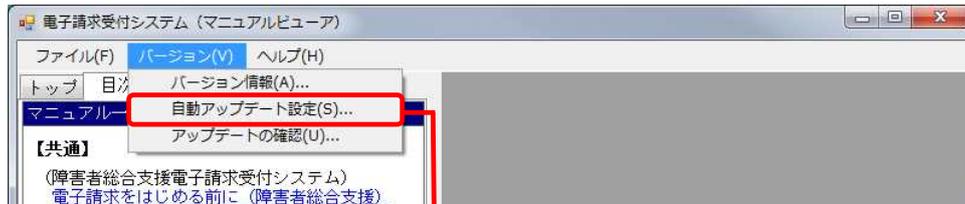


Point ! メニューからの「アップデートの確認」の動作設定について

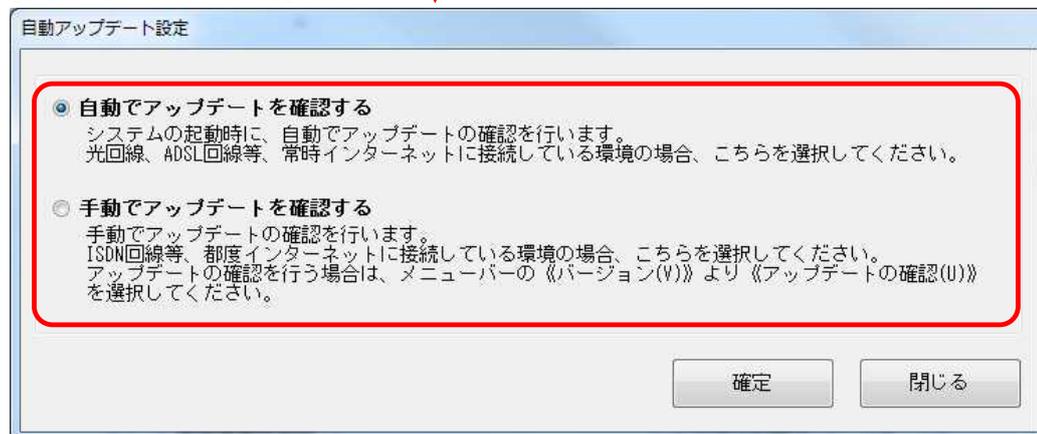
サポートソフトウェアの【自動アップデート設定】画面より、サポートソフトウェアの起動時に「アップデートの確認」を自動で行うかどうかを設定することができます。

サポートソフトウェアの各画面の上部に表示されている《メニューバー部》の《バージョン(V)》より、《自動アップデート設定(S)》を選択し、【自動アップデート設定】画面を表示します。

(サポートソフトウェアの各画面)



【自動アップデート設定】画面



このページは空白です。